

申命記

この書を申命記と稱するのは、これが天主のシナイ山で與え給うた律法御命令を申ねて記し、反復して丁寧ていねいに説といてゐるからである。但し以前に述べてなかつた掟も書き加えてある。ヘブレオ人は本書の冒頭の語から、これをエレ・ハツデバリムとよんでいる。また七十人譯聖書中にこれをギリシヤ語で *Nusepovion* というのは第二の掟おきてという意味である。

第一章

シナイ及びカデスバルネに於ける出來事と、イスラエルの民の不平並にその天罰の再録。

一 是はヨルダンの彼方、紅海に對える荒野なる平野へいやにおいて、
二 フアラン、トフェル、ラバン、及び黄金甚だ多きハセロトの間にて、
三 モイゼがすべてのイスラエル人に告げし言なり。
四 ホレブのよりセイル山を経て、カデスバルネに至るは、
五 十日の行程なりき。四十年目の第十一月、その月の一日に、
六 モイゼはイスラエルの裔等に向かいて、主が彼等に云うべし

第一章 1) ヘブレオ語「アラバなる荒野において」。
アラバは死海の南端からアカバ灣に及ぶ大きい谷地。
2) 申命記ではシナイ山の代りに、ホレブという名が用いられている。

四 と命じ給える事を、悉く告げたり。四そは、彼がへセボンに住み居たるアモル人の王セホンと、アスタロト及びエドライに住み居たるバサンの王オグとを討ちたる後にして、³⁾五ヨルダンの彼方、モアブの地に在りし時のことなりき。モイゼすなわち律法を説明し始めて、云いけるは、⁴⁾六主我等の天主、ホレブにおいて我等に告げて曰わく、⁵⁾汝等のこの山に留まること既に久し、⁷⁾汝等、轉じてアモル人の山に到り、またその他これに隣れる諸所、即ち平野、山地、南方の低地、海邊に到り、カナアン人の地、リバノンの地に赴き、大河エウフラトにまで及ぶべし。⁸⁾八視よ、⁹⁾と彼は曰いぬ、¹⁰⁾我はその地を汝等に付せり、入りて之を獲よ、是ぞ主が汝等の父祖アブラハム、イサーク、ヤコブに向かいて、彼等とその後胤とに與えんと誓い給いしものなる。¹¹⁾九またかの時我は汝等に云えり、¹²⁾一〇我獨りにては汝等を支うる能わす、¹³⁾

3) 民二一・二四。
 4) モイゼが死ぬ前にイスラエルの民に向かつて語つた三大訓戒(一・六—四・四〇)の最初のがこれから始まる
 5) カデスの北にあるネゲブの山地にはアモル人が住んでいた。これは聖地の南境で、他の三境をも普通に使われている名稱で擧げてみれば、西は地中海、北はリバノン、東はエウフラト河で限られていた。一のイエトロの忠告については、出一八・一二以下参照。

二 彼は主汝等の天主、汝等を増殖し給いて、汝等今日空の星の如く多くなりた
 一三 ればなり。(一) (希わくは主汝等の父祖の天主、この數になお幾千を加え、そ
 一三 の告げ給える如く、汝等を祝し給わんことを。) (二) 我獨りにては汝等の用務
 一三 と重責と争いとに得堪えず。(三) 汝等の中より、智慧あり知識あり、その行爲
 一四 も汝等諸族の間に是と認められたる人々を選べ、さらば我之を立てて汝等の
 一四 長となさん。"と。(四) その時汝等は我に答えたり、"汝の爲さんとする事や
 一五 善し。"と。(五) よりて我は汝等諸族の中より智慧あり聲望ある人々を探り、
 一六 之を立てて長となし、千夫長、百夫長、五十夫長、十夫長として、萬事汝等
 一六 に教えしめたり。(六) 時に我彼等に命じて曰いぬ、"この人々の言分を聴き、
 一七 それが汝等の同國人にもせよ、他國人にもせよ、正義に循いて審判け。(七) 此
 一七 かも人々を差別することあるべからず。汝等、大なる者にも小なる者にも聽
 一七 くべし。また何人をも依怙最負すべからず、そは天主の審判なればなり。し
 一七 かして、汝等に難しと見ゆることあらば、そを我に告げよ、さらば我之を聽

のアブラ
 ハムに對
 する主の
 御約束。
 創一五。
 五參照。

一九八 かん。〃と。8) かくて我は汝等のなすべき事を、悉く命じたり。一九つ次いで

主我等の天主の我等に命じ給える如く、我等はホレブを出發ちて、アモル

人の山に至る途次、汝等も見しかの恐ろしきいと大いなる荒野を通りしが

カデスベルネに9) 來れる時、二〇我、汝等に云いけるは、〃汝等は、主我等

の天主の我等に與えんとし給うアモル人の山に來りぬ。二一主汝の天主が、

汝に賜う地を見よ。主我等の天主が、汝10) の父祖に告げ給いし如く、上り

行きて11) 之を獲よ。怖るるなかれ、またつゆ臆するなかれ。〃と。二三時に

汝等みなわが許に來りて云いけるは、〃我等人を遣りてかの地を偵察せし

め、いずれの途より上るべきか、いずれの市邑に行くべきかを我等に報告

せしめん。〃と。12) 二三その言う所わが心に適いしかば、我は支族毎に一人

ずつ、汝等の中より十二人を遣しけるが、二四彼等、出發ちて山に上り、葡

萄溪まで行きてかの地を偵察し、二五その地味肥えたるを證示さん爲その果

實を取り、之を我等の許に持ち來りて云いけるは、〃主我等の天主の我等

8) 約七・二四。

利一九・一五。

本一六・一九。

箴二四・二三。

集四二・一。

雅二・一。

9) 民一三・一

では、「フアラ

ンの荒野に」。

10) イスラエル

の民をさして

單數。11) エ

ジプトは低地

であるから。

12) 民一三・三。

三二・八。

二六 に賜わんとする地こそ善けれ。"と。二六されど汝等は上り行くを欲せずして、
 三七 主我等の天主の御言を疑い、二七その天幕の中にて呟きて云いけるは、"主は我
 等を憎み給う、さればこそ、我等をアモル人の手に付して滅ぼさんとて、エジ
 二八 プトの國より我等を導き出し給えるなれ。二八我等何方にか上り行くべき。使の
 者等は、その民は數甚だ多く、我等よりも丈高し。その市邑は大にして、石
 垣天を摩す。我等は其處にてエナクの裔等を見たり。"と云いて、我等の心を
 二九 挫きぬ。"と。13) 二九その時我は汝等に云えり、"怖するなかれ、また彼等を恐
 三〇 るるなかれ。三〇汝等を導き給う主なる天主は、エジプトにおいてすべての人
 三二 の眼前にてなし給える如く、御自身汝等の爲に戦い給わん。三二また、荒野にお
 いては、(汝の見たる如く、)主汝の天主、人が毎もその幼子を携うる如く、汝
 を携え給い、汝等がこの處に到るまで、歩み來れる途次常に然なし給いぬ。
 三三 されど汝等は、それにも拘らず主汝等の天主を信ぜざりき、三三主は汝等に先
 立ちて途を行き、汝等の天幕を張るべき所を定め、夜は火により、晝は雲の柱

13) 民一

三、一

四、兩

章參照

三四 により、汝等に途を示し給いしものを。14) 三四 されば主汝等の語る聲を聞

三五 ぎ給うや、怒り誓いて曰いけるは、三五 〃この悪しき代の人々は、わが汝等

三六 の父祖に誓い約したるかの善き地を、一人として見ざるべし。15) 三六 ただイ

三七 エフオネの子カレブを除く、そは彼之を見るべく、我は彼が主に従いたる

三六 によりて、その踏みし地を、彼及びその裔等に興うべければなり。〃 三七 ま

三六 た民に對するその御震怒も敢て驚くに足らず、そは主、汝等の故に我に對

三七 しても怒り給い16) かく曰いたればなり、〃汝もまた彼處に入らざるべし、

三八 汝の下僕ヌンの子ヨズエ、彼こそ汝に代りて入るべきなれ。彼を諭し勵

三九 ませ、蓋し彼は籤によりて、かの地をイスラエルに分つべきものなればな

三九 り。三九 捕虜として引き行かれんと汝等が云いしその汝等の子女、ならびに

四〇 未だなお善惡の別を知らざる汝等の幼兒等、彼等は入るべく、我之にかの

四〇 地を興え、彼等そを所有せん。四〇 さて汝等は轉じて紅海の途を取り荒野に

四一 入るべし。〃と。四一 其の時汝等我に答えけるは、〃我等は主に對して罪を

14) 出一三・二

一。民一四・

一四。一15) 民

一四・二三。

詩九四・一一。

10) モイゼは民

が水不足のた

めに騒いだ際

天主の御憐憫

を疑つて、天

主の御不興を

蒙つた(民二

〇・一二參

照。)

犯せり。17) 我等は我等の天主の命じ給える如く、上り行きて戦わ
ん。と。かくて汝等武器を執りて山に入り行かんとしたる時、18)

四二 主我に曰いけるは、「彼等に云え、上り行くなかれ、戦うな

かれ、我、汝等と共に居らざればなり。恐らくは汝等、その敵の

四三 前に殫れん。と。」 四三 我かく汝等に告げたれども、汝等は聽か

ずして主の命に抗い、思い上りて山に上り行きたり。四四 然るに山

中に住めるアモル人等出で來り、汝等を邀え撃ち、蜂の追う如く

四五 汝等を追ひ、汝等を撃破りてセイルよりホルマに及べり。四五 かく

て汝等、歸り來りて主の御前に泣きしが、彼は汝等に聽き給わず

四六 また汝等の聲を嘉せんとし給わざりき。四六 されば汝等は時久し

く¹⁹⁾ カデスバルネに住まりたり。」

17) 民の氣持が急に變つたのは、本當の變節に由るのではなかつた。

氣隨氣儘な望は單に不從順を新たにすることにはほかならなかつた。

18) 民一四・四〇。

19) この年數は二・一四に記してある。それによればカデス滞在はアラシンにおける事件をも含めて、三十八年間であつた。

第二章

エドム人、モアブ人、アンモン人等との戦を禁ぜらるゝへセボンの王セホンに打勝つ。

一 一とさて、我等は其處を出發ちて、主の我に告げ給いし如く、紅
 二 海に至る荒野に入り、時久しくセイル山を廻り歩きたり。
 三 三に主我に曰いけるは、三々汝等のこの山を廻り歩くこと、既に
 四 久し。北に赴け、¹⁾ 四また汝、民に命じて云え、汝等はセイル
 五 に住めるエサウの裔なる汝等の兄弟²⁾の境界を通るべけれど、
 六 彼等は汝等を恐れん。³⁾ 五されば深く戒心して、彼等に對し妄動
 七 するなかれ。³⁾ 蓋し我は汝等に、彼等の地を一步だに與えじ、そ
 八 は我、エサウにセイル山を所有地として與えたればなり。
 九 等、金を出し食物を買いて食し、また金を出し水を汲みて飲む
 十 べし。⁴⁾ 七主汝の天主は、汝の手のあらゆる業において、汝を

第二章

1) イスラエル人はかよりに東からカナアンに赴いたので、ヨルダン東方の地區も少し手に入れた。かくて三十八年に亘る荒野放浪の旅は、彼らの不從順に對する天主の御罰たるに止まらずまた御恩恵を蒙るよすがともなつたのである。
 2) エドム人。
 3) 汝ら怒りに驅られて戦争を始めるなかれ。

祝し給えり。主汝の天主は、汝と共に在して、汝が四十年間この大いなる荒野
 を通りたるその旅路を知り給う。さればこそ汝には何の不足もなかりしなれ。
 八 かくて我等、エラト及びアシオンガベルより平野の途を取り、セイルに住め
 るエサウの裔なる我等の兄弟の許を過ぎし後、モアブの荒野に至る途に來りぬ。
 九 その時、主我に曰いけるは、モアブ人と争うなかれ、また之と戦鬪を始む
 るなかれ。蓋し我は汝等に、彼等の地を些かも與えじ、そは我、ロトの裔等に
 一〇 アルを所有地として與えたればなり。と。一〇 エミ人先ず彼處の住民なりし
 が、大いなる強き民にして、丈いと高かりければ、エナク人の族に屬する。
 二 巨人と思われいたり、エナクの裔等に似たればなり。されどモアブ人は之を
 三 エミ人と稱ぶ。三 セイルにはまた、舊ホル人住みおりしが、エサウの裔等之を
 追拂い、討滅ぼして、其處に住めり、イスラエルが主の賜えるその所有地に住
 四 める如し。三 次いで我等はザレド川を渡らんと起ち上り、その邊に來りぬ。
 四 さて、我等がカデスバルネよりザレド川を渡るまで旅したる時日は三十八年

4) 民二
 一・一
 三。
 5) 天主
 からイ
 スラエ
 ルがそ
 の領地
 をいた
 といた
 ように
 エサウ
 もセイ
 ル山を
 いたど
 いた。

にして、主の誓い給いし如く、その代の軍人は皆終に陣中より死に絶えたり。

一五 そは、主の御手彼等を攻め、之を陣中より滅ぼし給いたればなり。一六 かくて

その軍人等皆死したる後、一七 主我に告げて曰いけるは、一八 汝、今日、モアブ

の境界なるアルと稱ぶ邑を通るべし、一九 しかしてアンモンの裔等の國境に近

づく時、汝、戒心して之と争うなかれ、また之と戦鬪を始むるなかれ。蓋し、

我は汝等にアンモンの裔等の地を與えじ、そは我、ロトの裔等に、之を所有地

として與えたればなり。〃と。二〇 これも亦巨人の國と思惟せらる、即ち昔巨人

等そこに住みおりしなり、アンモン人は之をゾムゾム人と稱ぶ、二一 そは大いな

る數多き民にして、エナク人の如く丈高かりしが、主之を彼等の前に滅ぼし給

い、その代りに彼等を住わしめ給いぬ、二三 主がセイルに住めるエサウの裔等の

爲を圖り、ホル人を滅ぼし、その地を彼等に付し給える如し、彼等は今日まで

も之を有てり。二三 ハセリムに住みてガザまで及べるヘヴ人もまた、カパドキア

人^のに追ひ拂われたり、即ち之はカパドキアより出で來りて彼等を滅し、それ

のヘブ
レオ語
では、
「カフ
トリム」
カフト
ルとは
クレタ
島の元
の名前
で、フ
イリス
ト人が
その原
始住民
であつ
た。

二四 に代りて住いたるなり。二四 汝等起ちてアルノン川を渡れ、視よ、我、へセ
 ボンの王にしてアモル人なるセホンを、汝の手に付したり。されば汝、進
 みてその地を獲んとし、彼と戦争をなせ。二五 今日より我、至天下に住う
 國民に、汝を怖じ恐るる心を與えん、かくて彼等汝の名を聞かば、恐れ戰
 きて、陣痛に悩む婦等の如くに苦しまん。二六 と。二六 ここにおいて我、カデ
 モトの荒野よりへセボンの王セホんに使者を遣し、平和の言を之に託して
 云わしめけるは、⁸⁾ 二七 我等は卿の國を通らんとす、されど我等は大路を
 往かん、右にも左にも曲らじ。二八 金を取り我等に食物を賣りて食せしめ
 ま。また金を取り我等に水を與えよ、かくの如くにして我等飲まん。願う
 所はただ、卿の我等に通過を許し給わんことのみ、二九 即ちセイルに住める
 エサウの裔等と、アルに住めるモアブ人との爲したる如くになし給え、さ
 らば終に我等ヨルダンに到りて、主我等の天主が我等に與え給える地に渡
 らん。三〇 と。三〇 然るにへセボンの王セホンは、我等を通らしむることを肯

7) ヨルダン河の彼方の地は嚴密に云えば約束された地の一部ではなかつた。たゞそこに住んでゐる民族が通過を拒否したので、これと戦い、これを征服したに過ぎなかつた。
 8) 民二一・二一。

ぜさりき。これ、主汝の天主が、今汝の見る如く、彼を汝の手に付さん爲に、その精神を頑にし、その情を剛くし給いしによるなり。9)

三一 その時主我に曰いけるは、¹⁰⁾ 視よ、我今セホンとその地とを汝に付

三二 さんとす。進みて之を獲よ。¹⁰⁾ と。10) 三三 さて、セホンはその民を悉く

三三 率いて出で來り、我等を邀撃ち、ヤサにおいて闘いしが、^{三三} 主我等の

天主、彼を我等に付し給いしかば、我等は彼をその子及びそのすべて

三四 の民諸共撃破りぬ。^{三四} かくて我等その時にすべての市邑を取り、その

三五 住民は男も女も兒童も之を殺し、その何者をも殘さざりき。^{三五} ただし

家畜は之を取りたる人の有となり、また市々よりの鹵獲物は我等之を

三六 取りたり。^{三六} アルノン川の岸邊なるアロエル、谷に在る邑よりガラ

ドまで¹¹⁾ 我等の手を免れたる村や邑は一つもあらざりき。主我等の天

三七 主は之を悉く我等に付し給いしなり、^{三七} ただ然らざりしは、我等が近

づかざりしアンモンの裔等の地と、イエボク川¹²⁾の邊一帶と、山中の

9) 曾てのフアラオに對する如く。出

四・二一—二三參

照。

10) 歴二・九。

11) アルノン川と、

ラバト・アンモン

からヨルダンまで

眞直に引いた線と

の間にある地域全

部。

12) ヤボク川の上流

イエボク川は、ア

ンモン人の領地と

セホン王の國とを

分つていた。

市邑と、凡て主我等の天主が我等に禁じ給える處のみ。」

第三章

バサンの王オグに打勝つールベン族、ガド族、及びマナツセの半族
ヨルダンの彼岸に所有地を得。

一 二ついで我等は、轉じてバサンの路を行きしが、バサンの王オグはその民を率いて出で來り、我等を邀撃ち、エドライにおいて闘わんとしたり。1)
二 時に主我に曰いけるは、「彼を恐るるなかれ、そは彼、そのすべての民とその地と共に、汝の手に付されたればなり。故に汝、ヘセボンに住みおりしアモル人の王セホンになしたる如く、彼になすべし。」と。2) 3) かくて主我等の天主は、バサンの王オグとそのすべての民とをも我等の手に付し給いければ、我等は之を撃ちて全滅せしめ、3) 4) そのすべての市邑を一時に荒廢せしめたり。我等を免れし邑は一つもあらざりき。即ち取りたる市邑六十、これ、バサンにおけるオグの王國なりしアルゴブ4) の地の全部なり。

第三章 1) 民

二一・三三。

本二九・七。

2) 民二一・二

四、三四。

3) 民二一・三

五。一4) ギリ

シヤ人が後に

トラコニテイ

デと稱んだ石

の多い荒地。

五 その市邑は皆いと高き石垣、門、門ありて堅固なりき。なお外にも石垣のあらざる邑數多ありたり。我等はヘセボンの王になしたる如く、之を滅ぼし、すべての市邑を荒廢し、男も女も兒童も鑿殺しにせり。とされど家畜と市邑より奪いし物とは、我等之を取りて自己が獲物となしぬ。

八 その時我等がアモル人の王兩人の手より取りたるは、ヨルダンの彼岸の地をアルノン川よりヘルモン山まで、これはシドン人サリオンと稱びアモル人サニルと稱ぶ。即ち平野に在るすべての市邑と、ガラードの全地、バサンの地をバサンにおけるオグの王國の市邑セルカ及びエドライまで全部なりき。蓋し、巨人の種族の中残れるはたゞバサンの王オグのみ。彼の鐵の寢臺はアンモンの裔等のラバトに在りて、見るを得べし。そは男の手より肘までの長さクビトを以て測るに、長さ九クビト、幅四クビトあり。その時に我等、アルノン川の岸邊なるアレオルより、ガラード山の半まで、この地を獲たるが、我はその市邑を、ルベンとガドとに

路三・一參照。
 ダマスコの南にある。
 ⑤本四・四八。
 ⑥これは多分玄武岩で出來ている有史以前の墓のこと
 を云つているのである。
 この寸法は普通のクビトによつて換算すれば、長さ四・〇五メートル、幅一・八メートルとなる。

二三 與えたり。7) 一三 我はまたガラードの殘部と、オグの王國バサンの全部と、アルゴブの地の全部とを、マナツセの支族の半に付したり。バサンの全地は巨人の國と稱せらる。一四 マナツセの子ヤイルは、ゲツスリ及びマカテイの境界までアルゴブの全地を獲、バサンを自己が名に因み、ハヴオト・ヤイル、即ちヤイルの市邑と稱びて、今日に至りぬ。8) 一五 マキルには、我またガラードを與え、一六 ルベンの族とガドの族とには、ガラードの地をアルノン川までとその川の半と、アンモンの裔等の國境にあるイエボク川に至るまでの境界の地と、一七 荒野なる平野と、ヨルダンと、ケネレト9) より荒野の海、即ち鹽海10) に至るまで、東の方ファスガ山の麓に至るまでの地とを與えたり。一八 さて我は、その時汝等11) に命じて云いぬ、**「主汝等の天主、汝等にこの地を與えて相傳の地たらしめ給う。されば汝等壯夫は皆、武器を執りて汝等の同胞なるイスラエルの裔等に前んじて出征き、一九 汝等の妻子及び家畜は、之を遺しおけ。そは、我、汝等が數多の家畜を有てることを知るが故にして、是等はわ**

7) 民三二

・二九。

8) 一三節

の終と同

様、これ

も書き寫

した人の

説明挿入

文。

9) チベリ

アデの湖

10) 死海。

11) ヨルダ

ン川の彼

方なる諸

支族。

二〇 が汝等に付したる市邑に止まり、三〇主が汝等に賜いし如く、汝等の同胞にも安息を賜い、彼等もまたヨルダンの彼岸においてその賜う地を獲ん時を俟つべきなり。その時には、人各自わが汝等に與えたるその所有地に歸るべし。

三一我またかの時、ヨズエに命じて云いぬ、汝の眼は、主汝等の天主がこの二人の王になし給える所を見たり。彼は汝が通り行くすべての王國に對しても然なし給わん。三二これを恐ることなかれ、そは主汝等の天主、汝等の爲に闘い給うべければなり。三三と。三三かくて我かの時主に求め奉りて申しけるは、三四主なる天主よ、汝はその下僕に、汝の偉大さと最強き手とを、示し始め給いたり、蓋し、汝の御業を行い、汝の御力に比肩し得る神は、天にも地にも、他にまた是あらざるなり。三五されば我は渡り行きて、ヨルダンの彼岸なるかの佳き地と、かの麗しき山と、リバノンとを見ん。三六と。三六されど主は、汝等の故に、我に對して怒り、我に聽き給わずして¹³⁾ 日いけるは、既^すに足^たれり、その事は最早我に云うなかれ。三七フアスガの山頂に登り、眼

12) 民二七・一八。
13) 天主は私に罰を免じて下さらぬ思召であつた。それは私が罰せられないうことによつて、汝らの驕慢が増長しないためであつた。

二八 汝はこのヨルダンを渡るべからざるなり。¹⁴⁾ 二九ヨズ
 エに命じて、之を勵まし、之に力をつけよ。そは彼
 この民に先立ち行きて、汝の見るべき地を、彼等に
 分つべければなり。¹⁵⁾ 二九 かくて我等は、フオ
 ゴルの宮に對える谷に住まりぬ。¹⁶⁾」

第 四 章

モイゼ天主の十誠の遵守を民に奨む—ヨルダンの彼岸の三都市を
 指定して避難地となす。

一 二「さて¹⁾ イスラエルよ、わが汝に教うる誠命と律法
 とを聽け、そは之を行ふによりて汝生くるを得、²⁾
 また主汝等の父祖の天主が、汝等に賜わんとする地
 に入りて、之を領するを得んがためなり。 二 汝等、

¹⁴⁾ 汝の使命は果された。モイゼは償い
 として、自分の働きの成果を見ないと
 いう犠牲を拂わなければならなかつた
 —本三一・二。三四・四。—¹⁵⁾ 使徒た
 ちに對するイエズスの御言葉參照（約
 四・三六、三七）。—¹⁶⁾ 本四・四六參照。
 最後の宿營地である。

第四章 1) 神政の歴史を要約略述した
 後、モイゼは慈父のような温情を以て
 然しながら切々と、從順を勸告する。
 2) 死なず。

三 わが汝等に告ぐる言に加うる所あるべからず。また之より減ずる所あるべからず。わが汝等に命する主汝等の天主の御誠命を守れ。汝等の眼

四 はすべて主がペールフェゴルに對して爲し給いし所、彼がその禮拜者を汝等の中より悉く滅ぼし去り給いし様を見たり。されど、主汝等の

五 天主に附きたる汝等は、皆生存らえて今日に及びぬ。我が主わが天主の我に命じ給える如く、汝等に誠命と律法とを教えしは、汝等の知ると

六 ころ、されば汝等、その獲べき地において、之を行ひ、所行によりて之を守り果たすべし。そは、これこそ諸國の眼前において、汝等の智慧

七 たり分別たり。彼等この諸々の誠命を聞きて、智慧あり分別ある民、大いなる國人を看よ。と云うべければなり。かくも大いにして、我

八 等の天主が我等の一切の祈願に臨み給う如く、然く身近に神々を有する國人は、また他に是あらざるなり。實に、禮式と、正しき定則と、ま

た我が今日汝等の眼前に掲げんとする諸々の律法とを有てる如き、かく

3) 民二五・四。

4) イスラエル族

は他の諸民族にまさつて次の二大特長を具えていた。それは第一、天主を中心としていたこと第二、他民族に比類を見ぬような律法を有していたことであるこの律法あればこそ、イスラエル族は全世界で賢明な分別ある民族と見なされるのである。

九 も名ある他の國民、何處にかある。九されば注意して汝の躬と汝の靈魂を
 守れ。汝の眼の見たることを忘るるなかれ。また、汝の生くる日の限り、
 汝の心よりそを去らしむるなかれ。汝は自己が子、自己が孫に、之を教う
 べし、一〇そは、汝がホレブにおいて、主汝の天主の御前に立てる日よりな
 り。その時主は我に告げて曰いぬ、
 〃わが許に民を集め、以て彼等をし
 てわが言を聽かしめ、その地上に生くる間何時も、我を畏るることを學ば
 しめ、且その子女に教えしめよ。〃と。二次いで汝等、天までも焰をあげて
 燃えおり、暗くして雲あり、晦冥なる山の麓に到れり。一三時に主火の中
 より、汝等に語り給いしが、汝等その言語の御聲は聞きたれども、形はつ
 ゆばかりも之を見ざりき。一三しかして彼は汝等にその契約を示し、之を守
 ることを汝等に命じ給い、また十の言を示し、之を二枚の石板に記し給い
 ぬ。一四その時主は、汝等が領する地において、行すべき禮式と定則とを
 汝等に教うべしと、我に命じ給えり。一五されば注意して汝等の靈魂を守れ。

5) 天主が汝に
 なし給うた所
 わけてもシナ
 イ山で汝に律
 法を授け給う
 た日のそれを
 汝の子女に教
 えよ。
 6) 出一九・一
 八。一の即ち
 十誡。一 出二
 〇・二一、二
 二、二三。

一六 ホレブにおいて、主火の中より語り給いし日には、汝等何の肖像をも見ざりしが、一六これ、汝等が迷わされて自己が爲に彫りたる、もしくは描きたる男又は女の肖像、⁸⁾ 一七地の上¹⁷に在る獸の肖像、天が下を翔る鳥の肖像、¹⁸ 一八地の上を動く爬虫類の肖像、地の下の水の中に住む魚の肖像を造ることなからん爲、¹⁹ 一九また、汝が目を翹げて天を望み、空の日、月、諸々の星辰を見て謬見に迷わされ、主汝の天主の天が下なるすべての國民の用にと創造り給えるこれらの物を拜し、これらの物を祀ることなからん爲なりしなり。²⁰ 二〇かくて主は汝等を取りて、エジプトの鐵の籠より導き出し、今日の如く汝等をその世嗣の民となし給えり。²¹ 二一然るに主は、汝等の言の故に我に對して怒り給い、我がヨルダンを渡ることなく、またその汝等に賜わんとする佳き地に入ることなかるべきを、誓い給いぬ。²² 二二視よ、我はこの地において死し、ヨルダンを渡ることなからん。されど汝等は渡りてかの勝れたる地を獲べし。²³ 二三戒心して、主汝の天主の、汝と結び給いし契約を

8) 一七節から一九節にわたつて、偶像禮拜のすべての形式がみごとくに要約してある。それは結局、祖先を神に祀ることと自然力を神として崇めるところとの二つに歸する。
 9) 本一・三七。

二五 忘れ、主が造ることを禁じ給える物の肖像を、己が爲に刻み造ることなか
 二四 れ。二四) 彼は主汝の天主は、焼盡す火、妬む神なればなり。10) 二五) 汝等もし子
 や孫を儲けて、その地に住まり、心迷いて己が爲に何物かの肖像を造り、
 二六 主汝等の天主の御前に悪をなしてその御震怒を招くことあらば、二六) 我、今
 日天地¹¹⁾を呼びて證す、汝等、ヨルダンを渡りし後領すべきかの地より、
 速かに滅び去るべし。汝等は彼處に久しく住まることが得ず、主汝等を滅
 二七 ぼし給い、二七) また汝等を諸々の國民の中に打散らし給わん。かくて汝等は
 二八 主の汝等を導き給う國民の中に、纔かに残らん。12) 二八) 然も汝等は其處にお
 いて、人々の手に成れる、見ることも聞くことも、食うことも嗅ぐことも
 二九 なき木や石の神々に仕えん。二九) されど汝、其處において主汝の天主を求む
 る時は、之を見出すべし、但しその然るは汝が心を盡し、靈の惱を盡して
 三〇 之を求むる場合においてのみ。三〇) この豫言せられし一切の事汝に起りし後
 三一 汝終に主汝の天主に立歸りて、その御聲を聽くに至らん。13) 三一) 主汝の天主

10) 來一二・二
 九。——11) 天使
 と人間。

12) モイゼは、
 約束の地から
 の追放、分散、
 減少、完全な
 墮落等、相次
 ぐ不幸を彼ら
 に説く。

13) かくの如く
 エデア人は、
 最後に改心す
 るであらう。

三三 は、憐憫深き天主なればなり。彼は汝を棄て給わず、汝を全くは滅ぼし給わず、また汝の父祖に誓い給いし契約を忘れ給わじ。三三天主地の上に人を創造

三三 り給いし日より、汝の前にありし往古の日々に問え、天のこの極よりかの極

三三 まで、嘗て行われし例、知られし例にして、三三いすれの民か汝の聞きし如く

天主が火の中より語り給う御聲を聞きて、しかもなお生き存えたることあり

三四 し。14) 三三またいすれの神か、主汝等の天主が、汝等の爲に、エジプトにおい

て、汝等の眼前に諸々の事をなし給える如く、行きて誘と、試と、徴と、奇

蹟と、戦鬪と、強き手と、差伸べたる腕と、恐ろしき幻示とによりて、自ら

三五 の爲、諸國の民の中より、一つの國人を選び取ることをなせる。三五そは汝等

をして、主が天主に在し、彼の外にまた是あらざること知らしめん爲なり

三六 しなり。三六彼は汝に教えん爲、天より汝にその御聲を聞かしめ、地において

は汝にそのいと大いなる火を示し給いぬ。かく汝が火の中より出づるその御

三七 言を聞きしは、三七彼が汝の父祖15)を愛してその後胤を選び給いしが故なり。

14) イスラ

エル人は

誰でも天

主を見た

者は生き

ているこ

とができ

ない、と

信じてい

た。

15) アブラ

ハムを始

めとして

やはり荒

野で死ん

だ祖先た

ち。

三八 されば彼は汝をエジプトより導き出し、偉大なる御力をもて、汝に先立ち
 行き、⁽¹⁶⁾ 汝の到るや、大にして汝よりも強き國々の民を滅ぼし、その地に汝
 を導き入れ、今日汝の見る如く、之を汝に所有地として與えんとし給えり。
 三九 故に今日知りて汝の心に思え、主が上なる天においても、下なる地におい
 ても天主に在して、外にまた是あらざることを。^{四〇} わが汝に命ずる、彼の御
 命令と御誠とを守れ、これ、汝及び汝の後なる裔等幸福を得て、主汝の天主
 四一 が汝に賜わんとする地に永く住まるを得んためなり。^{四二} ここにおいて、モ
 四二 イゼ、ヨルダンの彼岸、東の方に三市を別ち定め、^{四三} 以て意ならずも隣人
 を殺し、その一日二日前には敵ならざりし者をして、之に逃げ行き、その市
 四三 邑のいずれか一つに遁るるを得しめんと圖れり。^{四四} そは即ち、ルベンの族の
 有なる平野に在る荒野のボソル、ガドの族の有なるガラードのラモト、マナ
 四四 ツセの族の有なるバサンのゴラン、これなり。^{四五} これ、モイゼがイスラエ
 四五 ルの裔等の前に掲げし律法にして、是等の掟と定則と禮法とは、また彼が

16) 出一三

・二一。

17) これは

第一、第

二の談話

間に挿入

された歴

史的記述

である。

— 民三五

・六、一

四。

18) 書二〇

・八。

四六

四七

四八

イスラエルの裔等に告げし所。そは彼等がエジプトより出で來り、
 四六へセボンに住みて、モイゼに殺されたるアモル人の王セホンの地
 において、ヨルダンの彼岸フオゴルの宮に對える谷に在りし時のこ
 となりき。かくてイスラエルの裔等はエジプトより出で來り、
 四七彼
 の地とバサンの王オグの地、即ちヨルダンの彼岸、日出づる方に在
 りしアモル人の王兩人の地を獲て、
 四八アルノン川の岸邊なるアロエ
 ルより、ヘルモンとも稱ばるるシオン山¹⁹⁾に至るまでと、ヨルダン
 の彼岸、東の方において、荒野の海まで、及びファスガ山の麓まで
 及ぶ平野の全部とを領したり。

第五章

十誡の反復説明。

一 さてモイゼ、イスラエルを悉く招きて之に云いけるは、「イスラ
 エルよ、今日¹⁾ わが汝等の耳に²⁾ 告ぐる定則と禮法とを聽け。之を

19) 本三・八、九からわかる如く、この山はサリオンまたはサニルとも稱ばれていた。もちろんダヴィド王が住居とした城の立つているイエルの北にあるものである。

第五章

1) イスラエルの民に對するモイ

二 學び、所行をもて之を果せ。主我等の天主は、ホレブにお
 三 いて、我等と契約を結び給いぬ。彼はその契約を、我等の
 四 父祖とは結ばずして、今ここに在る生ける我等と結び給いし
 五 なり。彼は山において、火の中より我等に、面と面とを合
 六 せて、語り給いしが、我はその時仲介者として、主と汝等
 七 との間に立ち、その御言を汝等に告げたり。そは汝等、火を
 八 恐れて山に上らざりしが故なり。時に彼曰いけるは、我は
 九 主汝の天主にして、エジプトの地、奴隸の家より汝等を導き
 一〇 出せる者なり。汝、わが眼前に他の神々を有すべからず。
 一一 汝、己が爲に彫刻物を造るべからず、また凡て上は天に在
 一二 る物、下は地に在る物、及び地の下の水の中に住む物の肖像
 一三 を造るべからず。汝、之を拜すべからず、之を祀るべから
 一四 ず、我は主汝の天主、妬む神にして、我を憎む者に對しては

ゼの第二の訓話（四・一―
 二六・一九）。―²この世代
 の人は大部分シナイ山の律
 法發布の際に列席していな
 かつた。―³「天主はたゞ我
 らの父祖とのみならず、ま
 た我らとも契約を結び給ら
 たのである」という意味。
 他の註釋者の説によればこ
 の「父祖」という語は、ア
 ブラハム、イサーク、ヤコ
 ブをさすのであると。
 4) すなわち民は直接天主の
 御聲を聞いた。―⁵出二〇・
 二。利二六・一。詩八〇・一
 一。―⁶出二〇・三。詩八
 〇・一〇。―⁷出二〇・四。
 利二六・一。詩九六・七。

一〇 父の不義の報いをその子三、四代に至るまで及ぼし、⁸⁾ 一〇 我を愛し、わが誠命を守る者に對しては、千代までも慈悲を示せばなり。二 汝、妄に主、汝の天主の御名を用うべからず、空しき事にその御名を用うる者は、罰せられでは已まざるべければなり。⁹⁾ 三 主汝の天主の命じ給いし如く、安息日を守りて之を聖ならしめよ。三 汝、六日の間働きて汝のすべての業をなすべし。二四 七日目は安息日、即ち主汝の天主の休憩なり。汝、この日にはいかなる業をも爲すべからず。汝も汝の子も娘も、汝の僕、婢も、汝の牛、驢馬も、汝のあらゆる家畜も、汝の門内に在る他國の人も然り。これ、汝の僕、婢も、汝と等しく休むを得ん爲なり。¹⁰⁾ 一五 汝、エジプトにおいて奴隸たりしに、主強き御手、差伸べたる御腕もて、汝を彼處より導き出し給いたるを憶え。さればこそ彼は、汝の安息日を守るべきことを命じ給えるなれ。一六 主汝の天主が、汝に命じ給える如く、汝の父母を敬え。これ汝、永く生くるを得、主汝の天主が汝に賜わんとする地において、身に幸あるを得んためなり。¹¹⁾ 一七 汝、

8) 出三四
 一四。
 9) 出二〇
 七。利
 一九。一
 二。靖五
 三三。
 10) 創二。
 二。出二
 〇。一〇。
 来四。四。
 11) 出二〇
 一二。
 集三。九。
 墳一五。
 四。可七
 一〇。
 弗六。二。

一一〇九八 二二 二三 二四 二五 二六 二七

殺すべからず。一八また姦淫すべからず。一九また盗むべからず。二〇また汝の隣人に對して偽證すべからず。二一汝、隣人の妻を戀うべからず、またその家畑、その僕、婢、その牛、驢馬、及びそのあらゆる所有物を食するべからず。12)

二三 これらの言を、主は山において、火と雲と暗黒の中より、聲高く汝等の全會衆に告げ給いしが、その上何事も曰わず、之を二枚の石板に録して、我に付し給いぬ。13) 二三されど汝等、その御聲の暗黒の中より出づるを聞き、山の焼くるを見るや、族長及び長老等皆我に近づきて、云いけるは、二四〇視よ、主我等の天主、我等にその御稜威と偉大さを示し給い、我等その御聲の火の中より出づるを聞き、今日、天主人と語り給いしに、人生存えたる例を知りぬ。二五されば、など我等死すべけんや、などこの大なる火我等を燒盡すべけんや。蓋し、我等もし重ねて主我等の天主の御聲を聞かば、死すべければなり。二六凡そ肉物にて、我等の聞きたる如く、活ける天主の火の中より語り給う御聲を聞き、なお生存うるを得るもの、何かある。14) 二七寧ろ卿近づき

12) 續五・二八。羅七・七。
 13) 出二〇章參照。
 この二カ所において傳えられている十誠は、本質的には同様である。
 14) この恐怖を生ずるのは、一方に天主の壓倒

て、主我等の天主が卿に曰う一切の事を聴き、我等に告げ給うべし。さら

ば我等之を聴き、之を行わん。〃と。二八主、之を聞き給いて、我に曰いけ

るは、〃我はこの民の汝に語りし言の聲を聞きたり。その云う所やすべて

宜し。二九たゞ、誰か彼等に、我を畏れ、¹⁵ 常にわが誠命を悉く守る心を抱

かしめ、彼等及びその子等をして永く幸いならしむるを得べき。三〇往きて

彼等に云え、汝等の天幕に歸れ。〃と。三一されど汝は我と共に此處に留

まれ。さらば我汝にわが誠命と、禮法と、定則とを悉く告げん。汝、わが

彼等に所有地として與えんとする地において、彼等が之を行おう、之を

彼等に教うべし。〃と。三二されば、主なる天主が汝等に命じ給う所を、守

り行え。右にも左にも逸るべからず。三三ただ主汝等の天主が命じ給える道

を歩むべし。これ汝等生くるを得、その身幸福なるを得て、汝等が所有地

に在る日を長からしむるを得んためなり。』

的な御力と御稜威とを思い他方に人間の罪深さを意識するが故である。—15) 殆ど愛に近い、子としての畏敬を以て。六・二及び一三にはこれが云つてある。

第六 章

天主を愛し、その御掟を守るべしとのすゝめ。

一 これは、主汝等の天主が汝等に教うべしと我に命じ給える掟と禮法と定則
 とにして、汝等は渡り行きて領せんとするかの地において之を行らべし。
 二 これ、汝が主汝の天主を畏れ、わが汝と汝の子と汝の孫とに命ずるその御
 誠命と御掟とを、生くる日の限り守るによりて、汝の日を長からしむるを得
 んためなり。三 聽け、イスラエルよ、主が汝に命じ給える所を、注意して行
 え。これ主汝の父祖の天主が、乳と蜜との流るる地を、汝に約し給える如く
 汝が幸福なるを得て、大いに數増さんためなり。四 聽け、イスラエルよ、主
 我等の天主は、唯一の主に在す。五 汝心を盡し、靈を盡し、力を盡して、
 主汝の天主を愛すべし。六 しかしてわが今日汝に命ずる是等の言を、汝の
 心に留め、七之を汝の子女に語り、己が家に坐する時も、旅路を行く時も、
 眠る時も、起くる時も、之を思いめぐらすべし。八 汝また之を記號として汝

第六章

1) ユデア

教の根本

信條。

2) 本一一

・一三。

瓊二二・

三七。可

一二・三

〇。路一

〇・二七。

九
一〇 汝の手に結び、汝の眼の間にかけて動かしめ、³⁾ 九なお
汝の家の閾と戸とに録すべし。⁴⁾ 一〇さて、主汝の天

主が、汝を導きて、汝の父祖アブラハム、イサーク

ヤコブに誓い給える地に入らしめ給い、汝に與うる

二
に、汝が建てしに非ざる大にして佳き市邑、二汝が

造りしに非ざるあらゆる財に満てる家々、汝が堀り

しに非ざる井、汝が植えしに非ざる葡萄園と橄欖園

一三二
とを以てし給い、二三汝食いて飽かん時は、二三努めて

心を戒め、汝をエジプトの地、奴隸の家より導き出

し給える主を忘るることなかれ。⁵⁾ 汝は主汝の天主

を畏れ、たゞ之にのみ事うべし。またその御名によ

一四
りて誓うべからず。⁶⁾ 一四汝等は己が周圍に在る諸國

一五
の民の他の神々の許に參るべからず、一五そは、汝の

3) この掟を手に結びつけ、額にかけ、戸の柱に録せという規定は、たゞ小心翼々としてその掟を守るべきことを諭す象りに過ぎないと解すべきである。しかし後世のユデア人はこれを義務として守らなければならぬ命令と思い、申六・四—九。一一・一三—二一。出一三・一—一〇、一一—一六。の諸節を細長い羊皮紙に録し、手や額に付けるようになった。ユデア人は最近まで祈る時には祈禱用革紐(ヘファイリン)を額及び左手に巻きつけていた。
4) 戸に文字を書きつける風習は、既に古代エジプトにもあつた。モイゼは同様にすることをヘブレオ人にすすめるのである。—汝の心を現世のことに向けるなかれ。—の本一〇・二〇。續四・一〇。路四・八。

中に在す主汝の天主が、妬む神に在す故にして、主汝の天主の御憤怒が汝に對いて火と燃え、彼が汝を地の面より取去り給うことのなからん爲なり。

一六 汝試みの處において、試み奉りし如く、主汝の天主を試み奉るべからず。

一七 主汝の天主の御誠命と、その汝に命じ給える御律法と御禮法とを守れ。

一八 また主の御眼に快く、善しと見ゆる所を行え、これ、汝、幸福なるを得、

且、入り行きてかの佳き地を領するを得んためなり、そは主、汝の父祖に與

えんと誓い給いしものなれば、一九 その曰える如く、汝の向う所汝の敵を

悉く討滅ぼし給わん。二〇 さて、後日汝の子汝に問いて、〃主我等の天主が

我等に命じ給える、この律法と禮法と定則とは何の爲ぞ。〃と云うことあら

ば、三 汝、之に云うべし、⁸⁾ 〃我等エジプトにおいて、ファラオの奴隸たり

しが、主強き御手もて、我等をエジプトより導き出し給えり。三三 即ち彼は我

等の眼前にて、ファラオとその一家に對し、大いなる恐ろしき徴と奇蹟とを

行い給い、三三 我等を彼處より導き出して、我等の父祖に與えんと誓い給える

の殊に、

民二〇章

または出

一七・二

以下。一

續四・七。

路四・一

二。

8) モイゼ

は子等に

對する宗

教教育の

重要性を

再三反復

して詢々

と説く。

二四 地を我等に授けんとて之に我等を入らしめ給いしなり。二四 かくて主は我等に、これらの典憲を悉く守り、主我等の天主を畏れ奉るべしと命じ給いぬ、そは我等をして生くる日の限り、今日の如く幸福ならしめん爲なりき。二五 故に我等もし主我等の天主の御前に、その命じ給える如く一切の御誠命を守り行わば、彼は我等に憐憫を垂れ給わん。』と。」

第七章

カナアン人と盟約または友誼を結ぶべからざること。

一 主汝の天主が、汝の入りて領せんとする地に、汝を導き入れ、汝の向う所、諸國の民、即ちヘト人、ゲルゲズ人、アモル人、カナアン人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人など、汝よりも遙かに數多くして汝よりも強き七つの國民を討滅ぼし給いたらん時、¹⁾ 即ち主汝の天主が彼等を汝に付し給いたらん時は、汝之を鑿殺にすべし。²⁾ 彼等と

第七章 1) いずれも汝より強い民族。一出二三・二三。三三・二。2) この命令は苛酷に思われるかも知れぬが、これは彼らを誘惑から護るためであつた。カナアン人の異教は、イスラエル人の宗教道徳にとつて、危険極まるものであつた。當時の戦争の掟によれば、それをみな殺しにするのは當然なことで、昔は誰一人これを憤慨する者はなかつたのである。

三 いかなる盟約をも結ぶべからず、また彼等に憐憫を示すべからず。³⁾ また彼等と婚姻をなすべからず。汝の娘を彼の息子に與うべからず、また彼の娘を汝の息子に娶るべからず。⁴⁾ 四 そは彼の女、汝の息子を、我に従わしめず、却つて他の神々に事えしめんと、惑わすべければなり。かくては主の御憤怒火と燃えて、速かに汝を滅ぼし給わん。⁵⁾ 五 汝等寧ろ彼等にかくなすべし、即ち彼等の祭壇を毀ち、その偶像を碎き、その並木を切倒し、その彫像を焼く。⁶⁾ 六 これ、汝は主汝の天主にとりて、聖なる民なればなり。主汝の天主は汝を選びて、地の上に在る諸々の民の中その大御寶の民となし給いぬ。⁷⁾ 七 主が汝等に與して、汝等を選び給えるは、汝等が數においてすべての國民を凌ぐ故に非ず、汝等はあらゆる民の中、最も少きものなればなり。⁸⁾ 八 ただ主、汝等を愛し給い、汝等の父祖に誓い給える誓約を守り給いし故に、汝等を強き御手もて導き出し、奴隸の家より、エジプトの王ファラオの手より、救い給いしなり。⁹⁾ 九 されば汝知るべし、主汝の天主は、強き信實ある神に在し、之を

3) 出二三

• 三二。

三四・一

五、一六。

4) 出三四

• 一六。

5) 出二三

• 二四。

本一二・

三。一六

• 二一。

6) 本一四

• 二。二

六・一八。

一〇 愛し奉る者、その御誠命を守る者には、彼もその契約を守り、御憐憫を垂れ給いて千代に及び、一。また之を憎む者には立ちどころに報いて之を滅し、猶豫せず直に、至當の返報を之になし給うなり。二故にわが今日汝等に行えと命する誠命と禮法と定則とを守れ。三汝もし是等の規定を聽きたる後之を守り行わば主汝の天主も亦汝に對してその契約を守り、汝の父祖に誓い給える御憐憫を垂れ給わん。二三即ち彼は汝を愛して汝を殖やし、汝の父祖に對し汝に與えんと誓い給える地において、汝の胎の子女、汝の土地の産物、汝の穀物、葡萄の收穫油、牛、羊の群を祝し給わん。一四汝はすべての民の中にて祝せらるべし。汝の中にては、人にありても畜にありても、兩性共に子なきはなからん。一五主は汝よりあらゆる疾病を取去り給い、汝が知れるエジプトの悪しき疫病は、⁸⁾ 之を汝には降し給わす、汝の敵に降し給わん。一六汝は主汝の天主が汝に付し給わん民を、悉く滅ぼし盡さん。汝の眼は彼等を容赦すべからず、また汝、彼等の神々に事うべからず、これ、汝の破滅とならざらんためなり。一七汝、もし心の

7) 出二
三・二
六。
8) エジ
プトは
いつも
傳染病
の發生
地であ
つた。

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

中にて、この國々の民は我より多し、如何にしてか我之を滅ぼすを得べき。

と云わば、一八恐るるなかれ、ただ憶い起せ、主汝の天主がフアラオ及びエジプ

ト人一同に爲し給える所を、一九即ち、汝の眼に見しかの大なる災害と、徴と、

奇蹟と、強き御手と差伸べたる御腕とを。主汝の天主は之を以てこそ汝を導き

出し給えるなれ。彼は汝が恐るるすべての民に對して、かく爲し給わん。二〇剩

え、主汝の天主は、彼等の中に獅子蜂を遣りて、終に汝を免れし者、隠るるを

得たりし者を悉く滅ぼし盡し給わん。二一汝、彼等を恐るべからず、そは主汝

の天主汝の中にいまし、力ある畏るべき天主にて在せばなり。二二彼はこの國々

の民を汝の眼前にて少しすつ徐々に、滅ぼし去り給わん。汝は彼等を一時には

滅ぼすことを得じ、恐らくは地の獸殖えて汝を襲わん。二三されど主汝の天主は

汝の眼前にて彼等を付し、之を殺し給い、終に全く滅ぼし給うべし。二四かくて

彼は、彼等の王等を汝の手に付し給うべく、汝は彼等の名を天が下より抹殺し

去るべし。何人も汝に抗する能わすして、汝ついに彼等を滅ぼすに至らん。

9) 出二

三・二

八。書

二四・

一二。

二五 彼等の彫像は汝火を以て之を焚くべし。之を造れる銀や金を貪るべからず、またその何物をも自己に取るべからず、これ、主汝の天主の忌み給うことなれば、¹⁰⁾ 汝御震怒を招かざらん爲なり。¹¹⁾ 汝また偶像の物を汝の家に携え入るべからず、これその如く汝も呪わるるものとならざらんためなり。¹²⁾ 汝、之を糞土の如く忌み、不浄なる物、穢らわしき物の如く嫌うべし、そは呪うべきものなればなり。」

第八章

民に天主の彼等に對する御攝理を想起せしめて、之を愛し之に事うるに至らしめんとす。

10) この禁令が發せられたのは、金銀それ自體を禁じさせようという理由からではなくて、ますます偶像禮拜を遠ざけようという目的からであつた。サウロ王の(母上一五章)、及びマカベオの時代におけるユデア人の(略後一二章)、戦利品鹵獲の記事参照。—11) 屢々偶像製作の材料に用いられた貴金屬は、先ず物質的、次いで道徳的罪に導く懼れがあつた。

一 わが今日汝に命する諸々の誠命を、深く心にかけて守れ。これ汝等が生きてしかして殖え、主が汝等の父祖に誓い給える地に入りて、之を領するを得んためなり。¹⁾ 汝また

憶うべし、主汝の天主が四十年の間、汝を導きて荒野を通ら
 しめ給える旅路の全てを。そは、汝を苦しめ、汝を試み、汝
 がその御誠命を守らんとするや否や、汝の心の中なる事を顯
 さん爲なりき。三 彼は汝に不自由をかけ、汝も汝の父祖も知
 らざりしマンナを食物として與え給えり、これ、人の活くる
 はパンのみに由るに非ず、また天主の御口より出る總べての
 言に由ることを、汝に示さん爲なりしなり。1) 四 汝が身に被た
 る衣服は年を経て朽ちず、汝の足は萎え疲れず、2) ここに四
 十年目を迎えたり。五 されば汝心に思えかし、人がその子
 を教え育つる如く、主汝の天主も汝を教え育て給い、六 汝を
 して、主汝の天主の御誠命を守らしめ、その道を歩ましめ、
 且、彼を畏れしめんとし給えることを。七 蓋し主汝の天主、
 汝を導きて佳き地に入らしめんとし給えばなり、そは小川あ

第八章 1) 天主は人間の生
 命を維持するのに、パンな
 どという普通の食物を必要
 とし給わぬ。マンナの例が
 示す如く、力あるその御口
 の言葉で、いつ何時でも命
 をつなぐものを作り出すこ
 とがおおできになるのである
 一 墳四・四。路四・四。
 2) 天主は衣服のことでも體
 力のことでも、汝らのため
 に慈愛深く配慮して下さつ
 た。自然的な途を除外する
 のではないが、しかし本文
 (二九・五参照) 及び前記
 マンナに關する類似の記事
 は、特別例外の御攝理があ
 るものとしている。

八 里、水あり、泉あり、その野と山とより深き河の發する地、³⁾小麥、大麥、

葡萄園あり、無花果、柘榴、橄欖の生ずる地、油及び蜜ある地にして、

九 其處においては、汝、何の不自由もなく汝のパンを食し、あらゆる物を

一〇 豊かに享くべく、その處の石は鐵³⁾、その山よりは銅を掘るべし。一〇され

ば汝、食して飽足りたる時は、主汝の天主に、その佳き地を汝に賜えるこ

二 とを感謝せよかし。二 慎しみ、戒心して、いかなる時にも主汝の天主を忘

れず、わが今日汝に命する、その御誠命と、御規定と、御禮法とを忽せに

三 することなかれ。二三 これ、汝、食して飽足り、麗しき家を建てて之に住い

一四 三 牛の群、羊の群、金銀及びあらゆる物を豊かに有するに及びて、一四 汝の

心思い上り、主汝の天主を憶わざるに至らざらんためなり。主は汝を、エ

一五 ジプトの地、奴隸の家より導き出し、一五 人その毒氣に當りなば身の焼くる

如く覺ゆる蛇や、⁴⁾ 蝎や、噛まれなば熱に渴きを覺ゆる蛇⁵⁾ などおりて、

水の全くあらざる、かの大にして恐ろしき荒野においては汝の先達たり給

3) 鐵を含有する鑛石はパレスチナの諸處にある。

4) 民二一・六以下。一〇のこ

の蛇に咬まれると激しい渴

を覺えるのでこれをギリシ

ヤ語で *dydy* (デイプサ)

「渴き」と稱する。

一六 い、最堅き岩より水の流を出し、⁶⁾ 一六 荒野においてはまた、

汝の父祖の知らざりしマナを以て汝を養い給い、汝を苦し

一七 め、汝を試みし後、終に御憐憫を汝に垂れ給えり。⁷⁾ 一七 これ

汝が心の中にて、⁸⁾ 我、自己が能力と、自己が手の強きとに

よりてこそ、是等の物を悉くわが爲に得たるなれ。⁹⁾ と云わ

一八 ざらんためなり。一八 却つて主汝の天主が、汝の父祖に誓い給

える御契約を、今日證せられし如く、果さんとて、汝に力を

一九 賜いしことを憶ゆべし。⁸⁾ 一九 されど汝もし主汝の天主を忘れ

二〇 て、他の神々に従い、之を祀り、之を拜せば、視よ、我、今

汝に豫言す、汝全く滅び去らん。³⁾ 二〇 汝等もし主汝等の天主

の御聲に従わずば、汝等もまた、汝等の入るに當りて主の滅

ぼし給いし國々の民の如くに滅び去るべし。⁵⁾

6) 二度。一度はラファイデイ

ムで(出一七・一以下)、

もう一度はカデスで(民二

〇・二以下)。一の出一六・一

四。一8) 汝らが自ら體驗し

た通り、アモル人に對する

勝利によつて、天主はもう

その御約束の一部を果し給

らた。一の「汝」「汝ら」と

單數複數兩形がともども使

つてあるが、單數形は文法

的に單數の「民(Populus)」をさし、複數形は民の意味が多數の人を含むに由る。

第九章

イスラエルの民、勝利を己が功績によるとせざらん爲、その數々の叛逆その他の徴の故に當然罰せらるべかりしを、天主アブラハム、イサ
ーク、ヤコブと結び給いし約束を守りて之を赦し給いしことを諭さる。

一 一 聽けイスラエルよ、汝、今日¹⁾ ヨルダンを渡り、最大にして汝よりも強き
 二 國々、大いにして空までも²⁾ 石垣を築ける市邑を領すべし、^三そは大なる丈
 三 高き民にして、汝が自ら見、³⁾且何人も之に當るを得ずと噂に聞きたる、エ
 四 ナク人の裔等なり。^三されば汝、今日こそ知るべけれ、主汝の天主、御自ら
 五 汝に先立ちて渡り行き、燒盡す火となりて、汝に曰える如く、汝の面前にて
 六 速かに、彼等を撃破り滅ぼし絶やし給わん。^四主汝の天主が、汝の眼前にて
 七 彼等を滅ぼし給いたる時、汝、心の中に云うなかれ、^四わが義しき故に、主
 八 我を導き入れて、この地を領せしめ給いぬ。^五と。この國々の民は、その罪
 九 惡故に滅ぼさるればなり。^五蓋し、汝の入りて彼等の地を領するは、汝の義

第九章

1) 間もな
 2) 人々が
 3) 偵察者
 4) 十二人の
 5) 目で。

の石板を授け給いしが、それは天主の御指もて記し給いしものにして、山におい

て、民の集える時、火の中より汝等に曰いし御言を悉く載せたり。8) 二かく、

四十日四十夜過ぎし時、主、我に契約の板なる二枚の石板を授けて、三我に曰

いけるは、〃起ちて、速かにこの處より降れ、汝がエジプトより導き出したる

汝の民は、汝が彼等に示したる道を早くも捨てて、己が爲に鑄像を造りたれば

なり。〃と。9) 一三主また我に曰いけらく、〃我はこの民の頸剛きを認む。一四我

がなすに任せよ、さらば我彼等を滅ぼし、天が下よりその名を抹殺し去り、汝

を立てて、之よりも大なる強き民を統べしめん。〃と。一五かくて我、燃ゆる山10)

より降り、契約の板二枚を両手に保ちて、一六汝等が主汝等の天主に對して罪を

犯し、己が爲に鑄造の犢を造り、主が汝等に示し給える道を、早くも捨てしを

見るに及び、一七我手よりその板を抛ちて、汝等の眼前において之を碎き、一八前

の如く主の御前に平伏し、汝等が主に對し犯し奉りてその御怒りを招きたるす

べての罪の爲に、四十日四十夜、パンも食せず水も飲まさりき。一九それは我、主

8) 出三

一・一

八・三

二・一

五。

9) 出三

二・七。

10) シナ

イ山。

二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六
 が汝等に對する御憤りと御怒りととのあまり、汝等を滅ぼさんとし給うを恐
 れたればなり。しかるに主は、この度も亦、我に聽き給いぬ。11) 二〇 主またア
 ーロンに對しても激しく怒り、之を滅ぼさんとし給いたれば、我、彼の爲に
 も同じく祈れり。12) 二一 かくて汝等が造りたる罪の便、即ち犢は、我之を取り
 火を以て焼き、片々に打碎きて、全く粉となし、之を山より流れ下る溪流に
 投げ棄てたり。二三 また、かの『燃え』においても、『誘試』においても、『欲
 望の墓』においても、汝等は主を怒らせ奉れり。13) 二三 なお、主汝等をカデス
 パルネより遣さんとして、二 上り行きて、わが汝等に與えたる地を獲よ。二
 と曰いし時も、汝等は主汝等の天主の命を輕んじ、之を信ぜず、またその御
 聲を聽かんともせず、二四 却つて、わが汝等を知り初めし日より、常に逆いた
 りき。二五 よりて、我主の御前に四十日四十夜平伏し、その威嚇し給いし如く
 汝等を滅ぼし給わざらんことを、切に願ひ求めたり。二六 即ち我祈りて申しけ
 るは、二 主なる天主よ、汝がその偉大なる御權能もて贖ひ、強き御手もてエ

11) 本一〇
一〇 參
照。

12) 出エジ
プト記に
は書いて
ない。そ
れで飲け
たるを補
つたので
ある。

13) 民一一
一以下。
一六・二
以下。二
一・五。

二七 ジプトより導き出し給える汝の民、汝の所有を滅ぼし給うなかれ。二七 汝の下僕
 なるアブラハム、イサーク、ヤコブを憶い給え、この民の頑固と不信と罪とを
 二八 みそなわし給うなかれ。二八 これ、汝の我等を導き出し給える地の住民が、
 主は彼等に約したる地に彼等を導き入るること能わざりき。// または // 彼は彼等
 を憎めり、さればこそ彼等を導き出して、荒野に之を殺さんとしたるなれ。//
 二九 などと云わざらんためなり。14) 二九 彼等は汝の民、汝の所有にして、汝その偉大
 なる御力もて、御腕を差伸べて、之を導き出し給えるに。」

第十章

天主再び律法の板を與え給う—更に主を畏れ之に事え奉るべきことを勧む。

一 「その時主我に曰いけるは、
 二 汝石板二枚を、前のものの如くに研りて、山に
 登りわが許に來れ。また木の櫃一箇を作るべし、
 三 さらば我、その板に、汝が
 前に碎きたるものに在りし言を録さん、
 四 汝之をその櫃に納むべし。」と。
 三 よりて我はアカシアの材を以て一の櫃を作り、
 五 また石板二枚を前のものの如

14) 出三
 二・一
 一以下
 參照。

第十章
 1) 出三
 四・一。

四 くに斫り、之を手^てに持^もちて山^{やま}に登^{のぼ}りしに、^四主^{しゅ}はその板^{いた}に記^{しる}すに、前^{まき}に記^しし給^{たま}える如^{ごと}く、十^との言^{ことば}を以^{もつ}てし給^{たま}いしが、これぞ即^{すなわ}ち主^{しゅ}、民^{たみ}の集^{つど}える時^{とき}に、山^{やま}において火^ひの中^{うち}より汝^{なんじら}等に告^つげ給^{たま}いしものなる。かくて我^{われ}に之^{これ}を賜^{たま}いぬ。^五ここに^おいて我^{われ}山^{やま}より引^ひ返^{かえ}し降^{くだ}り、その板^{いた}をわが作^{つく}りたるか^の櫃^{ひつ}に納^{おさ}めしが、そは主^{しゅ}の我^{われ}に命^{めい}じ給^{たま}える如^{ごと}く、今日^{こんにち}に至^{いた}るまでその中^{うち}にあり。^六次^ついで、イスラエルの裔^{こら}等はヤカン^カの裔^{こら}等のベロト^トより陣^{じん}を移^{うつ}してモセラ^セに到^{いた}りけるが、其^そ處^こにおいてア^アーロン^{ロン}は死^しして葬^{ほうむ}られ、彼^{かれ}に代^{かわ}りてその子^こエレアザル^ザ司^し祭^{さい}職^{しやく}に就^つけり。^七彼^{かれ}等^ら其^そ處^こよりガド^ダに到^{いた}り、その處^{ところ}を出^い發^{はつ}ちてイエテバ^バタとい^いう水^{みづ}多^おく流^{なが}れ多^おき地^ちに陣^{じん}を張^はりぬ。^八その時^{とき}主^{しゅ}は、レ^レヴィ^イの族^{やから}を別^{わか}ちて、主^{しゅ}の契^{けい}約^{やく}の櫃^{ひつ}を擔^{にな}わしめ、また勤^{つと}行^のの時^{とき}にその御^み前^{まえ}に立^たたしめ、且^{かつ}御^み名^なによりて祝^{しゆ}せしめ給^{たま}いしがこれは今日^{こんにち}においてもな^なお然^{しか}り。^九さればこそレ^レヴィ^イには、その兄^き弟^{やうだい}等^らの如^{ごと}く、分^{ぶん}なく所^{しよ}有^{ゆう}なきなれ、そは主^{しゅ}汝^{なんじ}の天^{てん}主^{しゅ}が之^{これ}に約^{やく}し給^{たま}える如^{ごと}く、

2) シナイ山。

3) アラビアの磽确地方の遊牧民

族。ホル族の裔であるらしい。

4) モセラ(民三

三・三〇以下の

モセロト)はホ

ル山の附近にあ

る。1) 民二〇・

二八、二九。

6) 本節には司祭

の職務と單なる

レヴィ人のそれ

とを區別せず、

一般的にレヴィ

族のことが述べ

てある。

一〇 主御自らその所有に在せばなり。一〇さて、我は山に立つこと、前の如く、四十日四十夜なりしが、主はこの度も亦我に聽き給いて、汝を滅ぼさんとはし給わざりき。二しかして我に曰わく、⁸⁾往きて民に先立ち進み、彼等をしてわがその父祖に誓い之に與えんとしたる地に入りて之を領せしめよ。〃と。二三さればイスラエルよ、今主汝の天主が汝に求め給うは何ぞ、他なし、たゞ汝が主汝の天主を畏れ、その道を歩み、之を愛し、⁹⁾心を盡し靈を盡して主汝の天主に事え、二三わが今日汝に命ずる誠命と禮法とを守りて、身に幸あらしめんことのみ。二四視よ、天と諸天の天、地とその中に在るものは、主汝の天主の有なり。

二五 しかも主は汝の父祖と親しく交りを結び給い、彼等を愛し、その後胤たる汝等を、今日證せらるる如く、諸々の國民の中より選び給いぬ。

一六 この故に、汝等の心の包皮を割き、⁸⁾もはや汝等の頸を剛くするなかれ。一七 そは、主汝等の天主は、神々の神、主權者等の主、⁹⁾偉大に

の天主は彼らに施し給うた恩惠の報いとして、主を愛しまつり、その愛を掟の遵守によつて證すべきことを彼らに求め給う。

8)「心の包皮を割く」とは、あらゆる淨からざること、聖ならざること、心から除き去るを云う。1)「最高の神」、文字通りに云えば「神々の神」という云い方は、異教の神々も眞の神天主の本質を有

一八 して力ある畏るべき神に在し、人に就きて偏り給わず
また賄賂を納め給わず、¹⁰⁾ 一八 孤兒と寡婦とに正義を行
い、寄留人を愛して、之に糧と衣服とを賜えばなり。

一九 されば汝等、寄留人を愛せよ、汝等もまたエジプト

二〇 の國に寄留人たりしことあればなり。二〇 主汝の天主を

畏れ、之にのみ事うべし。之に付き、その御名により

二一 て誓うべし。¹¹⁾ 二一 彼こそは汝の榮譽、汝の天主に在し

汝の眼に見たる是等の偉大なる畏るべき事どもを、汝

三三 の爲になし給えるなれ。三三 汝の父祖は七十人¹²⁾ にてエ

ジプトに下り行きぬ。しかるに視よ、今は主汝の天主

汝を空の星の如くに殖やし給いたり。¹³⁾

しているかの如くに、解すべきでは
ない。この箇所はただ、天主は異教
徒の想像に存在するいかなる神より
も偉大にまします、という意味に過
ぎない。—¹⁰⁾代下一九・七。百三四・

一九。智六・八。集三五・一五。徒

一〇・三四。羅二・一一。加二・六。

¹¹⁾ヤーヴェの御名によつて誓えば、

それによつて主を眞實と審判との唯

一最高の權威者と認めることになる

—本六・一三。墳四・一〇。路四・

八。—¹²⁾原語 *anina* —¹³⁾創一五・五

の成就。—創四六・二七。出一・五。

第十一章

また天主を愛し之に事らべきことを諭し、主に事らるる者を祝し、その御掟を捨つる者に罰の下らんことを告ぐ。

一 一「されば主汝の天主を愛し、あらゆる時に、その御掟、御典憲、御規定、ならびに御誠命を守れ。 今日知れ、¹⁾ 汝等の子女が見ざりし故に知らざる事ども、²⁾ 即ち、主汝等の天主の御懲戒³⁾と、その偉大なる御業と、強き御手と、差伸べたる御腕と、^三 エジプトの中において行い給える徴及び御業の、王ファラオとその全國とに對するものと、^四 エジプトの全軍とその馬とその戦車とに對するもの、即ち彼等が汝等を追い來れる時、紅海の水が之を覆いし次第と、主之を滅ぼし給いて今日に至りし次第と、^五 汝等がこの處に來るまで荒野において彼が汝等に爲し給えることと、^六 またルベンの子エリアブの子なるダタンならびにアピロンに爲し給えること、即ち、地

第十一章 1)これは彼らが夙に知つていた筈であるが、モイゼが遵守すべき理由を説明する今日、特に悟らねばならぬ。
 2)これは天主の御奇蹟に悉くは接しなかつた年少の人々に對する談話。
 3)エジプト人や不敬なる者に下つた、恐るべき懲罰。

七 その口を開きて、彼等を、その家、その天幕、及びそのイスラエル
 の中に有てる一切の財諸共、呑みたりしこととを。⁴⁾ 七 汝等の眼は、
 八 主の爲し給えるこの諸々の偉大なる御業を見たり、⁸⁾ 八 これ、汝等、
 九 わが今日汝等に命ずるその御誠命を悉く守りて、⁹⁾ その入らんとす
 る地に入り行きて之を領するを得、⁹⁾ 九 且、主が汝等の父祖とその胤
 とに、誓を以て約し給える、乳と蜜との流るるかの地において、時
 一〇 久しく生くるを得んためなり。一〇 蓋し、汝の往きて領せんとする地
 は、汝が出来りしエジプトの地の如くならず、彼處においては種を
 播くや、水を導きて園の如く灌げども、⁶⁾ 二 これは山あり平野あり
 三 て天よりの雨を待ち、⁷⁾ 三 主汝の天主、常に之を眷顧み給い、年の
 四 始よりその終に至るまで、之に御眼をかけさせ給うなり。¹⁾ 三 されば
 五 汝等もし我の今日汝等に命ずるわが誠命を奉じて、主汝等の天主を
 六 愛し、心を盡し靈を盡して之に事えなば、⁸⁾ 一四 主は汝等の地に早き

4) 民一六・一、三二。
 5) 本五・六以下参照。
 6) 湖の水や氾濫した
 ナイルの河水は無數
 の水道や灌漑溝によ
 つて畑地に導かれ手
 や足で動かす車仕か
 けの汲上げ装置で小
 さい畦に汲みこまれ
 る。一) カナアンの
 豊穡は、エジプトほ
 どには人間の努力に
 よらずして、寧ろ天
 主の御祝福によるも
 のである。一) 本一
 〇・一二。

一五 雨、晩き雨⁹⁾を賜い、かくて汝等、己が穀物、葡萄酒、油を收り、一五また野
 一六 より乾草を獲て汝等の家畜を養うを得、且、汝等食して飽足るを得ん。一六慎
 一七 しみて、汝等の心を欺かれ、主を離れて、他の神々に事え之を禮拜すること
 一七 なかれ。一七然らずば主怒りて天を閉し給い、雨は降らず、地はその實を生ぜ
 一八 ず、汝等は主が汝等に賜わんとするかの佳き地より速かに滅び去るならん。
 一九 一八これらのわが言を、汝等の心と靈魂とに留め、之を記號として汝等の手に
 一九 かけ、汝等の眼の間におき¹⁰⁾ 一九汝己が家に坐する時も、道を歩む時も、臥
 二〇 する時も起くる時も、之を汝等の子女に教えて、思いめぐらさしめよ。二〇汝
 二一 また之を汝の家の門柱と戸とに録すべし、¹¹⁾ 二一これ主が汝の父祖に、天¹²⁾の
 二二 地を覆う限り與えんと誓い給える地における、汝の日及び汝の子等の日の多
 二三 くせられんためなり。二三蓋し、汝等もしわが汝等に命する誠命を守りて之を
 二三 行い、主汝等の天主を愛し、そのすべての道を歩み、彼に忠ならば、二三主は
 二三 汝等の面前にて是等の國々の民を悉く滅ぼし給い、かくて汝等は己よりも大

9) 早き雨

は十月か

ら降り出

し、晩き

雨は作物

成熟前三

月四月に

降る。

10) 本六・

六。

11) 本六章

註四参照

12) 天空の

穹窿。

二四 にして強き國々を領するに至らん。二四 汝等の足の踏む處は凡て汝等の有
 となるべし。荒野より、またリバノンより、大河エウフラトより、西の
 海に至るまで、汝等の境界となるべし。13) 二五 何人も汝等に抵るを得じ、
 主汝等の天主は、汝等が踏むべきすべての地に汝等を怖じ恐るる念を與
 え給いて、汝等に曰いし如くになし給うべし。二六 視よ、我は汝等の眼前
 に、今日祝福と呪詛とを置く、二七 汝等もしわが今日汝等に命する、主汝
 等の天主の御誠命に従わば、祝福を受くべく、二八 もし主汝等の天主の御
 誠命に従わすして、今わが汝等に示す道に背き汝等の知らざる他の神々
 に従いて歩まば、呪詛を受くべし。二九 しかして主汝の天主が、汝の往きて
 住わんとする地に、汝を導き入り給わん時、汝はガリチム山14)に祝福を
 おき、へバル山に呪詛をおくべし。三〇 これらはヨルダンの彼岸、擴がり
 て遠方に及ぶ谷に近きガルガラ15)に對える平野に住むカナアン人の地に
 おいて、日の没る方に到る道の後にあるなり。三一 蓋し汝等はヨルダンを

13) 書一・三。

14) ガリチム、へバル兩山は聖地のほと中央に位し、今日のナブルスから程遠からぬ古い町シケムの附近にある
 15) ガリチム山の南にある、現在のチエルヂエリエーらしい。もう一つイエリコ附近にも別なガルガラがあつた

三二 渡りて、主汝等の天主が汝等に賜うべき地を領せんとす、しかして汝等之を獲て領することを得ん。三三 されば汝等戒心して、わが今日汝等の眼前におく典憲と規定とを果せ。」

第十二章

偶像禮拜を廢すべきこと—獻物、十分の一税、初穂等は唯一箇所に差出すべきこと—凡て血を食すること禁ぜらる。

一 是等は、主汝の父祖の天主が、汝の地上を歩む日の限り、汝に與えて領せしめ給わんとする地において、汝等が行うべき律法と規定となり。二 高き山や丘の上にもあれ、繁れる樹の下にもあれ、凡て汝等が領すべき國々の民がその神々を祀れる處は、悉く之を毀て。三 その祭壇を崩し、その像を打碎き、その並木を火もて焼き拂い、その偶像を粉々にし、四 その名をかかるところより抹し去れ。五 されど主汝等の

第十二章 1) ころいうことそれ自體は悪くない。それは並木を植え(創二一・三三)、かしの木の下に祭壇を設けた(創一二・六及び一三・一八)アブラハムの例が示す通りである。しかしカナアン人はこれに關連させて多くの迷信的なものを祀つた。それで偶像、尖柱、神木など、モイゼの律法の禁ずる所となつたのである。—2) 本七・二五。略後一二・四〇。

五 天主てんしゆに對たいしては、汝等なんじらかくなすべからず、五却かえつて主汝等しゆなんじらの天主てんしゆが、汝等なんじらのすべてのすべての支族わかれの中うちより選えらびて、その御名みなを置おき、且住かつすまわんとし給たまう處ところに到いたり、六その處ところにて汝等なんじらの燔祭はんさいと犠牲いけにえと、^①十分ぶんの一いちの獻納おさめものと汝等なんじらの手ての初穂はつほと、誓願せいがんと進物そなえものと牛うし及び羊ひつじの初仔ういごとを獻さぐべし。七また、其處そこにて主しゆ汝等なんじらの天主てんしゆの御眼前みまえに食しょくし、汝等なんじら及びその家か族ぞくは、己おのが手てに入いれたるすべの物ものを喜よろこぶべし、そは主汝等しゆなんじらの天主てんしゆ、之これを以もつて汝等なんじらを祝しゆくし給たまいたればなり。八其處そこにおいて汝等なんじら、今日我等きようわれらが此處こゝにおいて爲なしつゝあることを爲なすべからず、即ち各人己すなわおのくおのれに善よしと見みゆる所ところを爲なすべからず。九蓋けだし、汝等なんじらは現在いまの時ときまで、安息あんそくと、主汝等しゆなんじらの天主てんしゆが汝等なんじらに賜たまうべき所有地しよゆうちにいまだ到いたらざればなり。一〇汝等なんじら、ヨルダンを渡わたりて、主汝等しゆなんじらの天主てんしゆが汝等なんじらに賜たまわんとする地ちに住すむべし、これ汝等なんじらが、周圍しゆういのすべてのすべての敵てきより安全やすらなるを得えて、住すむに些いさかの恐怖おそれもなく、^②二主汝等しゆなんじらの天主てんしゆが、選えらびて以もつてその御名みなを置おかんとし給たまう處ところに在あるを得えんためなり。汝等なんじら其處そこにわが汝等なんじらに命めいす

① 犠牲を獻げることが許されていたのはただ天主がその御名を、すなわち御本質を、住せしめ給う處、従つて契約の櫃の存する處においてだけであった。② 供儀の場所を一、二七節の規定を守ることは、ダヴィドの時から始まつた。

一七 汝の穀物と、葡萄酒と、油との十分の一、汝の牛や羊の初仔、
 一六 を食すべし。但しその血は食すべからず、水の如く之を地上に注ぐべ
 一五 悉く行うべし。一五 さて汝もし食せんと欲し、肉食を好まば、主汝の
 一四 族の一の中に選び給う處において、犠牲を献げ、わが汝に命ずる事を
 一三 イ人も然せよ。彼は汝等の中に、別に分も所有地もなければなり。一三 戒
 一三 等も、汝等の息子、娘も、僕婢も、また汝等の市邑に滞在まれるレヴ
 一三 なり。一三 汝等は其處において主汝等の天主の御前に饗宴をなすべし、汝
 汝等の手の初穂と、汝等が主に誓い献ぐる進物のあらゆる住き物と、是
 る物を悉く携え行くべし、それは燔祭と犠牲と、また十分の一の献納物と

5) 利一七・一八。
 6) 利一七・一一
 七によれば、屠
 殺は一切聖所で
 行わなければな
 らなかつた。し
 かしカナアンに
 入つてからはこ
 の掟を守ること
 ができなくなつ
 た。それ故ここ
 ではたゞ本當の
 犠牲の屠殺に限
 るのである。
 7) 申命記には脂
 肪食の禁令につ
 いての記述がな
 い。

一八 また凡て汝の献納を誓いたる、或は汝の自ら志して献げんとする物、及び
 汝の手の初穂は、汝之を汝の市邑の中にて食するを得ず、一八主汝の天主が選
 び給う處において、主汝の天主の御前にて食すべし、汝も、汝の息子、娘も、
 汝の下僕下婢も、汝の市邑に住まれるレヴィ人も然せよ。しかしして主汝の天
 主の御前において、汝の手に入れたるすべての物を喜びて飲食すべし。一九戒
 心して、汝、地に生くる限り、いかなる時にもレヴィ人を見棄つるなかれ。
 二〇主汝の天主、汝に曰える如く、汝の境界を擴め給ひ、汝、心に望む肉を食
 せんとする時、⁸⁾ 二二また主汝の天主の選びてその御名を置かんとし給う處、
 遠からん時は、⁹⁾ わが汝に命じたる如く、汝、その牛羊の中より屠殺りて、
 好むままに汝の市邑の中にて食すべし。三三恰も牝鹿と牡鹿とを食する如く、
 汝、之を食すべし。¹⁰⁾ 淨き者も、淨からざる者も、均しく之を食すべきなり。
 三三たゞ之にのみ戒心せよ、即ち血を食するなかれ、血は靈の代りなればなり。
 二四されば汝、肉と共に靈を食すべきにあらず、¹¹⁾ 二四水の如く之を地上に注ぐべ

8) 創二八
 ・一四。
 出三四。
 二四。本
 一九・八。
 9) 例えは
 その人が
 聖所のあ
 る町の外
 に住んで
 いる時な
 ど。
 10) 犠牲の
 食事の時
 とは違つ
 ている。
 11) 創九。
 四。

二五 し。三二 これ汝、主の御眼に快しと見ゆる事を行わば、汝と汝の後なる汝の裔
 二六 等とに幸福あらんためなり。三六 されど、汝、献聖げたる物と主に誓いたる物
 二七 とは之を執りて、主の選び給う處に到り、三七 汝の進物¹²⁾なる肉と血とを、主
 汝の天主の祭壇の上に献げよ。犠牲¹³⁾の血は祭壇に流せ、されど肉は汝自
 二八 ら食すべし。三八 わが汝に命ずるすべての事を、守り、且聽け、そは、主汝の
 天主の御眼に善にして快しと見ゆる事を行わば、汝と汝の後なる汝の裔等と
 二九 に、いつまでも幸福あらんためなり。三九 主汝の天主が、汝の入りて領せんと
 する國々の民を、汝の面前にて滅ぼし給ひ、汝、之を獲てその地に住わん
 三〇 時、¹⁴⁾ 三〇 汝の入るに當りて彼等の滅ぼされたる後、戒心して彼等に倣うこと
 なく、またその典禮を尋ねて、¹⁵⁾ 我もまた、この國々の民がその神々を祀り
 三二 たる如くにして祀らん。と云うことなかれ。三二 主汝の天主に對しては、
 かくの如くなすべからず、蓋し、彼等がその神々に爲したる所は、息子、娘
 三三 を献げ、火を以て焼くなど、すべて主の憎み給う忌むべき事なればなり。三三 わ

12) 燔祭。

13) 和祭。

14) 本一九

・一。

15) 偶像禮

拜に對す

る天主の

御警告。

アカブ王

の治世で

預言者エ

リアのい

た頃(王

上一七・

二九以

下)を思

い合わせ

よ。

が汝に命ずる事、たゞそれのみを主に對して爲せ、之に加うることなく、また、之より減ずることなかれ。」

第十三章

偽預言者及び偶像禮拜への誘惑者を殺すべきこと―

偶像禮拜の市邑を滅すべきこと。

- 一 一たとい汝の中に、預言者、或は夢を見たりと云う者出でて、徴と奇蹟とを預言し、
- 二 その云いし所、事實となりて、その者汝に、「我等往きて、汝の知らざる他の神々に従い、且、之に事えん。」と云うことありとも、
- 三 汝、その預言者、もしくは夢みる者の言を聽くなかれ。そは、主汝等の天主、汝等を試みて、¹⁾ 汝等が心を盡し、靈を盡し、彼を愛し奉るや否やを明かにせんとし給うなればなり。
- 四 主汝等の天主に従い、之を畏れ、その御誠命を守り、その御聲を聽き奉れ。汝等は之に事え、之に屬すべきなり。
- 五 さて、かの預言者、または夢を虚構りし者は殺さるべし、そは、汝

第十三章

1) 偽預言者に關するイエズスの御言葉參照(續七・一五以下、續二四・二四以下)

二 二これ、イスラエル皆聞きて懼れ、累ねてかかる事をば爲さざらんため
 一〇 けよかし。一〇彼は、エジプトの國、奴隸の家より汝を導き出し給える主
 汝の天主より汝を引離さんとしたる者なれば、石もて之を擊殺すべし、
 汝の天主より汝を引離さんとしたる者なれば、石もて之を擊殺すべし、
 九 立所にこれを殺せ。四) 彼にまず汝の手を下し、五) 然る後すべての民手をか
 なかれ。また汝の眼之を憐みて見逃し、之を隠すことなかれ。九 却つて
 八 諸國の神々に。〃と云うとも、八之に同意することなく、之に聽くこと
 七 々に事えん、七或は近く、或は遠くして、地の涯より涯に及ぶ、周圍の
 服せんとして、ひそかに〃我等往きて、汝も汝の父祖も知らざる他の神
 六 し。二) 六たとい汝の母の子なる汝の兄弟、又は汝の息子、娘、又は汝の
 懷に在る汝の妻、又は汝が自己の生命の如く愛する汝の友、三) 汝を説
 等々をエジプトの國より導き出し、奴隸の家より贖い給える、主汝等の天
 主より汝等を引離し、汝をして主汝の天主が、汝に命じ給える道を謬ら
 しめんとして語る者なればなり。汝、須らく汝の衷より惡を除き去るべ
 し。二) 六たとい汝の母の子なる汝の兄弟、又は汝の息子、娘、又は汝の
 懷に在る汝の妻、又は汝が自己の生命の如く愛する汝の友、三) 汝を説
 等々をエジプトの國より導き出し、奴隸の家より贖い給える、主汝等の天
 主より汝等を引離し、汝をして主汝の天主が、汝に命じ給える道を謬ら
 しめんとして語る者なればなり。汝、須らく汝の衷より惡を除き去るべ
 し。二) 六たとい汝の母の子なる汝の兄弟、又は汝の息子、娘、又は汝の
 懷に在る汝の妻、又は汝が自己の生命の如く愛する汝の友、三) 汝を説

二) 本書にかなり頻繁に出てくる云い方。一七・七、一一一。一九・一九。二一・二一など参照。
 三) ここにいろいろ列挙してあるが、この中に父母は記してない親が邪道に導くとは考えられな
 いからである。
 四) 七十人譯によれば、裁判者の審理が前に行われる。一) 投石の刑執行の際。

一三 なり。一三 主汝の天主が、汝に與えて住しめ給う汝の市邑の一つにおい
 て、⁶⁾ 汝の聞ける人々の言に、一三〇「ベリアルの子等、⁷⁾ 汝の中より出でて、
 その市の住民を誘惑し、我等往きて、汝等の知らざる他の神々に事え
 ん。」と云いたり。〃とあらば、一四 よく尋ね、事の真相を慎重に、汝々
 として調べよ。しかして汝もし云われし事の確實にして、その憎むべき
 事の實際に行われたるを知らば、一五 たちどころにその市の住民を劍の刃
 もて撃ち、市とその中にある一切の物とを、家畜のはてまで滅ぼすべし。
 一六 また、其處にある家財道具は、悉く之をその街路の中央に集め、その
 市と共に焼き、主汝の天主の爲に一切を滅ぼし盡し、永久に廢墟たらし
 めよ。再び之を建つべからず。一七 また、この呪われたる物を些かも汝の
 手に残しおくべからず。⁸⁾ これ、主、その烈火の如き御憤怒を、汝より
 轉じて、汝を憐み、汝の父祖に誓い給える如く、汝を殖やし給わんため
 なり。⁹⁾ 一八 但しそは、汝が主汝の天主の御聲を聴き、わが今日汝に命す

6) 一市全體が世の躰となり、軍隊が出動して同市を罰する必要があるほどの醜聞。一〇のベリアルの子等という語はここに現れたのが最初。不敬奸惡な徒輩を意味する。
 8) この禁令によつて、利己的な動機で剿滅を遂行することを防ぐのである。
 9) 書二二・一〇以下参照。

るすべての御掟を守りて、主汝の天主の御眼に快しと見ゆる事を行ふ場合において然るのみ。」

第十四章

死者を悼むに異邦人の如くすべからず—淨き食物と不淨の食物との區別—十分の一の納物及び初穂に關する規定。

一 汝等は主汝等の天主の子等たれ。汝等、死者の爲に己が身に切傷を附くべからず、また頭髮を剃るべからず、¹⁾ 蓋し汝は主汝の天主に獻げられし聖なる民にして、主は汝を選びて、地の上に在る諸々の民の中、その大御寶の民となし給いたればなり。²⁾ 三 不淨なるものを食するなかれ。³⁾

四 汝等が食すべき畜獸は次の如し、牛、羊、山羊、五 牡鹿、牝鹿、水牛、やまひつじ、羚羊、野山羊、麒麟。^六 凡て蹄が二つに割れ、反芻む畜獸は、汝之を食すべし。^七 但し、反芻めども蹄の割れおらざるものは、汝之を食すべからず、例えは、駱駝、兔、獾の如し。是等は反芻めども

第十四章 1) こ

ういう風にして

哀悼の意を示す

と、天主に獻げ

た無疵な體を損

うことになる。

2) 本七・六。二

六・一八。

3) 利二一章以下。

八 蹄割れおらざるに因り、汝等にとりて不淨なるものとすべし。八 豚も亦、蹄割れたれど、反芻まさるに因り、不淨なるものとすべし、汝等その肉を食すべからず、またその屍體に觸るべからず。九 水の中に住む諸々の物の内、汝等の食すべきは、次の如し、凡て鱸と鱗とのあるものは、汝等之を食すべし。一〇 鱸と鱗とのあらざるものは、食すべからず。かかるとは不淨なればなり。一二 凡て淨き鳥は、之を食せよ、一三 されど、不淨なるは食すべからず、即ち、鷲、兀鷲、羗鷲、一三 大鷹、鷹、鳶のそれぐの類、一四 諸々の鴉の類、一五 駝鳥、梟、鷗、隼のそれぐの類、一六 蒼鷲、白鳥、紅鶴、一七 鵝、水鶏、夜鴉、一八 ペリカン、千鳥、その類すべて、また戴勝、蝙蝠などは是なり。一九 凡て匍うものにして翼あるは、不淨なれば、食すべからず。二〇 凡て淨きものは、汝等食すべし。二三 されど何にても自ら斃死にたるものは、食するなかれ。汝の門の内うちに在る他國の者ものに之これを與あたえて食せしむるか、もしくは彼かれに之これを賣うれ。汝は主汝の天主の聖なる御民みたまなればなり。汝、仔山羊をその母の乳ちゅうにて煮るべからず。二三 汝、年毎

四) 殺されたものでなく。利一七・一五參照。五) 出二 三・一 九・三 四・二 六。

二三 地に生ずる汝のあらゆる産物の十分の一を別ち取るべし。① 二三しか

して主汝の天主の御眼前にて、その選びて以て御名を呼ばしめ給う處

において、汝の穀物と葡萄酒と油との十分の一、及び汝の牛羊の初仔

を食し、以て主汝の天主をいつにても畏るることを學ぶべし。二四され

ど、その道遠く、主汝の天主の選び給う所遙かにして、主汝を祝し給

い、汝、是等の物を悉く其處に携え行く能わざる時は、^{二五}一切を賣

りて金に易え、汝の手に携えて、主汝の天主の選び給う處に行き、

二六 その金を以て何にても汝の好む物を買うべし、即ち、或は牛、或は

羊、また葡萄酒と酔う物、その他凡て汝の心に望むものを買いて、主

汝の天主の御前に食し、饗宴を設くべし。汝も、汝の家族も、^{二七}又汝

の門内に在るレヴィ人も然せよ、汝、戒心して彼を見棄つるなかれ、

彼は別に汝の所有地にその分を有せざればなり。^{二八}三年目には、⁸⁾ま

たその時汝に生じたるあらゆるものの十分の一を今一度別ちて、之を

①モイゼが授けた規定は種々の事情で牢固たる習慣にならず、所有慾、怠慢、艱難などのため次第に守られぬようになり、忘れられるに至つたの同様な許可は一・一五以下。また一・二・二一。
②三年目毎に收穫の十分の一をその地に定住しているレヴィ人や貧民のために残しておくことになつていた

汝の門の内に蓄えおくべし、さらば、汝の如く別に分なく所有地なきレヴィ人、及び汝の門の内に在る他國の者や孤兒や寡婦來り、食して飽き足るべし、そは主汝の天主、汝の爲すあらゆる手業において、汝を祝し給わんためなり。」

第十五章

七年目毎の赦免の掟—家畜の初仔を主に獻ぐべきこと。

- 二一 七年目には、汝、赦免を行え、
二 所は、次の如く
なすべし、凡てその友、または隣人、または兄弟に
物を貸したる人は、返却を求むるを得ず、
一) これ、
主の赦免の年なればなり。
三 汝、他國人、寄留人に
對しては、督促するを得、
二) されど汝の國人隣人に
對しては、返却を求むる權を有せざるべし。
四 かく
の如くなさば、汝等の中に貧しき者も乞食もなかる
べし、
三) そは主汝の天主は、汝に所領として賜わん

第十五章 1) この年には負債ある者もその畑からの收穫が少しもないので、これは、出二三・一〇—一二を補うに必要な規定である。—2) イスラエル人でない者には、安息の年を守る義務がなかつたから、負債支拂猶豫の恩典もなかつた。—3) 現代で獲得に努力しつつある經濟的社會的方面における人間の平等は、既に天主がここに定めておいでになる。

五 とする地において、汝を祝し給わんためなり。⁴⁾ 五但し、汝が主汝の天主の御
 聲を聞き、その命じ給える事と、わが今日汝に命ずる事とを悉く守る場合に
 六 おいてのみ、主は約し給える如く、汝を祝し給うべし。 六汝は多くの國人に
 貸すことあらん、されど何人にも借ることあらじ。汝は多くの國人を支配せ
 七 ん、されど何人も汝を支配せざらん。 七主汝の天主の汝に賜わんとする地に
 おいて、汝の市邑の門の内に住む汝の兄弟の一人、もし貧窮するに至らば、
 八 汝の心を頑なにすることなく、汝の手を閉することなかれ。⁵⁾ 八却つて貧しき
 九 者に之を開き、彼に必要と汝の認むるだけを、貸し與うべし。⁶⁾ 九戒心して窃
 に悪しき念を起し汝の心の中に「七年目の赦免の年近づけり。」と云うなか
 一〇 れ。汝かく汝の貧しき兄弟より目を背向け、之にその求むる所を貸すを拒ま
 ば、恐らくは彼汝の非を主に訴え叫びて、その事汝の罪とならん。一〇汝は彼
 に與うべく、また、その貧窮を救うに當りては、狡猾き事をなすべからず、
 これ主汝の天主が、いかなる時にも、また、汝の着手するすべての事におい

4) されば
 自分の持
 物を抛つ
 物質的な
 犠牲でも
 神的犠牲
 でも、こ
 れを拂え
 ば天主は
 どれほど
 祝福を賜
 うである
 う！
 5) 實際的
 な結論。
 6) 瓊五。
 四二。路
 六・三四。

二 二、汝を祝し給わんためなり。二汝の住む地には貧しき者の盡くることな
 一 一からん、⁷⁾ されば我汝に命ず、その地において汝の許に生まれる汝の困窮
 三 せる貧しき兄弟に、汝の手を開け。⁸⁾ 三汝の兄弟なるヘブレオの男、もし
 二 二くはヘブレオの女、汝に賣られて、六年の間汝に仕えたる時は、七年目
 一 一に汝之を放ちて自由の身とすべし。⁹⁾ 一三しかして汝之に自由を與うる時は
 一 一四手を空しうして去らしむべからず、一四主汝の天主が汝に祝み給える、汝の
 一 一五畜群と打禾場と搾槽と¹⁰⁾の中より、之に旅路の糧を與うべし。一五汝自ら
 一 一六もエジプトの國において奴隷たりしに、主汝の天主、汝を自由ならしめ給
 一 一七いしことを憶え、この故に我今汝にかく命ずるなり。一六されど、その人も
 一 一七し、汝と汝の家とを愛し、汝の許にあるを善しと思ひて、¹¹⁾ 我、去るを欲
 一 一七せず。〃と云わば、一七汝錐を取りて、彼の耳を汝の家の戸に¹¹⁾刺し通すべ
 一 一八し、かくして彼はいつまでも汝に仕うべし。汝の下婢に對しても同様にな
 一 一八すべし。一八汝、彼等を自由ならしむる時、汝の眼を之より逸らすなかれ、

7) 理想と實際との如く、本節は四節の反對。——8) 續二六・一一。9) 出二一・二。耶三四・一四。10) 肉とパンと葡萄酒とをさす。——11) 自分の家のものである印に、その戸に。出二一・六參照。

蓋し彼等は傭人の賃銀にて、六年間汝に仕えたればなり。

そは主汝等の天主が、汝の爲す諸々の業において、汝を祝

し給わんためなり。12) 一九 汝の牛羊より生るる初仔の雄なる

はすべて、汝之を主汝の天主に献聖ぐべし。汝、牛の初仔

を用いて労働をなすべからず、また、羊の初仔の毛を剪る

べからず。13) 二〇 主汝の天主の御眼前において、年毎に之を

食すべし、即ち主の選び給う處において、汝も汝の家族も

然すべし。二三 されど、もしそれに玷あり、或は跛、或は

盲目など、いずれの部分にか不具もしくは弱き所あらば、

主汝の天主に之を屠りて献ぐべからず。14) 二三 汝の市邑の門

の内にて、之を食すべし。淨き者も淨からざる者も、牝鹿

や牡鹿の如く、之を食すべし。15) 二三 たび汝、戒心して、そ

の血は食することなく、水の如く之を地上に注ぐべし。」

12) かかる憐憫や愛の行爲には特

別な祝福を下すという、天主の

度々の御約束を思え。—13) カナ

アンでは、初兒を八日目に奉獻

する義務を、もはや守ることが

できなかつた。それで家畜の初

仔を年内に聖所に連れ來るべし

という規定ができたのである。

出二三・一四—一七。三四・一

八一—二三。利二三章。民二八章

以下参照。モイゼは一年の大祭

を記すに際し、これを聖所で行

うべき旨強調している。既存の

規定は周知のものとしてある。

14) 利二二・二〇、二二。集三五・

一四。—15) 聖なる食事でなく、

普通の食事として。

第十六章

守るべき三大節―各市に士師をおくべきこと。

- 一 春の第一の月なる。新穀の月を¹⁾守りて、主汝の天主に對し、過越の祭²⁾を行え、そはこの月にこそ、主汝の天主は、夜の間³⁾に汝をエジプトの國より導き出し給いたればなり。即ち汝、過越の祝いとして、主汝の天主が選びて以てその御名を住め給う處において、主汝の天主に羊及び牛を屠り献ぐべし。³⁾ 汝、その時には有酵麪を食するなかれ、七日の間、酵なき、⁴⁾ 苦惱のパンを食すべし、そは汝、恐怖の中にエジプトを出でたればなり。かくして汝の生くる日の限り、汝のエジプトを出でし日を偲ぶべし。⁴⁾ 七日の間は、汝のいかなる境においてもパン酵の見ゆることあるべからず。また、首の日の夕方

第十六章 1) アビブの月、後にニサンと稱せられた。今の三月半ばから四月半ばに及ぶ。2) ヘブレオ原語ペサー。嚴密な意味では過越の犠牲、過越の小羊をさすが、ここではこの名前はこの祭の折に屠る他の犠牲をさす。3) ニサン月十四日夕の過越の小羊のほかになおそれに續く七祝日には他の犠牲を献げた。4) エジプトを出る時は急いだので、酵を入れる暇がなかつた。それでその記念日には酵なきパンを食べなければならなかつた。

五 に屠りたるものの肉を、翌朝まで残しおくべからず。五 主汝の天主が汝に賜う
 六 汝の市邑のいずれにおいても、汝、過越の牲を屠り献ぐるを得ず、六 たゞ主汝
 七 の天主が選びて以てその御名を住め給わんとする處においてのみ然せよ。汝、
 八 夕方、日の没る頃、即ち汝がエジプトを出でたる頃に、過越の牲を屠るべし。
 九 七しかして主汝の天主が選び給う處において、之を料理りて食し、朝に起きて
 一〇 汝の天幕のに入り行くべし。八 汝、六日の間、無酵麪を食すべし、また七日目
 九 は、主汝の天主の集會なれば、この日にはいかなる業をもなすべからず。九 汝、
 一〇 穀物に鎌を入れし日より、七週を數うべし、一〇 しかして主汝の天主に對し、週
 二 の祝日を守り、主汝の天主の御祝福に循い、汝の手の志の供物を献ぐべし。
 二 かくして主汝の天主の御前に饗宴を設くべし、即ち汝も、汝の息子娘も、汝
 三 の下僕下婢も、汝の門の内に在るレヴィ人も、汝の許に留まれる他國者も、孤
 四 兒も、寡婦も、主汝の天主が選びて以てその御名を住め給わんとする處におい
 五 て、然すべし。二三 汝、エジプトにおいて奴僕たりしことを憶い、命ぜられたる

の祭の
 間、歸
 宅する
 までの
 宿泊所
 として
 張つた
 天幕。

一三 ことを守り行ふべし。一三 汝また打禾場と搾槽とよりあがる汝の物を收納め
 一四 たる時、七日の間幕屋の祭を行ふべし。一四 しかして汝の祭の時には饗宴を
 一五 設くべし、即ち汝も、汝の息子娘も、汝の下僕下婢も、また汝の門の内に
 一五 在るレヴィ人も、外來者も、孤兒も、寡婦も、之に與れ。一五 汝、七日の間
 一六 主汝の天主に對し、主の選み給う處において祭を行ふべし。さらば主汝の
 一六 天主は、汝のあらゆる産物と、汝の手のあらゆる業とにおいて汝を祝し給
 一六 いて、汝、喜ぶを得ん。一六 汝の男性なる者は皆、年に三度、即ち無酵麴の
 一七 祝祭と、週の祝祭と、幕屋の祝祭とに當り、主の選み給う所において、主
 一七 汝の天主の御眼前に、現るべし。されど、何人も手を空しうして主の御前
 一七 に現るべからず、⁶⁾ 各人、主その天主の賜う御祝福に循い、その有つ所
 一八 に應じて獻ぐべし。一八 主汝の天主が汝に賜う、汝のすべての閭門の内に
 一九 汝の支族毎に、士師と長⁷⁾とを置き、彼等をして、正しき審判もて民を裁
 一九 かしむべし、^一 彼等は、いずれの側にも偏るべからず、汝、人をも賄賂を

6) 出二三・一
 五。三四・二
 〇。集三五・
 六。一のへブ
 レオ語でソト
 リムと稱す。
 律法學士。士
 師及び長の如
 き者は既に出
 五章に出てい
 る。民一一・
 一六以下では
 長の代りに長
 老等、士師の
 代りに預言者
 とある。

二〇 も顧慮すべからず、賄賂は賢人の目をも冥まし、義人の言
 をも枉ぐればなり。二〇 汝、正義に正しく従うべし、これ
 汝、生存えて、主汝の天主が汝に賜う地を領するを得んた
 二二 めなり。三 汝は主汝の天主の祭壇の傍に、並木をもいかな
 二三 る木をも植うべからず、三 また、己の爲に像¹⁰⁾を造るこ
 とも立つることもなすべからず、かゝる物は主汝の天主の
 憎み給う所なればなり。

第十七章

犠牲は玷なきものたるべきこと—偶像禮拜者は殺さるべき
 こと—紛争は司祭と士師とに訴うべきこと—王の義務。

一 二 汝、玷その他何事かの缺點ある¹⁾ 羊または牛を、主汝の
 天主に献ぐべからず、そは、主汝の天主の忌み給うものな
 二 ればなり。二 主汝の天主が汝に賜う汝の門²⁾の内において

8) 出二三・八。利一九・一五。
 本一・一七。集二〇・三一。
 9) パールの祭壇脇の地上に一本
 の樹を植え、その幹に有名なフ
 エニキアの女神の猥な表象を彫
 りつけた異教の風習をそれとな
 くさす。—10) 崇敬のしるしとし
 ての尖つた柱の上の像。

第十七章 1) 利二二・一七—二
 五を見よ。そこにはこのことが
 もつと詳しく述べてある。
 2) 市街の門。

三 汝の間に男または女の、主汝の天主の御眼前に悪しき事をなしてその
 契約に背き、三 往きて他の神々に事え、之を拜し、またわが命ぜざる
 四 日や月や天の諸星を拜する者見出され、且その事汝に告げられ、汝
 之を聞きて鋭意取調に當り、その眞にして、かかる憎むべき事のイス
 五 ラエルの中に行われたるを知らば、五 汝、その最悪しき事を爲したる
 六 男や女を、汝の市邑の門に引き出だし、之に石を抛つべし。六 殺す
 べき者は、二人もしくは三人の證人の口によりてこそ之を死に處すべ
 七 けれ、ただ一人が不利なる證言をなしたるのみにては、何人をも殺す
 八 べからず。七 之を殺すには、證人まず手を下し、八 然る後に殘餘の民
 九 手を下して、汝の中よりかかる悪を除き去るべし。九 汝もし、汝の許
 にて、血と血と、係争と係争と、癩と癩と、を裁判くことが、困難
 にして曖昧なるを認め、且、汝の閭門の中なる是非する人々の言¹⁰⁾が
 區々なるを見れば、起ちて、主汝の天主の選び給う處に上り行き、九レ

3) または。——4) 本
 一九・一五。續一
 八・一六。哥後一
 三・一。——5) 偽證
 人なら敢て容易に
 手を下すまい。
 6) 本一三・九。
 7) いわゆる殺人か
 または單なる事故
 による死亡かが疑
 問の場合。——8) 民
 事訴訟事件にどの
 法律を適用すべき
 かわからない時。
 9) 虐待などの際に
 疑いがかかつた時
 10) 意見。

一〇 ヴイ族の司祭等と、當時の士師¹¹⁾との許に到りて之に問うべし、さらば彼等は眞の判定を汝に示さん。¹²⁾ 一。汝、凡て、主の選び給う處に長たる人々の云う事、二及びその主の御掟に従いて汝に教うる事を行い、その判定に従うべく、右にも左にも偏るべからず。二三されど人もし思い上りて、主汝の天主に事え奉る當時の司祭の命と、士師の判決とに従うを拒まば、その人を死に處すべく、かくして汝イスラエルより悪を除き去るべし。二三さらば民皆之を聞きて畏れん。これその後は慢心する者のなからんためなり。
 一四 汝が主汝の天主の汝に賜わんとする地に到りて之を領し、そこに住みて我も周圍にある諸國の民の如く、わが上に王を立てん。と云わん時は、¹³⁾ 一五 汝の兄弟の數の中より、主汝の天主の選び給う人を立つべし。汝の兄弟ならざる、他の國人を王となすべからず。一六さてその人は立てられし時も、己が爲に馬を多く集むべからず、¹⁴⁾ また騎兵の數を恃みて、民を率いてエジプトに歸るべからず、そは、わけても主汝等に、この後決して

11) 一九・一七の最高士師は大司祭ではない。
 12) 代下一九・八。—13) 國王問題の條件つき規定。すなわち民に王を奉戴する望ある場合の。
 14) この禁令の目的は、國王たちの征服慾を防ぐこと。

一七 この同じ道を歸るなかれと命じ給いたるに由りてなり。一七 彼は

多くの妻を有つべからず、彼等はその心魂を奪うことあればな

り。15) また多くの金銀を有つべからず。16) 一八 さて、彼その國の王

座に即きたる上は、レヴィ族の司祭等より原本を受けて、己が

爲に申命記、即ちこの律法を一巻に書寫し、一九 手許に置き、

生涯日毎之を読み、以て主その天主を畏るることを學び、律法

に命ぜられたるその御言と典憲とを守るべし。二〇 さらば、彼の

心その兄弟の上に傲り驕ぶることなく、また右にも左にも偏り

逸ることなく、かくて彼とその裔等と、時久しくイスラエル

の上に王たるを得ん。」

第十八章

レヴィ人に與えらるる分―占者等に問らべからず―偉大なる預言者の約束。

二 司祭、レヴィ人、及びすべてその族に屬する者は、殘餘のイスラエルの如く、分も世

15) 一夫多妻は異教の精神によるもので、従つて神政の精神に反する。サロモン及びその後繼者等が歩一步イスラエル人を没落に至らしめたのは、これらの規定を悉く守らなかつたからである。
16) 彼らの心があまり地上の物事に執着しないように。

二 襲つぎの地ちも有もつべからず、これ、彼等かれらは主しゆの犠牲いけにえとその供物そなえものとを食しよく
 すべき者ものなればなり。¹⁾ また、彼等かれらは他ほかにその兄弟きょうだいの所有しよゆうにかゝ
 る何物なにものをも受うくべからず、蓋けだし、主しゆこそ、その會かひて彼等かれらに曰のたまえる
 如ごとく、彼等かれらの承繼うけつぐべきものに在ましますなれ。²⁾ 民たみより、犠牲いけにえを献きよぐ
 る者ものより、³⁾ 司祭しさいが受うくべきものは、次つぎの如ごとし。その献ささぐるが牛うし
 にもあれ、羊ひつじにもあれ、司祭しさいに與あたうべきは、肩かたと胸むねと、⁴⁾ 穀物こくもつ、
 葡萄酒ぶどうしゆ、及び油あぶらの初物はつものと、その羊ひつじより剪きりたる毛けの一部ぶと、是これな
 り。⁵⁾ 五ごそは、主しゆ汝なんじの天主てんしゆ、之これを汝なんじの諸族しよぞくの中うちより選えらび、彼かれとその
 裔等こらとをして、立たちていつまでも主しゆの御名みなに事つかえしめ給たまへばなり。
 六 レヴィ人びともし、全ぜんイスラエルの何處いかににもあれ、その住すむ汝なんじの市まち
 邑くの一ひとつを立出たいでて、⁶⁾ 主しゆの選えらび給たまう處ところに慄あこがれ到いたらんと欲ほつするあら
 ば、⁷⁾ 七しちその人ひとはその時主ときしゆの御前みまえに立たつ己おのが兄弟きょうだいなるレヴィ人びと一同どう
 の如ごとく、主しゆその天主てんしゆの御名みなによりて勤行つとめをなすべし。⁸⁾ 彼かれは、自お

第十八章 1) 民一八・二〇、二三。哥前九・一三。 2) 個人は自分の家畜の初仔のほかに、ほとんど和祭の犠牲を献げる義務がなかつた。たと富者だけが志の、または誓願をはたす義務の、和祭の犠牲を献げた。田畑の産物の他の初物は、一六・一七の原則によつた。 3) 民一八・二一。 4) 民三五・七によれば、四十八の市邑が彼らのものとして與えられていた。

己が市邑において、父祖より引續ぎて受くるものの外に、餘人と同じ食物の分を受くべし。九 汝、主汝の天主が汝に賜う地に入らん時、戒心して、その國人らの憎むべき所行に倣わんとするなかれ。一〇 また汝の許に、その息子や娘を人身御供として火の中を通らしむる者、^一 もしくは占者に訊き、夢や前兆を信ずる者あらしむべからず、なおあらしむべからざるは、魔術者、^二 呪禁師、口寄、又は巫覡に訊く者、或は死者に真相を尋ぬる者など、是なり。^三 蓋し、これらは皆主の憎み給う所にして、汝の入るに當り、彼等を滅ぼし給うも、かかる罪惡の故なり。一三 主汝の天主と共に、汝も完全にして玷なき者たれ。一四 汝がその地を領すべき國民は、占卜者や巫覡に聴く。されど汝は然せずして他の方法によりて、主汝の天主に教えらるるなり。^{一五} 主汝の天主は、汝の民の中、汝の兄弟の中より、我の如き預言者を汝の爲に起し給

五) 司祭にもせよ本來の意味のレヴィ人にもせよ、レヴィ人がたまたま參詣して聖所に来ると、俗人として扱われず、聖なる勤行に加わること許され、且聖所から自分の生活費を支給された。一)の以前そこに住んでいた民。その憎むべき所行とはまず第一に偶像禮拜。7) 利一八・二一參照。8) 利二〇・二七。9) 母上二八・七。10) 汝はウリムとトウミム、及び預言者たちに問わなければならぬ。

一六 わん。11) 汝、之に聴くべし。12) 一六これ、汝がホレブにおいて、

會衆相集える時、主汝の天主に求め奉りし如し。13) 即ち汝

我をして、この上最早主わが天主の御聲を聞かしむること

なかれ、またこの上最早このいと大いなる火を見しむること

なかれ。恐らくは我死せん。と云いしに、一七主、我に曰い

けるは、彼等の云いし所はすべて宜し。14) 一八我は彼等の爲

にその兄弟の中より、汝の如き預言者を起し、その口にわが

言を置かん、かくて彼は、わが之に命ずる事を悉く彼等に告

ぐべし。15) 一九その時彼がわが名によりて告ぐるその言を聴か

んとせざる者は、我之に報復いん。二〇されど、傲慢に心迷い

て、わが語れと命ぜざる事を、わが名によりて語らんとし、

もしくは他の神々の名によりて語らんとする預言者は、殺さ

るべし。二一さて汝もし心ひそかに、主の告げ給わざりし言

11) イスラエルの中に恒に預言者等のいるべきことがここに告げてある。ステファノはユデア人一般の期待を述べ、ペトロは徒三・二二で、本文をキリストに適用している。12) 約一・四五。13) 本五二二三以下、出二〇・二一参照。14) 人間、それも主の代理者と定め給うた人物を用いて、人間を導かんとし給う天主の御定め。15) キリスト教の教父や釋義學者は、これらの言葉が悉く、仲介者、立法者、解放者、預言者たるイエズス・キリストにおいて成就されたと信じている。

三三
 を、我如何にしてか知るを得べき¹⁰⁾。と云うことあらば、^{三三}汝
 之を以て徴となすべし。即ち、その預言者が主の御名によりて預
 言せる事、起らずば、そは主の曰いしものにあらず、預言者がそ
 の心傲りて捏造りたるものなり。されば汝彼を畏るべからず。」

第十九章

避難の町―故意の殺人者ならびに偽證人を罰すべきこと。

一 主汝の天主、かの國々の民を滅ぼして、その地を汝に付し給い
 汝之を領して、その市邑とその家々に住わん時は、^二主汝の天
 主が汝に所有地として賜う地の中に、汝、^三三つの市邑を汝の爲に
 別ち、¹⁾ ^三注意して道を拓くべし。²⁾ しかして汝の地の全領域を三
 區に等分せよ、³⁾ 是、殺人の故に逃亡る者をして、附近に脱出す
 べき處を有せしめん爲なり。^四 逃れてその生命を全うすべき殺人
 者の掟は次の如くなるべし。知らずしてその隣人を打殺したる者

10) 以下モイゼはいかにして預言者の眞偽を識別すべきかの問題に答えて、再び語つてゐる。

第十九章 1) 民三五・一一。書二〇・二、八。
 2) かくしてこれら山地にある三つの市邑に、容易に行けるようにしたのである。
 3) 七節参照。

五 及び、隣人に對し昨日も一昨日も憎惡を抱きおらざりしが、木を伐らんとして之と共に森に行き、木を伐るに當り、斧その手より滑り、または鐵、柄より脱けて、その友に當り、之を死に至らしめしことを證せられたる者、かかる者は、前述の市邑の一つに逃れて生存うべし。

六 然せずば恐らくは、血を流されたる者の近き親戚、悲嘆に驅られて彼を追い、道甚だ遠くとも、之を捕えてその生命を奪うに至らん、しかもその人たるや、殺されし者に對し、以前に憎惡を抱きおらざりしことを證明せられしに由り、その死に罪責あらざるなり。セされば我

七 汝に命す、汝、互に等しき距離に在る三つの市邑を別つべし。ハしかして主汝の天主が汝の父祖に誓い給える如く、汝の國境を擴め、彼等に約し給える地を悉く汝に賜いたらん時、の九 但し、汝もし主の御誠

九 命を守り、わが今日汝に命する所を行い、以て主汝の天主を愛し、毎にその道を歩まばし、汝おのが爲他に三つの市邑を増し、前述の三市

4) 人を打殺した者が、どれほどの間避難の町に留つてゐることになつてゐるか(民三五・二五―二八)、それはこゝに反復記載してない。また出二一・一四に定めてある、あらゆる祭壇もまた避難所となるということ(王上二・二八―三四参照)にも、何ら言及してない。5) 創二八・一四。出三四・二四。本一二・二〇。

一〇の數を二倍にすべし。一〇是主汝の天主が汝に與えて領せしめ給わんとする地において、罪なき血の流さることなからん爲、汝に血の罪責の歸せさらん爲なり。二されど人もしその隣人に憎惡を抱き、その生命を狙い、起ちて之を撃ち、死に至らしめ、前述の市邑の一つに逃れなば、二三その市邑の長老等、人を遣して彼をその避難所より引き出し、血を流されし者の親戚の手に付して之を死に處すべし。二三汝、彼を憐むべからず、辜なき血⁹⁾をイスラエルより除き去るべし、これ、汝に幸せんためなり。

一四汝の受けて領すべき地において、主汝の天主が汝に賜わんとする汝の所領に、先人が定めたる汝の隣人の境¹⁰⁾を除き、または移すなかれ。一五或人に對し、その罪、その惡がいかなるものにもあれ、證人をたゞ一人のみ立つべからず、二人、もしくは三人の證人の口によりすべての言分を立つべし。11) 一六もし偽證人、或人に反對して立ち、彼罪を犯せりと云わば、一七係争ある兩者、共に當時の司祭等と士師等¹²⁾との眼前において、主の御前に

9) 殺害の意圖を強調。

10) 民三五・二〇。一) 殺人者の定住していた町。

11) 殺された人の血。一) 境界の標石。

12) 本一七・六。續一八・一六。哥後一三・一。

12) 聖所のそばの士師の席のこととは、既に一七・九に出ている。

一八 立つべし。一八しかして彼等、深く意を用い調べたる後、偽證人がその兄弟を誣い訴えしことを知らば、¹³⁾ 彼がその兄弟になさんと圖りし所を彼になすべく、かくて汝の中より、汝、悪を除き去るべし。

二〇 是、他の人々が聞きて畏怖を抱き、敢てかかる業をなすことなからん爲なり。二三 汝、彼を憐むべからず、却つて生命に對しては生命を、眼に對しては眼を、齒に對しては齒を、手に對しては手を、足に對しては足を求むべし。¹⁴⁾

第二十章

戦争に關する掟。

一 汝その敵と戦わんと出征き、騎兵と戦車とを見、¹⁾ 敵の軍勢の汝より數多きを見るときも、之を恐るべからず、そは、エジプトの國より汝を導き出し給える、主汝の天主、汝と偕に在せばなり。二 さて、戦闘迫れる時は、²⁾ 司祭軍勢の前に立ち、民にかく告ぐべし、

13) 但一三・六二。
 14) 復讐法は、誣いられた者が全く峻嚴な施行を望んだ時にだけ、嚴しく行われたのである。—出二一・二三。利二四・二〇。續五・三八。

第二十章 1) 周囲の諸民族の戦車は、イスラエル人にとつて最も危険な、最も恐ろしい武器であつた

三 四 五 六 七 八

三〃 聽け、イスラエルよ、汝等は今日、汝等の敵に對して、戰鬪を行ふ、汝等の心臆するなかれ、恐るるなかれ、避易ぐなかれ、怯ゆるなかれ、^四そは、主汝等の天主、汝等の中に在して、汝等の爲に敵と鬪い、汝等を危険より救い給うべければなり。〃と。^五また長等その隊毎に全軍に叫び聞かすべし。〃

〃新しき家を建てて、之を祝せざる人は誰ぞや。かかる人は行きてその家に歸れ、然らずば恐らくは自己戰鬪に死して、他の人之を祝するに至らん。^六葡萄酒を作りて、萬人に食せしめん爲に、未だ之を公共のものとなせざる人は誰ぞや。かかる人は行きてその家に歸れ、然らずば恐らくは自己戰鬪に死して、他の人その義務を果すに至らん。^七女と婚約して之を娶らざる人は誰ぞや。かかる人は行きてその家に歸れ、然らずば恐らくは自己戰鬪に死して、他の人之を娶るに至らん。〃と。^八是等の

イスラエルの敵は大概これを備えていたのに、出一四・七。書一七・一六。士一・一九。四・三。母上一三・五。イスラエル軍には歩兵隊しかなかつた。〃いよいよ戰鬪が開始されようとす最後の時ではなくて、宣戰の布告される時。一〃以下兵役免除の理由が三つ記してある。一〃^四略前三・五六。〃立法者は女の感情をも働つてゐる。二四・五によれば、結婚後一年間は出征するに及ばない。

事を告げし後、彼等は更に附加えて民に云うべし、
「恐れて心臆する人は誰ぞや。かかる人は行きてその家に歸れ、然らずば恐らくは、自己恐怖に怯ゆる如く、その兄弟の心をも臆せしむるに至らん。」
かくて軍の長等、口を噤みて語り終えたらば、各自その隊伍を調べて戦闘に備うべし。
一〇 汝もし近づきて、或市を取らんとする時は、先ず和を説くべし。
一一 彼等もしそれを容れて、汝に門を開かば、その中に在る民を悉く助命し、貢を奉らしめて汝に

事えしむべし。
一二 されど彼等もし講和するを肯ぜずして、汝と戦争を始むる時は、汝之を圍むべし。
一三 しかして主汝の天主、汝の手に之を付し給うに
おいては、汝、その中なる男性を、悉く劍の刃もて討ち取るべし。
一四 但し、その市にある女子供と家畜その他とは之を除く、かくて汝、すべての獲物を全軍に分ち、主汝の天主が汝に賜う敵よりの鹵獲物を食すべし。
一五 汝より遠く隔たり、汝が領地として受くべきかの市邑に屬せざるすべての市邑に對しては、かく爲すべし。
一六 されど汝に賜わるべきかの市邑においては、ただの

の士七。
三。
のイスラエル人の戦争の掟は嚴しいことは嚴しかつたが、當時の他の諸國民のそれと較べれば、よほどまだ寛かであつた。

一七 一人をも生しおくべからず。8) 一七即ち、ヘト人、アモル人、カナア

一八 ン人、フェレズ人、ヘヴ人、イエブス人等は、主汝の天主が汝に命

一八 じ給える如く、劍の刃にかけて之を殺すべし。9) 一八是、彼等がその

神々に對して爲したる、あらゆる忌むべきことを汝等に教えて行わ

しめ、汝等をして主汝等の天主に對し罪を犯さしむるが如きことの

一九 なからん爲なり。一九汝時久しく市を圍み、之を取らんとて壘を繞ら

す折にも、果を食し得る樹々は伐り倒すべからず、10) また周圍の地

域を斧もて伐り荒すべからず。蓋し、そは樹にして人にあらず、汝

二〇 と戦う者の員數に加わる能わざればなり。二〇ただ、果を結ばず、野

生にして他の用に供し得る樹々あらば、汝と戦う市邑を汝が占取す

るまで、之を伐り倒して攻道具を作れ。」

8) 何かの惡の罰として。一の本七・一。

10) 戰爭中果樹を伐倒すべからずとの禁令は、かゝる果が自軍の食用になり、後には征服された人民の命を維ぐに役立つという功利的な考えから出ている。

第二十一章

犯人の知れざる殺人の償—捕虜との結婚—親の憎む長男の相続権—
頑冥なる子は石を抛ちて殺すべし—絞首の刑に處せられし者について。

一 主汝の天主が汝に賜わんとする地において

殺されたる人の屍體見出され、その殺人犯人

の知れざる時は、二 汝の長老等と士師等と

出で來り、その屍體のある處より周圍の各都

市に至る距離を測るべし。三 しかして彼等が

他よりも近しと認むるその市の長老等は、四

未だ軛を着けて牽きしことも地を鋤耕しこと

もあらざる牝の犢一頭を畜群より取り、五 嘗

て耕したることも 種を播きたることもなき

荒れたる石地の谷に之を引き行き、其處にて

第二十一章

一)この式で良心を喚び覺まそうと

するのである。—二)殺人犯人が知れない時には、

それを曳いて來て償わせることができないから

その殺人のあつた場所に最も近い町の人々が、

天主に對して償いの業を行い、流された血をそ

の領域から象徴的に取除かなければならない。

三)この牛は、未知の殺人者の身代りに殺される

のであるから、その償いに適したもので、すなわ

ち潔いものでなければならぬ。また償いの場

所も同じく穢れのない處にすべきである。かよ

うな淋しい場所で償いをしたという事實は、か

かる犯罪に對する有益な恐怖を、萬人の胸に喚

び起す。

五 牝の犢の首を打落すべし。五 然る後レヴィの裔なる司祭等、即ち主汝の天主
 が選みて己に事えしめ、その御名によりて祝せしめ、またあらゆる係争及び
 凡ての淨不淨をその言によりて判定めしめ給う者、近づき來るべし。六 次い
 でかの市の長老等、殺されたる者の許に到り、谷において屠られたる牝の犢
 の上にて己が手を洗い、^七 七しかして云うべし、^八 我等の手この血を流さず、
 我等の眼之を見ざりき。八 主よ、汝が贖い給いたる、汝の民イスラエルに、
 御慈悲を垂れ給え、辜なき血の責を、汝の民イスラエルの中に歸せしめ給わ
 ざれ。九 と。さらば血の罪責は、彼等より除かるべし。九 かく汝、主の汝に
 命じ給える所を行わば、辜なき者の流したる血より救わるべし。一〇 汝、出征
 きて汝の敵と戦うに、主汝の天主彼等を汝の手に付し給い、汝之を捕虜とし
 て引き來る時、二 その捕虜の員數の中に、美しき婦女あるを見て之を戀い、
 妻となさんと欲せば、二三 之を汝の家に連れ行くべし。しかしてその女は髪を
 剃り、爪を剪り、^五 一三 捕われし折の衣服を脱ぎ、汝の家に坐して一箇月の間

4) 彼らが
 その殺人
 に少しも
 關係しな
 かつたこ
 とを明ら
 かにする
 云い方。
 (瑪二七
 ・二四參
 照)
 5) 捕虜に
 その舊習
 を捨てさ
 せるため
 の象徴。

一四 その父母の爲に嘆くべし。然る後、汝之が許に入りて共に臥し、かくて汝の妻となすべし。一四されどその女後に汝の心に適わざるに至らば、汝之を思い

のままに去らしむべし、但し、賣りて金に易うるを得ず、また暴力もて虐ぐ

一五 るを得ず、^のそは汝之を辱しめたればなり。一五人に二人の妻ありて、一人は

その愛する者、一人はその憎む者なるに、いずれも彼によりて子を生し、憎

一六 む者の子長男なる時、一六彼、己が財産をその子等の間に分たんとするに當り

愛する者の子を長子となし、之を憎む者の子の先におくを得ず、一七その憎む

一七 者の子を長子と認め、すべて己の有てる物の中より、之に二倍の分前を與う

べし、是はその子等の首にして、長子の權は之に歸すべきを以てなり。^の

一八 一人にもし我儘にして度し難き子あり、彼その父母の命にも服せず、懲しめ

一八 らるるも順うを忽せにせば、一九彼等、之を執えてその市の長老等の許、裁判

二〇 の門に連れ行き、二〇彼等に云うべし、[〃]我等のこの子は、我儘にして度し難

く、我等の訓戒をも輕んじて聽かず、飲酒、放蕩、美食に耽る。[〃]と。^の

〃

の權利な

き女奴隸

として家

におくべ

からず。

の代上五

一。

ユデア

人の法律

は父の權

威を擁護

している

が、異教

の法典で

これに附

與してい

た、子を

生かすも

三 然る時は市の民、彼に石を擲ちて、之を殺すべ

し、これ汝等の中より悪を除き去り、イスラエル皆

聞きて恐れんためなり。三 人もし死罰に當る罪を犯

して、死刑の判決を受け、絞首臺にかけらるる時は

その屍體は木の上に遺しおくべからず。その日の内

に埋葬すべし。10) そは、木にかかる者は、天主に呪

われたればなり。されば汝は、主汝の天主が汝に所

領として賜わんとする汝の地を汚すべからず。11)

第二十二章

隣人愛—異性の衣服を用らべからず—残忍なることは鳥に對して

もなすべからず—屋根の周圍の檣のこと—異種のもを混すべか

らず—妻を誹謗したる者の罰、また姦通及び強姦の罰。

二 汝その兄弟¹⁾の牛または羊の迷えるを見て、過ぎ

第二十三章

1) 他のイスラエル人。

殺すも自由という忌むべき権利は廢止してゐる。—9) 死刑は投石によつて執行した。死骸を絞首臺にかけて曝しものにすることは、罪人を一層辱かしめるために行つた。—10) キリストがその日の内に十字架より下され葬られ給うたことを思い合せよ。—11) モイゼの律法によれば、普通の死者の屍でも、家や人を穢した。さればかゝる大罪人の屍は、いわばその地全體を穢したのである。—加三・一三。

二 去るべからず、之を汝の兄弟の許に連れ歸るべし。²⁾ 三されど、汝の兄弟、近くにあらざる時、もしくは汝彼を知らざる時は、汝、之を汝の家に連れ行きて、汝の兄弟が之を求めて受取るまで、汝の許にあらしむべし。³⁾ 彼の驢馬や衣服や汝の兄弟のあらゆる失物に就きても、同様にすべし。汝そを見出さば、他人のものもの如くにすておくべからず。⁴⁾ 汝もし汝の兄弟の驢馬または牛の途に倒れおるを見れば、すておくことなく、之を扶け起すべし。⁵⁾ 女は男の衣服を着るべからず、また男は女の衣服を用うべからず、蓋し、かくする人は天主にとりて忌むべき者たるなり。⁶⁾ 汝、途を歩みおりて、樹の上、または地の上の鳥の巢に、母鳥が雛鳥もしくは卵の上に伏しおるを見るも、之をその雛鳥と共に取るべからず、⁷⁾ 七そを放ちやりて、雛鳥のみを捕えおくべし、さらば汝身に幸福ありて、時久しく生くるを得ん。⁸⁾ 八汝、新しき家を建つる時は、屋根に手摺を設け繞らすべし。⁹⁾ 是、汝の家におい

2) 出二三・四。

3) 男女の衣服交換を禁ずる理由は、

それによつて道徳頽廢を來たす懼れがあるからで、異教の祭祀の際には殊にかようなことが行われていた。

かゝることを實行すれば、慎しみや純潔をなくするであらう。1) それ

は絶滅するに等しい。利二二・二八

参照。1) 東國で

は、屋根が平らで、その上に人が出ら

九 責のなからん爲なり。九 汝の葡萄畑に他の種子を播くなかれ、しからずば汝の播きたる種子と、葡萄畑に生ずるものと、共に献聖げらるること
 一〇 あらん。一〇 汝、牛と驢馬とを併せ用いて耕すべからず。二 汝、毛と亞
 一二 麻とを交え織りたる衣服を着るべからず。二三 汝の纏う上衣の縁の四隅に
 一四 房を附くべし。一三 人もし妻を娶りて、後に之を嫌い、一四 所を出す便宜
 一五 を求めて之に悪しき名を負わせ、一五 我この女を娶りしが、その許に入り
 一六 て見しに、處女ならざりき。一五 と云うことあらば、一五 その女の父母之を
 一六 連れ、門におる市の長老等の許に、その處女なる證據を携え行き、一六 し
 一七 かして父は云うべし、一七 我はかの人^{ひと}にわが娘^{むすめ}を妻^{つま}として與^{あた}えしが、彼^{かれ}、
 一七 之^{これ}を嫌^{きら}い、一七 之^{これ}に悪^あしき名^なを負^おわせて曰^{いわ}く、一七 我^{われ}は汝^{なんじ}の娘^{むすめ}の處女^{おとめ}ならざ
 一八 るを見たり。〃と。されど見給え、是ぞわが娘の處女なりし證據なる。〃
 一八 と。かくて彼等その布を市の長老等の前に擴ぐべし。〃^八 然る時はその

れるようになつ
 ている（書二・
 六。母下一一・
 二。墳一〇・二
 七。徒一〇・九。
 参照）。一のこれ
 らの歌は體力が
 違い、これを同
 じ輓につなぐと
 弱い方の歌を酷
 使することにな
 りやすいから。
 7) 民一五・三八。
 8) 父母の所にま
 た歸されるか知
 れないという懼
 れによつて、處
 女たちは罪を犯

一九 市の長老等、かの人を捉えて之を鞭ち、一九その上彼に銀百シクルを罰

として申し渡し、その娘の父に與えしむべし、そはイスラエルの處女

を悪しき名もて辱しめたればなり。しかして彼はその女を妻とすべく

生くる目の限り之を出すを得ず。二〇されど彼の非難せし言眞實にして

娘が處女なりしこと認められざる時は、二一之をその父の門より逐い出

し、その市の人々石を擲ちて之を殺すべし。そはこの女、その父の

家において姦淫を行ひ、イスラエルの中にて悪しき事をなしたればな

り。汝、されば汝の中より悪を除き去るべし。三一人もし他人の妻と共

に臥さば、その兩人、即ち姦夫姦婦を共に殺し、かくて汝イスラエル

の中より悪を除き去るべし。10) 或人、處女なる娘と婚約したるに、

他の人市にてその女に逢ひ、11) 之と共に臥さば、二四汝、その兩人を共

にその市の門に引出し、之に石を擲つべし、娘は市の内に在りながら

叫ばざりしにより、男はその隣人の妻を辱しめたるによりてなり。汝

すのを慎しみ、親は嚴重な監督を心がけ、また母親は娘たちをしてこの規定に注意させるようになつたに相違ない。1) この女はまた父の家にいる間に罪を犯した。故にその町の門外でなく、犯罪の現場で處刑されるのである。10) 利二〇・一〇。11) 街でなら容易に助けが得られるであらう。

二五

かくして汝の中より悪を除き去るべし。¹²⁾ 二五されど男もし野に

て人と婚約したる娘に逢い、そを捕えて共に臥さば、彼のみを

殺すべし。^{二六} 娘には何の罰をも加うべからず、彼女には死に當

る罪なし。蓋し、強盜その兄弟に起ち向かいてその生命を奪い

たる如き難に、その娘も遭いたるなり。^{二七} 即ちかの女、獨り野

に在り、叫びたれども、之を救う者なかりしなり。¹³⁾ 二八男未だ

人と婚約せざる處女なる娘に逢い、そを捕えて之と共に臥し、

その事件裁判にかけらるる時は、^{二九} 共に臥せる男はその娘の父

に、銀五十シクルを與えて之を妻とすべし、そは彼その女を辱

しめたるに由りてなり。彼は己が生くる日の限り、之を出すを

得ず。¹⁴⁾ 三〇何人もその父の妻¹⁵⁾ を娶るべからず、また彼の衾を

捲るべからず。」

12) イスラエル人の律法の

規定は婚姻の点で秋霜烈

日の如く峻厳であつて、

古代の他民族のこれに關

する法律の道德的水準を

遙かに抜いている。また

夫と妻とに對して違つた

道德を課さぬ。—13) 第一、

の場合では、娘が自分の

貞操を守るに不十分であ

つたので、合意したも

と推定されている。第二

の場合では、娘に有利な

推定である。—14) 出二二・

一六。—15) 繼母。

第二十三章

集會に入り得る人、入り得ざる人―避くべき汚れ―利息、誓願、及び他人の葡萄や麥を食することに關する他の掟。

一 一 罌丸を傷いもししくは切り、或は男根を切りたる閹者は、
 主の集會に入るべからず。¹⁾ 二 マムゼル、²⁾ 即ち娼婦より生
 れたる者は、十代まで主の集會に入るべからず。三 アンモ
 ン人及びモアブ人は、十代の後までも、永く主の集會に入
 るべからず。³⁾ 四 そは汝等がエジプトより出で來りし時、途
 にて彼等が汝等を、パンと水とを以て迎えんとはせず、汝
 に對し、シリアのメソポタミアよりベオルの子バラアムを
 傭いて、汝を呪わしめんとしたればなり。⁴⁾ 五 されど主汝の
 天主は、バラアムに聽くを好み給わす、却つて汝を愛し給
 うにより、その呪咀を轉じて汝への祝福となし給いぬ。

第二十三章

1) 身に何か損じた所ある人の主の集會に入るのを禁止した規定は、當時の東國のいろいろな祭祀の不自然な行い方、及び去勢に反對するものである。―2) 出所ならびに意味不明の語。普通の私生兒を意味せず、不倫、すなわち姦淫の子を云うのであるらう。―3) 創一九・三一以下參照。―尼一三・一。4) 民二二・五。書二四・九。

六 汝、彼等と友好を修むるなかれ、また汝が生くる日の限り、永く彼等の爲に
 幸福を求むるなかれ。七 汝、イドウメア人を憎むべからず、それは汝の兄弟なれ
 ばなり。またエジプト人をも憎むべからず、汝その地に寄留人たりしことあれ
 ばなり。八 彼等より生れし者は、三代目に主の集會に入るを得べし。九 汝、その
 敵に對し戰鬪に出征く時は、自ら戒しめてあらゆる惡事を避くべし。一〇 汝等の
 中に夜夢みつつ身の穢れたる人あらば、^一陣外に出ずべし、二しかして夕に水
 もて身を洗わざる内は歸るべからず、且、日没後陣中に歸るべし。三 汝陣外に
 一つの處を設け、用便には其處に出で行くべし、^三また小鋤を携帶し、便する
 時には、汝周圍を掘りて、用を足したる後出でたる物をその掘りたる土もて蓋
 うべし。^四（それは主汝の天主、汝を救い、汝の敵を汝に付さんとして汝の陣中を
 歩み給えばなり。）かくして汝の陣を聖からしめ、不淨なる物をば何もその中
 に露しおくべからず、是、主の汝を棄て給うことなからん爲なり。一五 汝の許に
 逃げ來りたる奴僕を、その主人に付すなかれ。一六 之を汝の許に、その好む處に

五) 結婚の禁止である
 一本二
 一九。
 六) 利一
 五・一
 六參照
 陣營
 を清潔
 にする
 こと。

住わせ、汝の市邑の一つに留めおくべし。之を虐ぐるなかれ。

一七 イスラエルの女子の中に娼婦あるべからず、⁸⁾ またイスラ

一八 エルの男子の中に嫖客あるべからず。一八 汝、いかなる誓願を

立てたるにもせよ、主汝の天主の家において、娼妓の玉代と

犬の價とは之を献ぐべからず、是等は共に主汝の天主にと

一九 りて忌むべきものなればなり。¹⁰⁾ 一九 汝、利息附にて汝の兄弟

に、金をも、穀物をも、その他いかなる物をも貸すべからず

二〇 但し他國人には然するも可なり。¹¹⁾ されど汝の兄弟には、

その要する物を無利息にて貸し與うべし。これ主汝の天主が

汝の行きて領せん地において、汝のあらゆる所行に對し、汝

二一 を祝し給わんためなり。三 主汝の天主に誓願を立てたる時は

汝、之をはたすを遅延すべからず、主汝の天主、之を求め給

うべければなり。しかしてもし遅延すことあらば、そは罪と

⁸⁾ アスタロト神のために、

恥ずべき淫行に従うような

者は、イスラエルでは黙認

すべからず。一のキプロ島

においてアスタロトを祀る

或人々を意味する。黙二二・

一五参照。一〇) 異教の風習

のように神のために賣淫し

得た金を宮に献げること

を云う。一〇) 困つてゐる同族

者を助けるのは義務であつ

た(利二五・三五以下参照)

そしてそのために利子を取

つてはならなかつた。しか

し他国民の所では利子を取

るのが一般の習慣であつた

から、他國人から利子を取

るのは、相互にすること

二三 して汝に歸せらるべし。二三 汝願を立つるを欲せずとも、汝に罪な
 かるべし。二三 されど一度汝の唇より出でたる事は、汝之を守り
 行ふこと、主汝の天主に約し奉り、且己が意志より己が口もて云
 いたる如くにすべし。二四 汝、隣人の葡萄畑に入る時は、幾房にて
 も意のままに葡萄を食するを得べし。12) されど一つも之を携え出
 ずべからず。二五 汝、友の麥畑に入る時は、その穂を摘み取り之を
 手にて採むも可なり。13) されど鎌もて之を刈るべからず。

第二十四章

離婚に就きて—新婚者は戦に出ずるに及ばず—誘拐者、癩病、
 抵當、勞銀、裁判、貧者に對する仁愛に就きて。

二 一人、娶りて妻を有ちたるも、もし之に厭うべき所ありて、己が
 眼に好ましからず見ゆるに至らば、1) 離縁狀を書きてその手に付
 し、之を己が家より出すべし。2) 二さて、その女出でし後他の夫に

もあつたし、自衛の途
 でもあつた。—12) この
 寛大な規定は殊に貧民
 を潤すためである。し
 かしその場であまり多
 く取らぬよう、その特
 典に制限を付して、濫
 用を禁じている。
 13) 路六・一以下参照。

第二十四章 1) ヘルワ
 ト・ダーバルというヘ
 ブレオ語にはいろいろ
 な説明があつた。シヤ

三 嫁したるに、^三彼も亦之を厭い、離縁状を與えて之をその家より出すか、もしくは死する時は、^四前の夫は再び之を妻に娶るを得ず、³⁾

四 是、その女が汚れて主の御前に厭うべきものとなりたる故にして、⁴⁾ 主汝の天主が汝に與

五 えて領せしめ給う汝の地に、罪を犯さざらしめん爲なり。⁵⁾ 五人、妻を娶りて日なお浅き時は、戦争に出ずるに及ばず、またいかなる公

務をも負うに及ばず。彼はその家に在りて自適するも咎なく、一年の間その妻と共に樂し

六 むべし。⁶⁾ 汝、挽磨の下部をも上部をも抵當

七 として取るべからず、蓋し彼は汝に、その生命を抵當としたればなり。⁷⁾ イスラエルの裔

マイ派では、不貞のため、と云い、ヒレル派では、その女に何か不快な所があるため、と云う。
 2) こう定めたのは、後日夫の側からの要求に對し、妻の立場を擁護し、またかゝる規定によつて離婚を困難ならしめ、以てそれに關する輕卒な行動を避けるようにさせるためであつた。一 續五・三一。一九・七。可一〇・四。一) 3) 文章の構造からもわかるように、この掟の對象は離別でなく、出した妻を再び納れるのを禁ずることである。この掟はまた離別をも是認していな
 い。一) 4) その女が前の夫の許に歸ることは、天主の忌み給う所である。何となればその夫が離別を眞に望まずして、たゞ妻を他人に貸與すること許すつもりであつただけでないかという疑念を招くから。一) 5) キリストは結婚をその潔いものと形の戻して、解消すべからざるものとなし給うた。續一九・七以下參照。一) 6) 本二〇・七。一) 7) 一方の石がなければ引白は用をなさない。

八 等の中よりその兄弟を誘拐し、之を賣りて代價を取る人あるを見
 ば、之を殺し、以て汝の中より惡を除き去るべし。8) 癩病に罹ら
 ざる様よく注意し、凡てレヴィ族の司祭が汝に教うる所を行い、
 九 わが彼等に命じたる如くにせよ。汝そを注意して果せ。 九 汝等が
 一〇 エジプトより出で來れる時、途にて主汝の天主が、マリアに爲し
 給える事を憶い起せ。9) 一。汝の隣人に、彼の汝に借りおる物を催
 二 促する時は、汝、抵當を取らんとてその家に入るべからず。二 汝
 は外に佇み、彼、その所有物を携え出でて汝の許に至るべし。10)
 三 三されどその人もし貧しくば、その抵當をその夜汝の許に留めお
 四 くべからず、11) 一三日の入る前に、直様之を彼に返すべし、さらば
 彼は己が衣服を着て眠ることを得て汝を祝すべく、汝は主汝の天
 主の御前に義を獲るに至らん。一四 汝の困窮せる貧しき兄弟、もし
 一四 くはその地にて汝の許に留まり汝の門内に在る外國人に、賃銀を

い。毎日家に必要な穀物を粉に挽くので、引白はなくてならぬものであつた。1) 出二二・一六。1) モイゼとアロンとの姉でさえ、治病後律法の規定に従わなければならなかつた。1) 民一二・一〇。10) 住居は神聖にして犯すべからざるものである。1) 出二二・二六。11) 貧者の上衣は夜着にもなるので、晩にならぬ内に返さなければならなかつた。1) 出二二・二六。

一五 拒むべからず。12) 却つてその日、日の没む前に、彼の勞働の價を拂うべ

し、それは彼貧しくして、之によりその生命を繋げばなり。これ、彼が主に

向かいて汝の非を鳴らし、そが罪として汝に歸せられざらんためなり。

一六 父を子の代りに、子を父の代りに殺すべからず、18) 各々己が罪によりて

死すべきなり。14) 一七 汝、他國の者、または孤兒の裁判を曲ぐべからず、ま

た寡婦の衣服を抵當に取るべからず。一八 汝、エジプトにおいて奴隸たりし

に、主汝の天主、汝を彼處より救い出し給えることを憶え。さればこそ、

一九 我は汝に、この事をなすよう命ずるなれ。一九 汝の畑にて穀物を刈り、一束

を置き忘れたる時も、汝戻りて之を取るべからず、他國者と孤兒と寡婦と

が之を取るに委すべし、これ、主汝の天主が、汝の手のあらゆる業におい

て、汝を祝し給わんためなり、15) 二〇 汝、橄欖の樹の果を採集むる時は、凡

て樹に遺れるものを採らんとて戻るべからず。他國者、孤兒、及び寡婦に

遺しおくべし。二一 汝の葡萄畑の葡萄を收穫する時は、汝、遺れる房を採る

遺しおくべし。三 汝の葡萄畑の葡萄を收穫する時は、汝、遺れる房を採る

12) 利一九 一

三。土四・一

五。一13) 異教

の習慣の反對

14) 王下一四・

六。代下二五・

四。結一八・

二〇。

15) 收穫後畑に

残つてゐる物

を貧者の用に

宛てる。利一

九・九以下。

得二・二以下

参照。

三 べからず、之を他國者、孤兒、及び寡婦の用に供すべし。二三 汝、エジプトにおいて奴隸たりし事を憶え。さればこそ我は汝に、この事を爲すよう命ずるなれ。」

第二十五章

鞭うつ度數は四十を越ゆべからず—牛に口籠を嵌むべからず—兄弟の爲に子を擧ぐることに不正の衡—アマレク人を擊滅。

一 一人々の間に係争ありて、士師等を煩わす時は、彼等その義しと認むる者に、正義の勝利¹⁾を興え、その惡しと認むる者を惡しと判定むべし。二 さて彼等、もしその罪犯せる者を打擲に相當すと見ば、之を伏させおき、己が面前にて打たしむべし。²⁾ 三 その打ち方は罪の重さによるべきなり。四 但し、その度數四十を超ゆべからず、是、汝の兄弟が汝の眼前にて慘酷たらしく傷つけられて立去ることなからん爲なり。³⁾ 五 汝、打禾場にて汝の穀物を踏み碾す牛の口を結ぶなかれ。⁴⁾ 六 兄弟共に住み、その一

第二十五章 1) 原語 Palma

「棕櫚」。勝利の印。

2) 士師たちの面前で。刑吏の殘忍さを抑制するに卓れた措置。—3) もつと正確に云えば、三十九打つたらやめるように規定してあつた。哥後一一・二四參照。—4) 哥前九・九。提前五・一八。

六 人もし子なくして死なば、死者の妻は他人に嫁ぐべからず、その兄弟之
 を娶りて、兄弟の爲に子を擧ぐべし。六しかして之によりて儲けたるそ
 の長子に、彼の名を命くべし、これ、その名がイスラエルの中より絶ゆ
 七 ることのなからんためなり。七されどその人もし、律法によりて己の屬
 となるべきその兄弟の妻を、娶ることを肯んぜずば、その女、市の門に
 行き、長老等を煩わして、云うべし、〃わが夫の兄弟はイスラエルの中
 八 にその兄弟の名を立つるを欲せず、また我を娶るを肯んぜず。〃と。六
 然る時は彼等直に彼を來らしめて、之に問うべし。彼もし、我は之を
 九 娶るを欲せず。〃と答えなば、女、長老等の面前にて彼の許に到り、
 その足より靴を脱がせ、顔に唾して、云うべし、己が兄弟の家を興さ
 一〇 ざる人にはかくこそせらるべきなれ。〃と。七しかして彼の名はイスラ
 二 エルの中にて、靴を脱がされたる者の家と稱えらるべし。二二人の男云
 い争いて、甲、乙を相手として格闘い始むるに、乙の妻、その夫を力優

の嫁婚の習慣は甚だ古い(創三八章)。一墳二二・二四。可一二・一九。路二〇・二八。一の得四・五。一の故人の遺産を相續すること及びその寡婦と結婚することとを、全く斷念するといふ象徴的行爲。一の兄弟としてなすべき義務を果す勇氣がない彼を、その女に公然輕蔑侮辱させる爲

一三二 れる者の手より救わんとして、己が手をさし伸べて之が陰部を執えなば、
 一四 汝その手を切り落すべし、その女に些かも憐憫を催すべからず。9) 一三 汝、
 一五 袋の中に、大なると小なると、異なれる衡の錘を入れおくべからず、一四また
 汝の家に、枴の大なると小なるとをおくべからず。一五 汝は正しき眞の錘を有
 一六 つべく、汝の枴は均等しくして眞なるべし、これ、主汝の天主、汝に賜わん
 とする地において、汝が時久しく生くるを得んためなり。一六 蓋し、主汝の天
 一七 主は、かかる事を爲す者を忌み嫌い、あらゆる不正に抗い給うなり。一七 汝が
 エジプトより出で來りし時、途にてアマレクが汝に爲したる事を憶え、10)
 一八 即ち彼が汝を迎え撃ち、汝が飢餓と患難とに力弱りて在りし時、疲れ果て
 一九 て坐しおれる汝の軍勢の殿軍を撃破り、天主を畏れざりし次第を憶え。一九 さ
 れば主汝の天主が、汝に安息を賜い、その汝に約し給える地において、周圍
 の國々を悉く征服え給いたる時は、汝、天が下より之が名を抹し去るべし。
 汝、慎しみて之を忘るるなかれ。11)

9) 峻厳であるが、破廉恥な行爲に對する正當な罰。出二一・二二參照。
 10) 出一七・八。
 11) これについては母上一四・四八から一五章終まで參照。

第二十六章

初穂と十分の一との奉納—天主の契約を守るべしとの忠告。

一 汝が主汝の天主の汝に所領として賜わんとする地に入りて、之を獲、其處に住まわん時は、汝、あらゆる汝の産物の初穂を
 取りて、籠に入れ、主汝の天主がその御名を呼ばしめんとて選
 給わんとする處に行くべし。三しかして當時の司祭の許に至り、
 之に云うべし、我今日主汝の天主に告白し奉る、我は主が我等
 に與えんと我等の父祖に誓い給える地に入りたり。と。司祭
 乃ちその籠を汝の手より取り、主汝の天主の祭壇の前におくべし。
 五次いで主汝の天主の御眼前にて、汝かく云うべし、シリア人
 わが父祖を逐い、⁴⁾ 彼はエジプトに下り行き、極めて少數にて彼
 處に寄留したりしが、やがて大にして強く、限りなく多き民とな
 りぬ。然るにエジプト人、我等を苦しめ、我等を虐げて、我等

第二十六章

1) 彼らが

所領を得た時、各家庭
 で一度ずつ、その全部
 が時を同じくせずして
 行らべき儀式のこと。

2) 最初の收穫。

3) 當番の。—4) シリア
 人とはバトウエルとラ
 パン。父祖とはヤコブ。
 ヤコブがメソポタミア
 に久しく滞在していた
 ことを云う。(創二九
 —三一章)。

七 七に甚だ重き荷を負わせければ、主我等の父祖の天主に我等叫びしに、
 八 主、我等に聴き、我等の屈辱と患難と苦惱とをみそなわし、八強き御手
 と、差伸べたる御腕と、大なる威嚇と、徴と奇蹟とを以て、我等をエジ
 九 プトより導き出し、九この處に導き入れて、乳と蜜との流るる地を我等
 一〇 に賜いぬ。一〇この故に我は今、主が我に賜える地の初穂を献げ奉る。〃
 と。しかして汝、それを主汝の天主の御眼前に供え、主汝の天主を禮拜す
 二 べし。二しかして主汝の天主が、汝に賜いたる諸々の善き物を味い樂し
 むべし、汝の家族も、汝及びレヴィ人も、汝の許に在る他國者も然すべ
 三 し。二三汝、三年目なる、十分の一を納むる年に、汝のあらゆる産物の十
 分の一⁶⁾を納めたる時は、レヴィ人と、寄留人と孤兒と、寡婦とに與え
 て、汝の門内において食せしめ飽き足らしむべし。〇⁷⁾ 二三汝、主汝の天主
 の御眼前にてかく云うべし、〃我はわが家より聖別められたる物を取り
 出^出し、また之をレヴィ人と、寄留人と、孤兒と、寡婦とに與えて、汝の

6) 天主がイスラエル人に垂れ給うた御恩恵を擧げながら、イスラエルの歴史を略述した(五九節)。一〇この十分の一は、家の領地を得てから三年目に、一度納めるのであつた。後にはこの十分の一を三年目毎に貧者に與えるのが習慣になつた。
 7) 本一四・二八、二九。

一四 我に命じ給える如くになしたり。我は汝の御誠命に背かず、汝の御命令を忘れざりき。8) 一四 我は喪に當りて之を食せず、些かも不淨の用に供せず、また葬式にも用いざりき。10) 我は主わ

一五 汝の聖所より、いと高き天の御住居より鬱し、汝の民なるイスラエルと、汝が我等の父祖に誓い給いし如く我等に賜いたる地、乳と蜜との流るる地とを祝し給え。11) 一六 今日主汝の天主は汝に、この誠命と規定とを行い、汝の心を盡し、汝の靈を盡して之を守り果すことを命じ給う。一七 汝は今日主を選びて、汝の天主となし、その道を歩み、その典憲と、誠命と、規定とを守りて、その命に従わんとしたり。一八 されば主も汝に曰える如くその大御寶の民となし、その一切の律法を守らしめんと今日

一九 汝を選び、一八 御自らの讚美と御名と光榮との爲に創造り給える

8) 本一四・二九。1) 俗用。

10) 死者の墓の上に、或は墓の内部にまでも、食物を供える、異教から來た

習慣。他の人々の説によれば、これらの語は寧ろ昔も今もイスラエルにある、服喪の家へ同情の印

として何か食物を持つてゆく、その習慣をさして

いるという。母下三・三五。耶一六・七。何九・

四など参照。11) 賽六三・一五。巴二・一六。

12) 一六節—一九節は、モアブの平野におけるモイ

ゼの第二の談話の結び。

諸國の民より、汝を高からしめんとし給いぬ。13) 是、汝がその曰える如く、主汝の天主の、聖なる民となるを得ん爲なり。」

第二十七章

十誠を石板に記し、祭壇を築き、犠牲を獻ぐべきこと——
十誠を守る者は祝せられ、破る者は呪わること。

一 さて、モイゼとイスラエルの長老等、民に命じて曰く、1)「わが今日汝等に命ずる誠命を悉く守れ。二汝等、ヨルダンを渡りて主汝の天主が汝に賜わんとする地に入りたる時は、大なる石²⁾を建てて之に石灰を塗るべし、三是、汝がヨルダンを渡りて、主汝の天主の汝に賜わんとする地、即ちその

13) 創一四・一八で唯一の神たる天主をいと高しと稱えてあるように、こゝではイスラエルを諸國の民より高しと云つてある。

第二十七章 1) 民を勵ますために、彼らが共に當つたことは、本書ではこれが始めてである。モイゼはやがて死ぬ筈である、その最後の命令の證人たる長老等は、後にもその實行を助けるである。2) 遠くまで見える石を、イスラエル人が主の律法に従つて生きるつもりであることを、公けに表明する印にしようといふのである。

四 汝の父祖に誓い給いし如く乳と蜜との流るる地に入りたる時、この律法の
 すべてを言をその上に録すを得ん爲なり。四 されば汝等ヨルダンを渡りた
 る時は、わが今日汝等に命ずる石をへバル山³⁾に建て、汝之に石灰を塗る
 べし。五 また汝彼處に、主汝の天主の爲祭壇を築くに、鐵の觸れたること
 なき石、六 斫らず磨かざる石を以てすべし。しかしてその上にて主汝の天
 主に燔祭を献げ、七 また和祭の犠牲を屠り、彼處にて食し、主汝の天主の
 御前に楽しむべし。八 汝、この律法のすべての言を、石の上に明々白々に
 九 録すべし。九 更にモイゼとレヴィ族の司祭等、イスラエル一同に向かい
 て云いけるは、「留意して聽け、イスラエルよ。汝は今日主汝の天主の民
 一〇 とせられたり。五) 一〇 さればその御聲を聽き、わが汝に命ずる誠命と規定と
 一二 を行え。」と。二 その日にモイゼまた民に命じて云いけるは、一三 汝等が
 ヨルダンを渡りたる時、次の者共⁶⁾ ガリチム山の上⁷⁾に立ちて民を祝すべし
 即ち、シメオン、レヴィ、ユダ、イツサカル、ヨゼフ、及びペンヤミン。⁷⁾

3) 本一章註
 一四参照。
 4) この犠牲は
 燔祭壇ではな
 く、モイゼ以
 前の祭壇上に
 献げられた。
 5) 契約の更新
 によつて。
 6) 先ず擧げら
 れる六族より
 成る第一團。
 7) 祝福の形式
 は明記してな
 いが、呪咀の
 形式から容易
 に推察される

一三 また、之に對し、ヘバル山の上に立ちて呪うべきは、⁸⁾ ル
 一四 ベン、ガド、アセル、ザブロン、ダン、及びネフタリ。⁹⁾ し
 一五 かしてレヴィ人口を開きて、聲高くイスラエルのすべての人
 に云うべし。⁹⁾ 一五〇 主の憎み給うもの、工匠の手の業なる、
 彫像及び鑄像を造りて、之をひそかに安置する人は、呪われ
 よかし。¹⁰⁾ 一五〇 民皆之に答えて「アーメン」¹¹⁾ と云うべし。
 一六 己が父母を敬わざる者は呪われよかし。¹²⁾ 一五〇 民皆之に「ア
 一七 ーメン」と云うべし。一七〇 己が隣人の境界を移す者は呪わ
 一八 れよかし。¹³⁾ 一五〇 民皆之に「アーメン」と云うべし。一八〇 盲
 一九 人をして道に迷わしむる者は呪われよかし。¹⁴⁾ 一五〇 民皆之に「ア
 一五〇 ーメン」と云うべし。一九〇 他國人、孤兒、及び寡婦につきて
 の規定を曲ぐる者は呪われよかし。¹⁵⁾ 一五〇 民皆之に「アーメン」
 と云うべし。二〇〇 己が父の妻と共に臥し、又彼の床の襖を捲

8) この節に擧げられる諸族より成る第二團。一〇) 但九。一一。一十誠の第一誠に相當す。一一) 「まことに然り」の意。レヴィ人の言を民の會衆が同意して確認するのである。「アーメン」はかくの如く含蓄のある語であるから、わがカトリック教會の典禮にも採用されている。「アーメン」という短い語でいわば全信徒は司祭の祈を全部繰返すのである。一二) 第四誠に相當。一三) 第七誠に相當。一四) 第五誠に相當。一五) 本二六・一二。出二二・二二參照。

二 する者は呪われよかし。16) 民皆之に「アーメン」と云うべし。三「凡て畜獸

と共に臥す者は呪われよかし。」民皆之に「アーメン」と云うべし。

三三「己が姉妹、即ち己が父の娘、または己が母の娘と共に臥す者は呪われよ

かし。」民皆之に「アーメン」と云うべし。三三「己が義母と共に臥す者は呪

われよかし。」民皆之に「アーメン」と云うべし。二四「人知れず己が隣人を

撃殺す者は呪われよかし。17) 民皆之に「アーメン」と云うべし。三五「贈物

を受けて無辜者を撃ちてその生命を奪いその血を流す者は呪われよかし。」

民皆之に「アーメン」と云うべし。二六「この律法の言を守らず、また之を行

い果さざる者は、呪われよかし。」民皆之に「アーメン」と云うべし。」

第二十八章

天主の十誠を守る者は祝せられ、破る者は呪わること。

一 一「さて、汝もし主汝の天主の御聲を聴きて、わが今日汝に命ずるその一切の
御誠命を守り行わば、主汝の天主も地上に在る諸國の民より汝を高からしめ

16) 第六誠に相當。

二一、二二

二、二三

各節もま

た然り。

17) 第五誠

に相當。

二五節も

また然り

第二十八章

二 給わん。1) かくてこの諸々の祝福。2) 汝の上に降り、汝に及ばん、但
 三 し、そは汝がその命を聴く場合において然るのみ。3) 汝は市邑におい
 四 て祝せられ、田園において祝せらるべし。4) 汝の胎より生るるもの、
 五 汝の地より生ずるもの、汝の家畜より生るるもの、汝の牛の群、及び
 六 汝の羊の檻も祝せらるべし。5) 汝の納屋は祝せられ、汝の貯わえも祝
 七六 せらるべし。6) 汝、入るにも出づるにも3) 祝せらるべし。7) 主は汝に
 八 起ち逆う汝の敵を、汝の眼前に倒し給わん。彼等は一つの途より汝に
 九 向かい來り、4) 汝に逐われて七つの途より5) 逃げ去らん。8) 主は汝の
 倉廩と、汝のすべての手業とに祝福を降し、汝の受くべき地において
 汝を祝し給わん。9) 汝もし主汝の天主の御誠命を守り、その道を歩ま
 ば、主は汝に誓い給える如く、汝を擧げて御自身の聖なる民となし給
 一〇 わん。10) かくて地の諸々の民は、汝が主の御名を呼びて祐助を受くる
 二 見、汝を恐るるに至らん。11) 主は汝のあらゆる善き物、即ち汝の

1) 利二六・三。
 2) この祝福(一―六節)は、七―一四節に更に詳説される。3) 我々の全舉動を表わす諺的な云い方。全生活は入ると出るとより成ると云われる。4) 秩序整然と堂々の軍をなして。5) 全く四離滅裂となつて四方八方に。6) 汝が天主の民と稱せられるのも無理がないのを知り。

二三

胎より生るるもの、汝の家畜より生るる物、主が汝の父祖に、汝に
與えんと誓い給える地より生ずる物を多からしめ給わん。二三 主はそ
の豊かなる寶庫、天を開きて、然るべき時期に當り汝の地に雨を降
らしめ、汝のあらゆる手業を祝し給わん。されば汝は多くの國に貸
し與うることはあるも、そのいづれよりも借り受くることはなから

二三

んの。二三 主はまた汝を頭に立て、尾には置き給わじ。8) されば汝は
常に上に在りて、下に在らざるべし。但し、その然るは、わが今日

一四

汝に命ずる、主汝の天主の御誠命を、汝が聽きて守り行い、一四 之を
離れて右にも左にも逸るることなく、また他の神々に従うことなく

一五

そを拜することなき場合においてのみ。一五 されど汝もしわが今日
汝に命ずるそのすべての御誠命と御典禮とを守り行うべく、主汝の

一六

天主の御聲を聽くことを欲せずば、この諸々の呪咀、汝の上に降
り、汝に及ばん。10) 汝は市邑において呪われ、田園において呪わ

の會てエジプトがそ
うであつたように。

8) 天主はイスラエル
が勢力と富とにおい
て、諸國の最上とな

り最下とならぬよう
配慮して、イスラエ
ルを「頭に立て尾に

は置き給わぬ」であ
らう。1) 本節は一

節に、一六一—一九節
は三一—六節に、二〇

節は八節にそれと
反對である。

10) 利二六・一四。哀

二・一七。巴一・二

〇。馬二・二。

一八七	るべし。一七 汝の納屋は呪われ、汝の貯蔵品は呪われるべし。一八 汝の胎より生るるもの、汝の地より生ずるもの、汝の牛の群、及び汝の羊の群は呪われるべし。
二〇九	一九 汝は入るにも出づるにも、呪われるべし。二〇 主、汝の上に饑饉と飢餓とを遣り汝のなす一切の業に天譴を降し、終に速かに汝を滅し盡し給わん、是、汝が悪しき企圖をなして我を棄てたるによりてなり。二一 願わくは主なお汝に疫病を降し、終に汝の入りて領すべき地より汝を絶やし給わんことを。二二 主、窮乏と病熱と悪寒と、炎天と酷暑と、瘴氣と 黒穂病とを以て、汝を撃ち惱まし、汝の滅ぶるまで、汝を追詰め給えかし。二三 汝の上なる天は青銅となり、汝の踏む地は鐵となれ。二四 主、汝の地上に雨の代りに塵を賜い、天より汝の上に灰降りて、終に汝滅び去れかし。二五 主、汝をして汝の敵の前に殪れしめ給え。汝、一つの途より彼等に向かい出で征きて、七つの途より逃げ去らん、 ¹¹⁾ また汝、打散らされて、地の諸々の王國に至らん。 ¹²⁾ 二六 また汝の屍は、あらゆる空の鳥と地の獸との餌食となれかし。之を逐いはらう者一人もあらされ。二七 主汝を撃

11) 本書七節參照。

12) 歴史は今日まで、これが文字通り成就したことを示している。

二八

つにエジプトの潰瘍¹³⁾を以てし、糞出づる體部を撃つに腫物と疥癬¹⁴⁾を以てし給えかし。かくて汝の癒ゆることあらざれ。二八主、汝を撃つに、狂氣と

二九

盲目と、亂心とを以てし給えかし。二九しかしして汝は、盲人の毎も暗中に模

索する如く、眞晝においても模索し、しかも汝の途を見出すことあらざれか

し。汝また常に讒訴を受け、暴力を以て虐げられ、しかも汝を救う者一人も

三〇

あらざれかし。三〇汝、妻を娶らば、他人之と共に臥せよかし。汝、家を建つ

とも、その中に住むことを得ざれ。葡萄の畑を作るとも、之を採集すること

三一

を得ざれ。三一汝の牛、汝の前にて屠らるとも、汝之を食することを得ざれ。

汝の驢馬、汝の眼前にて奪い去らるとも、また汝に取戻さるることあらざれ。

三二

汝の羊、汝の敵に付さるとも、汝を助くる者なかれかし。三二汝の息子と汝の

娘とは、他の民に付されよかし。汝の眼は之を見、終日之を眺むるに慄れて

三三

衰えよ。汝の手には力些^一かもあらざれ。三三汝の知らざる民、汝の地が産す

るものと、汝が勞苦して作るすべてのものを食えかし。しかしして汝は常に

13)「エジ

プトの潰

瘍」とは

多分特に

エジプト

にあつた

癩病様の

病氣であ

らう。エ

ジプトの

第六の禍

を参照、

(出九・

九)。

14) 痔疾の

ような病

三四 讒られ、日々虐げられよかし。三四 且、汝の眼に見る事どもを恐れて、氣も顛
 三五 倒せよ。三五 主、膝と脚との悪しき潰瘍を以て汝を撃ち給えかし、しかして汝
 三六 足の裏より頭の頂まで、癒ゆることあらざれ。三六 主は汝と汝が戴きたる
 三七 王とを携えて、汝も汝の父祖も知らざる國民の中に入らしめ給わん。汝は其
 三八 處において、木石なる他の神々に事えん。16) かくて汝は、主が汝を導きて
 三九 入らしめ給わんとする諸々の民の、諺となり笑柄とならん。三八 汝は地中に多
 四〇 くの種を播くも、少く收穫れん、そは蝗、すべてを食い盡すに由りてなり。17)
 四一 汝は葡萄酒を作りて、周圍を掘るも、その葡萄酒を飲むことなく、またそ
 四二 れより何物をも摘み集むることなからん、そは虫に食い荒さるるに由りてな
 四三 り。四〇 汝の國境の中には至る所橄欖の樹あらんも、汝その油を己が身に塗る
 四四 ことなからん。そは橄欖の果落ちて徒となるに由りてなり。四二 汝、男子女子
 四五 を儲くとも、之より益を享くることなからん、そは彼等捕虜として引き行か
 四六 るべければなり。四三 汝のあらゆる樹、及び汝の地より生ずる物は、枯凋病之

15) 二七節 参照。

16) バビロ

シに捕ら

われの時

及びキリ

スト紀元

七〇年イ

エルサレ

ム滅亡の

折ローマ

に曳きゆ

かれた時

成就した

17) 米六・

一五。基

一・一六。

四三 を枯らし盡さん。四三 その地において、汝の許に住まる他國の者は、昇り行き

四四 て汝を凌ぎ、ます／＼高くなり、汝は降り行きていよ／＼卑くならん。四四 彼

四五 が汝に貸し與うることはあらんも、汝が彼に貸し與うることはあらじ。彼は

四五 頭となり、汝は尾となるべし。四五 かく、この諸々の呪咀、汝の上に降り、汝

四六 の滅ぶるまで、汝を追い、汝に及ばん。そは汝が、主汝の天主の御聲を聽か

四六 ずその汝に命じ給える御誠命と御典憲とを守らざりしが故なり。四六 しかして

四七 いつまでも汝と汝の裔との上に、徴と驚異あらん。四七 また汝、すべての物

四八 の豊かなるに、喜びて心樂しく、主汝の天主に事えざりしに由り、四八 汝は主

四九 が汝に遣し給う汝の敵に、飢え渴き 裸にてあらゆる物の乏しきに苦しみつ

四九 つ仕えん。しかして彼は汝の頸に鐵の輓を嵌め、終に汝を滅ぼし盡さん。

五〇 主は遠方より、地の果つる極より、汝がその言語を解し得ざる一の國民を

五〇 驚の飛ぶ如く激しく汝に向かい來らしめ給わん。一九) 五〇 そは最も不遜なる國民

五一 にして老いたる者を劬らず、幼き者を憐まず、五一 汝の滅ぶるまで、汝の家畜

18) 人はこの御威嚇にピツタリ合つた天罰を見て、天主の御手によることをも認めざるである。う。一九) 賽二五・二六にあるアツシリア人の如く。

五二 より生るるもの、及び汝の地より生ずるものを貪り食ひ、小麦をも、葡萄酒をも、油をも、牛の群をも、羊の群をも、汝に遺しおかずして、終に汝を滅ぼし去り、五三 汝のすべての市邑にて汝を鑿しにせん。しかして汝の全國において汝の恃みとする堅固にして高き石垣は毀たれん。汝は主汝の天主が汝に賜わんとする地において遍く、汝の門内に包圍せらるべし。五三 かくて汝は、その敵が汝を攻むるに窘しみ、窮して、主汝の天主が汝に賜わんとする、汝の胎兒や、汝の息子、娘の肉を食うに至らん。五四 汝等の中の、柔弱にして參修甚だしき人も、その兄弟と、その懷に臥す妻とを憎み見て、五五 己が食うその子の肉を彼等に分け與えざらん。そは汝の敵、汝のすべての門内に 汝を圍みて掠め、缺乏に陥るる時、彼他に何物をも有せざればなり。五六 なよやかにして甘やかされたる婦女の、地の上を歩みしことなき者、またあまりに優柔、懦弱の故に足の裏を土に着けしことなき者も、その懷に臥す夫を憎み見て、その息子とその娘との肉、五七 及び、己が胎の中より出づる穢れたる胞衣と、その時生るる子等

20) 哀四
 一〇。
 巴二。
 二。一
 キリス
 ト紀元
 七〇年
 イエル
 サレム
 包圍の
 時成就
 した。

とをも惜しみて與えざらん。そは汝の敵が汝の門の内にて、汝を攻め圍みて掠むるに當り、萬の物の乏しきによりて、彼等密に之を食うべければなり。

五八 汝もしこの書卷に録されたる、この律法のすべての言を守り行わず、また

五九 その光榮ある畏むべき御名、即ち「主汝の天主」を畏れずば、主は汝の災

厄と汝の裔の災厄とを大ならしめ給わん、その災厄は大にして久しく、その

六〇 疾病は重くして永からん。六〇また主は汝が恐れしエジプトの患難を、悉く汝

六一 に向け給うべく、そは汝に附纏わん。六一なお主はこの律法の書に録されざる

六二 諸々の疾病と災厄とを、汝に降して、終に汝を滅ぼし給わん。六二されば汝等

六三 前には衆多きこと空の星の如くなりしかど、残るは數少からん、是、汝が主

汝の天主の御聲を聴かさりしによりてなり。六三しかして主は、前に汝等に善

を爲し、汝等を殖やすを喜びとし給いし如く、汝等を打倒し、覆滅すを喜び

とし給わん。21) かくて汝等は、汝の入りて領すべき地より抜き去らるべし。

六四 主は地の極よりその果まで、諸々の民の中に汝を打散し給うべく、汝は其

21) 天主のなさることごとく、では人間の考えたりしたりする様に表現してある。天主は正義の行われのを嘉し給う。

六五

六六

六七

六八

處において、汝も汝の父祖も知らざる、木や石の異なる神々に事えん。²²⁾ 汝はその國々の民の中にも安きことなく、また汝の足の裏の休まることもなからん。蓋し主は其處において汝に、怖るる心と、衰うる眼と、憂愁に沈む靈魂とを、與え給うべければなり。²³⁾ 汝の生命は、恰も汝の前に懸れるが如くならん。汝は夜も晝も恐れて、己が生命を頼む能わざるべし。²⁴⁾ 汝は汝を怖れしむる心の恐怖により、また汝の眼に見る所により、朝には、誰か我に夕を與えん。〃と云い、夕には、誰か我に朝を與えん。〃と云わん。²⁵⁾ 主は汝重ねて之を見ることなからんと曰いしその途より、汝を船にて再びエジプトに導き給わん。²⁶⁾ 汝は彼處にて汝の敵に僕婢として賣られん、しかも汝等を買う者あらざるべし。」

22) 天主の選民の特質を失つて、異邦人の如くなるであらう。――23) 荒野。――24) イスラエル人はどこでもエジプトにいた時ほど悲惨な状態に沈淪したことはなかつた。それでそこへ歸るとはモイゼに救い出されたのよりももつとひどい無上の惨状の象徴である。ヨゼフス。フラグイウスによれば、チト皇帝はエジプトに夥しいユデア人捕虜を賣らせた。

第二十九章

天主の御契約を守るべき理由。

一 主がモアブの地において、イスラエルの裔等と結びんとて、モイゼに命じ給える契約の言は次の如し。是は彼がホレブにおいて彼等と結び給えるかの契約の外なり。1) 2) 即ちモイゼ、イスラエルを悉く呼び集めて、之に云いけるは、

「汝等は主がエジプトの地において、汝等の前にてフアラオとその臣下一同とその全地とに行い給えるすべての事を見たり。3) 3) 是は、汝の眼に見たる大いなる試鍊と、かの徴と、異常なる奇蹟と、是なり。4) 4) しかも主は、今日に至るまで汝等に、悟る心と、見ゆる眼と、聞ゆる耳とを、與え給わざりき。5) 5) 彼は四十年の間、汝等を導きて荒野の中を通らしめ給いしが、汝等の衣服は敝れたることなく、汝等

第二十九章

1) これは新契約の

ことを云うのでなく、シナイに
おける契約の一種の追認である
2) 出一九・四。 3) エジプト人
がイスラエル人の出發を許可す
るまで蒙つた恐るべき災厄。

4) モイゼは彼らの迷いをその鈍
い悟性と聖寵の欠如とに歸して
いる。本當を云えば、もちろん
天主の救いの御業に正しい理解
のないことは、既に不忠に對す
る一つの罰であつた。耶五八・
一七。詩一九・二七。

六 の足の履は古び損じたることなし。⁵⁾ 六 汝等はパンを食せず、また葡萄酒をも強き酒をも飲まさりき。⁶⁾ これ、汝等が、我の主汝等の天主たることを知らんためなりき。七 さて、汝等この處に来るや、へセボンの王セホン、及びバサンの王オグ、出で來りて我等を迎え戦いしが、我等之を撃破して、八 彼等の地を取り、之をルベンとガドとマナツセの族の半とに所領として與えたり。⁹⁾ 九 されば、この契約の言を守りて之を履行せよ。さらば汝等、己の爲す所をすべて解することを得ん。¹⁰⁾ 一〇 今日汝等は皆主汝等の天主⁸⁾の御前に立つ、即ち汝等の長等も諸族も、長老等も教師等も、イスラエルのすべての民も、二 汝等の子女も、汝等の妻も、汝等と共に陣中に在る他國の者も、⁹⁾ その外樹を伐る者も水を運ぶ者も、然なせり、三 これ、主汝の天主の契約と、今日主汝の天主が汝となし給う誓とに入らん爲¹⁰⁾ 三 主が嘗て汝に曰える如く、また汝の父祖なるアブラハム、イサー

5) 本八・二、四。
 6) マンナと岩から奇蹟的に湧き出た水とが、普通のパンと葡萄酒との代りになつた。——の民三二・二九。本三・一五。書一三・八。二一・四。
 8) 聖幕屋に住まい給う主。——の陣中に在る「他國の者」とはエジプト脱出の時以來イスラエル人に付いてゐるすべての他國人と解すべきである。——10) 創一五・一八。

一四 ク、ヤコブに誓い給える如く、汝を擧げて御自らの民となし、汝の天主となり給わん爲なり。一四 我はたゞ汝等に對してのみ、この契約をなし、この誓を

一五 堅うするにあらず、¹¹⁾ 一五 また、この場に在る者、在らざる者、すべてに對し

一六 て然するなり。一六 蓋し汝等は、我等が如何なる様にてエジプトに住みおりし

一七 か、如何にして國々の民の中を通り來りしかを知る。しかしてその中を通り

一七 つつ、一七 汝等は彼等の厭うべき物及び穢らわしき物、即ち彼等が祀る木、石、

一八 銀、金の偶像を見たり。一八 よりて汝等の中には、今日その心、主我等の天主

一八 に背き離れ、往きてかの國人等の神々に事うる男、或は女、家或は族、ある

一九 べからず、また、汝等の中には、憤怒と怨恨とを生ずる根あるべからず。¹²⁾

一九 一九 かかる人はこの誓の言を聞く時、その心の中に自ら祝して云わん、¹³⁾ 我は

二〇 安らかなるべければ、わが邪惡なる心のままに歩まん。とされど醉える者

二〇 は渴ける者を滅ぼさん。¹³⁾ 二〇 而して主はかかる人を赦し給わさるべし、却つ

二〇 てその御憤怒と御嫉妬と、その時かの人に對して烈しく燃え、この書に録さ

11) 二八章の祝福と呪いと。

12) 少數の人が離れても、全體に惡結果を及ぼす。

13) 「醉える者」とは善人、

「かわける者」とは惡人。

二 れたる呪詛その上に降らん。しかして主は天が下より彼の名を抹殺し、三この律法と契約との書に載せられたる呪詛の如くに、之をイスラエルの諸族の中より滅ぼし絶やし給うべし。14) 三かくて次の代の人々、即ちこの後生るる裔等、及び遠方より来る旅人は、その地の災厄と、主が降し給う疾病とを見て云わん、三主硫黄と鹽の熱とを以て焼き給い、その地最早種播くを得ず、緑きものをも生ぜずなりて、主がその御怒りと御憤りにより、毀ち給いたるソドマ、ゴモラ、アダマ、セボイムの荒廢の例に似ん、15) 二四故に諸國の民も云わん、〃主は何故この地にかく爲し給いしぞや。この大いなる烈火の如き御震怒は、そも何事ぞ。〃と。17) 三五時に人々答えて云わん、〃彼等は主が彼等の父祖に對し、その之をエジプトの地より導き出し給える折、結び給いたる契約を棄て、三六己が知らざる、また屬せざる他の神々に事え、之を拜したればなり。三七さればこそ、主の御憤怒、この地に對して火と燃え、この書に録されたるあらゆる呪詛を之に下し給うに至りたるなれ。三八しかして

14) 二七、二八兩章 參照。

15) 創一九

・二四。

16) 異邦人

でさえも

天主は正

義を行

給うと感

ずるであ

らう。

17) 王上九

・八。耶

二二・八。

二九
 主は御怒りと御憤りと大いなる御不興とにより、彼等をその地より投げ出し、之を他の地に投げ入れて、今日見る如くになし給えり。二九 秘められたる事は¹⁸⁾ 主我等の天主の屬なれど、顯されたる事は、永く我等と我等の裔等との屬にして、これ、我等がこの律法のすべての言を守らんためなり」

第三十章

痛悔者に憐憫を施す御約束—天主の御誠命は守り易し—賞罰の提示。

一 二 さて、この云われし諸々の事ども、即ち我が汝の眼前に示したる祝福、または呪詛、汝に降り、汝、主汝の天主が汝を打散らし給える諸國の民の中にて、己が心の痛悔に驅られ、^二 汝も汝の子等も主に立歸り、わが今日汝に命する如く、汝の心を盡し汝の靈を盡して、その御誠

18) 天主がいかにしてその御威嚇の豫言を成就せしめ給うべきかは、天主の御胸一つに秘められている過去の出来事を明白な御警告と見るのは我々及び我々の子孫のなすべきことである。

第三十章 1) 天主の御慈悲及び父祖との契約ある故に、イスラエルのとの契約が全然廢棄せられることはなく、また御民がいつまでも見棄てられたまゝでいることもない
 2) 略後一・二九。

三 命に遵したがわば、^三主しゆなんじ汝なんじの天主てんしゆは汝なんじの俘囚とらわれびと人を連つれ歸かえりて、汝なんじを憐あわれみ、^一前まへに
 汝なんじを打散うちちらし給たまへる諸國しよこくの民たみの中うちより、再またび汝なんじを集あつめ給たまわん。^四汝なんじ、たと
 四 い天てんの極きわみまで散ちらされたりとも、主しゆなんじ汝なんじの天主てんしゆは、其處そこより汝なんじを連つれ歸かえり、
 五 御自おんみずからのものとして、汝なんじの父祖ふその有ゆうしたりし地ちに導みちびき入いれ給たまい、汝なんじ之これを
 六 領りようするに至いたらん。しかして主しゆなんじ汝なんじを祝しゆくし、汝なんじをして汝なんじの父祖ふそよりも數多かずおほから
 しめ給たまわん。^二六 主しゆなんじ汝なんじの天主てんしゆは、汝なんじの心こころと、汝なんじの裔すえの心こころとに割禮かつれいを施ほどこし給たまわ
 七 ん、^三是これ、汝なんじが心こころを盡つくし靈れいを盡つくして主しゆなんじ汝なんじの天主てんしゆを愛あいし、以もつて生いくるを得えん
 が爲ためなり。^七主しゆはまたこの諸々もろくの呪詛のろいを、汝なんじの敵てきと、汝なんじを憎にくみて迫害はくがいする
 八 者ものとの上うえに、轉てんじ給たまわん。^八されど汝なんじは立歸たちかえりて、^四主しゆなんじ汝なんじの天主てんしゆの御聲みこえを
 九 聽きき、わが今日こんにち汝なんじに命めいするすべての誠命いましめを行おこなうに至いたらん。^九さらば主しゆなんじ汝なんじの
 天主てんしゆは、汝なんじの手てのあらゆる業わざと、汝なんじの胎たいより生うまるるものと、汝なんじの家畜かちくより
 生うまるるものと、汝なんじの地ちの豊饒ゆたけと、すべての物ものの夥多おびたしきによりて、汝なんじを富たかしめ給たまわん。
 蓋けだし主しゆは汝なんじの父祖ふそを喜よろこび給たまいし如ごとく、歸かえり來きたりて汝なんじを喜よろこび

3) 譬喩的な云
 い方。本一〇。
 一六に心の包
 皮を切るとあ
 るが、こゝで
 天主は天罰に
 よつて彼らの
 心の頑冥を破
 り、聖寵を與
 えて信賴と愛
 とを喚起し、
 以て心の割禮
 を行い給うの
 である。
 4) 天主の御許
 に。また主に
 よつて約束の
 地に。

一〇 諸々の善を施さんとし給うべければなり。一〇。但しその然るは、汝が
 主汝の天主の御聲を聴き、この律法に録されたる、規定と典憲とを
 守り、心を盡し、靈を盡して、主汝の天主なる主に立歸る場合にの
 二 二。二。わが今日汝に命ずるこの誠命は、汝にとりて高きに過ぐるも
 三 三。のに非ず、また汝より遠く離れたるものに非ず。三。即ち之は天に
 在り、よりて汝が「我等の中誰か天に昇り行きて之を我等に持ち來
 り、我等に聞かせて履行わせんや。」と云うべきが如きものに非
 四 四。ず、また之は海の彼方にあり、よりて汝が辯解して「我等の中
 誰か海を渡り行きて之を我等に持ち來り、我等に聞かせて命ぜられ
 五 五。し事を行わせんや。」と云うべきが如きものにも非ず。五。寧ろこの
 六 六。言は汝に甚だ近く、汝の口に、汝の心において、汝之を行うを得る
 七 七。なり。一五。視よ、我は今日汝の眼前に、生命と幸福、及び之に對して
 八 八。死と不幸を置きたり。一六。是、汝が主汝の天主を愛してその道を歩み

五) 天主の誠命を實行するの容易である何となればそれによつて天主の御旨をさほど困難でなく認めることができし、また天主への愛はあらゆる困難を物の數ともせぬからである聖ペトロが(徒一五・一〇) 律法を、父祖も負ら能わざりし輓と稱しているのは、それが人間に課している重大な要求を考えてである。
 六) 羅一〇・六以下参照。

一七 その御誠命と御典憲と御規定とを守りて、生くるを得ん爲、また主が汝の入りて領せんとする地において、汝を殖やし汝を祝し給わん爲なり。一七されど汝の心もし背き離れて汝聽くを好まず、謬見に惑わされて異なる神々を拜し之に事うるに至らば、一八我今日汝に豫言す、汝は滅ぶべく、汝がヨルダンを渡り、入りて領せんとする地に留まること、一八ただ少時なるべし。一九我は今日天と地とを呼びて證者となす。我は汝等の前に生命と死及び祝福と呪詛を置きたり。故に生命を選べ、これ、汝等も汝等の裔も生くるを得、二〇且汝、主汝の天主を愛してその御聲に遵い、(彼こそは汝の生命にして汝の日を永からしむる御者に在せば) 之に附き奉り、以て、主が汝の父祖、アブラハム、イサーク、ヤコブに、興えんと誓い給える地に住むことを得んためなり。」

第三十一章

モイゼ、己が後繼者としてヨズエを立て種々の忠告を興う—律法を書かして司祭等に授く—主御教の憶えに歌を作らしめ給う。

二 かくてモイゼ、往きて、すべてのイスラエルに是等の言を悉く語り、二さて之に云

いけるは、¹⁾「我は今日百二十歳なり、最早出入すること能わす、²⁾ 殊に主は我に³⁾「汝このヨルダンを渡るを得ざるべし。」と曰いしによりて然らん。³⁾ 三されば主汝の天主、汝の前に渡り行きて、⁴⁾ 汝の眼前にてこの

諸國の民を滅ぼし給い、汝之を領するに至るべく、また主の曰える如くこのヨズエこそ汝の先頭に立ちて渡り行かめ。⁴⁾ 即ち主は彼等に對して

も、嘗てアモル人の王セホンならびにオグと、その地とになし給いし如くに爲し、之を滅ぼし給うべし。⁵⁾ 五されば、主が之を汝等に付し給える

時は、汝等、彼等に對しても同様に、わが汝等に命じたる如く爲すべし。⁶⁾ 六雄々しく振舞い、毅然たれ、恐るるなかれ、また彼等を見て戦く

なかれ。そは主汝の天主、御自ら汝の將たり給い、汝を離れず、汝を棄て給わざるべければなり。⁷⁾ 七茲においてモイゼ、ヨズエを呼び、すべて

のイスラエルの面前にて之に云いけるは、「勇を鼓して、毅然たれ。蓋し、汝はこの民を率いて、主がその父組に與えんと誓い給い、且汝が籤

第三十一章

1) 告別の辭を述べるために民の

前に出て。

2) 多分特に戦争における指揮の

ことを云つているのであるう。

3) 民二七・一三。本三・二七。

4) 本當の指揮者は天主、ヨズエ

はその代理者に過ぎない。

5) 民二一・二四。本七・二。

八 によりて分つべき地に入るべし。⁷⁾ 八 汝等の將に在す主は、御自ら汝と共に在り、汝を離れず、また棄て給わざるべし。恐るるなかれ、臆するなかれ。⁸⁾ 九 かくてモイゼこの律法を録し、レヴィの子にして主の契約の櫃を搬ぶ司祭等⁸⁾と、イスラエルの長老一同とに之を授けたり。⁹⁾

一〇 しかして彼等に命じて云いけるは、「七年を経て、赦免の年に、幕屋祭に當り、ニイスラエル人皆主汝の天主の御眼前に出でん爲、主の選り給ひ給ふ處に來り集むん時、汝すべてのイスラエルの面前にて、この律法の言を讀み聞かすべし。¹⁰⁾ 一三 即ち男も女も子等も、汝の門内に在る異邦人も、民悉く集い、之を聞きて學び、主汝等の天主を畏れ、この律法のすべての言を守り履行うべし。一三 此れ、彼等の子等の今は知らざる者も¹¹⁾ 聞くを得て、汝等がヨルダンを渡り行きて領せんとする地に彼等の住む日々の間、主彼等の天主を畏れんためなり。」^{一四} 時に主モイゼに曰いけるは、「視よ、汝の死の日近づけり。ヨブエを呼

7) 書一・六。王上二・二。―8) カト人。―9) 聖俗兩方面の權威たる司祭及び長老は、律法の遵守に注意しその實現に協力して當るべし。
10) 律法を知つていてこそ、實行する意志も湧く。故に讀み聞かせて、それが忘れられぬよう圖らなければならぬ。―11) 子供に天主の御掟を知り且行うようにさせる教育。

一五 べ、しかして我が之に命ずるを得んため、汝等律法の幕屋に立て。」と。よ
 一六 りて、モイゼとヨズエ、往きて律法の幕屋に立ちしに、一五 主そこに
 幕屋の入口に立てる雲の柱の中に現れ給えり。一六 しかして主モイゼに曰いけ
 一七 るは、「視よ、汝は汝の父祖と共に眠るべく、この民は起ち上り、その住ま
 わんと入り行く地において、異なる神々と私に通ずるに至るべし。12) 彼等は彼
 處にて我を棄て、わが彼等と結びたる契約を破らん。一七 かの日にはわが憤怒
 彼等に對して火と燃ゆべく、我は彼等を棄て、わが面を彼等に隠さん。かく
 一八 て彼等は滅び果つべし。諸々の災厄と患難と、彼等に降りて、彼等はかの日
 一八 に云わん、「是等の災厄、我に降れるは、寔に天主我と偕に在さざるに由る
 一八 なり。」と。一八 されど、我は、彼等が異なる神々に従いたるに由り、その行い
 一九 たる諸悪の故に、かの日にわが面を隠さん。一九 されば汝等、今この歌を録し
 二〇 イスラエルの裔等に教えて、心に誦んぜしめ、口に歌わしめよ、さらばこの
 歌は、わが爲にイスラエルの裔等の中における證とならん。13) 二〇 蓋し、我は

12) 舊約聖書に屢々出てくる譬喩で、天主とイスラエルの關係を結婚になぞらえる所から、天主を棄てるのを私通と云つてある。
 13) モイゼとヨズエとに三二

二一 彼等の父祖に誓いたる、乳と蜜との流るる地に、彼等を導き入れん。しかも彼等は、食いて飽き足り、肥え太るに至らば、轉じて異なる神々に向かい之に事え、我を輕んじてわが契約を破らん。二三しかして數多の災厄と患難と、彼等に降りし後、この歌は彼等に對して證となるべく、忘れられて、その裔の口より絶ゆることなかるべし。蓋し我は彼等の思と、我が彼等に約したる地に之を導き入るるに先立ち、彼等の今日爲さんとする所を知るなり。」と。二三茲においてモイゼは、その歌を録して、イスラエルの裔等に之を教えぬ。二三主またヌンの子ヨズエに命じて曰いけるは、「勇を鼓して毅然たれ、そは汝イスラエルの裔等を導きて、わが約したる地に入るべきを以てなり。さらば我汝と共にあらん。」と。二四さて、モイゼこの律法の言を書に記し終えたる後、二五主の契約の櫃を擔うレヴィ人等に命じて云いけるは、二六この書を執りて、主汝等の天主の契約の櫃の傍に置き、¹⁴⁾其處にあらしめて汝に對する證となすべし。二七蓋し我は汝の頑固なると、

章にある歌を録させ、イスラエル人達にこれを諳記させる。そしてこれを、天主がイスラエルの離反を先見し、その結果手遅れにならぬ内にこの離反を止め給うたことの證據にしてほしいというのである。—14) 櫃の外部に。何となればその中

汝の頸のいとも剛きとを知る。我のなお生存えて汝等と共に歩みつつある間も、汝等は毎に主に逆い奉れり。ましてわが死したる時においては何にぞや。二八 汝等の諸族の、長老と教師¹⁵⁾とを悉くわが許に集めよ。さらば我是等の言を彼等に語り聞かせ、天と地とを呼びて、彼等に對する證者となさん。二九 蓋し我は知る、汝等はわが死したる後、不義を行い、わが汝等に命じたる道を速かに離れん。しかして末の時に¹⁶⁾ 汝等主の御眼前に惡を爲し、汝等の手の業によりて主を怒らせ奉らん折、災厄汝等に降らん。三〇 かくてモイゼ、イスラエルの全會衆に、この歌の言を語り聞かせ、之を終まで告げたり。

第三十二章

モイゼの歌—モイゼがカナアンの地を見るべしとの御約束。

二一 天よ、聽け、¹⁾ わが語る所を。地よ、聽け、わが口の言を。二 わが教は雨の如く降れ、わが言は露の如くおけ、草の上に小雨する如く、

にはたゞ律法の石板二枚だけ入れてあつたから。多分左に歌を、右に律法を、置いたのであろう。—15) ヘブレオ語 *Sotrim* 即ち長。—16) 後日。

第三十二章 1) この歌は數段に區分

三

芝の上しほのうへに雫しずくする如ごとく。²⁾ 我われは主しほの御名みなを呼よび奉まうらん。されば、汝等なんぢら我等われらの天主てんしほに

四

光榮こうたいを歸きし奉まうれ。⁴⁾ 主しほの御業みわざは完全まことくして、その道みちは悉たゞく義たゞし。天主てんしほは忠實まことに在あり、

五

些いさよかも不義ふぎなく、正ただしく直ただく在あり。彼等かれらは主しほに罪つみを犯おかしたれば、その汚穢けがれによりて主しほの子等こどもにあらず、³⁾ 惡あしくし

六

て邪曲よこしまなる代よの人々ひとなり。⁶⁾ 愚おろかにして常識ちじきなき民たみよ、汝なんぢの主しほに報むくい奉まうる、それか

七

くの如ごときか。彼かれは汝なんぢの父ちちに在ありて、汝なんぢを備もうけ、汝なんぢを造つくり、汝なんぢを創はじめめ給たまひし御者おんものにあらずや。⁷⁾ 古いにしへの日々ひびを偲しのび、⁴⁾ すべて

の世代よよを憶おもえ。汝なんぢの父ちちに尋たずねよ、さらば

することが出来る。第一段(一―四節)は天主の讚美。第一對唱段(五―七節)はイスラエルの離反。

第一交唱段(八―一四節)は天主の以前の御恩恵。

第二段(一五―一八節)はイスラエルの離反。第二對唱段(一九―二二節)は天主の御怒り。第二交唱段(二二―二七節)は天主の御怒りの敘述。第三段(二八―三一節)は敵の愚かさ。第三對唱段(三二―三五節)は敵の惡意。第三交唱段(三五後半―三九節)は天主將來の御審判。第四段(四〇―四二節)は將來の御審判に關する天主の御誓い。第四對唱段(四三節)は天地の歡呼。―²⁾作詩者がその言葉によつて聽く人々に有益な効果を及ぼしたいと熱望していることを示す、東洋風の譬喩。すなわち彼は自分の言葉が人々の心に、乾ける芝生に對する慈雨の如く作用することを望んでいるのである。―³⁾眞の子どもなら、かよるな子として恥ずべき行いはせぬであらう。罪びとは子たる權を剝奪されざるを得ない。

⁴⁾この歌はイスラエル全史を概括したもの。イスラ

八 彼汝に告げん。汝の年寄等に問え、さらば彼等汝に云
 わん⁸⁾の⁹⁾ 至高き御者、國々の民を分ち給える時、アダ
 ムの裔等を別ち給える時、⁶⁾ イスラエルの裔等の數に
 循いて民の境界を定め給いぬ。⁷⁾ 九されど主の分はその
 民にして、ヤコブはその相傳の地¹⁾なり。一〇主はこれ
 を不毛の地、恐ろしき處、廣き荒野に見出し、⁹⁾ 之を
 導き教え、その御眼の瞳の如く護り給いき。二驚がそ
 の雛鳥を飛ばしめんとて誘い、その上を舞う如く、主
 その御翼を展げてこれを載せ、その御肩に負いて之を
 運び給えり。¹⁰⁾ 三主御獨りその導者に在し、異なる神
 は之と共にあらざりき。一三主これを高き地¹¹⁾に立てて
 之に畑より生ずる物を食せしめ、岩より蜜を、¹²⁾ 堅き
 石より油を吸わしめ、¹³⁾ 一四牛の乳酪、羊の乳及びバサ

エル人は天主を離れて偶像禮拜に趨り、天主に罰せられるであるうが、全くは滅ぼされまい。一⁵⁾百八・八。
 9) 大洪水後、諸國民が各々その國を作り、別れ始めた時。一⁷⁾イスラエルが當時既にそのためにと選定されていた地を保有するように。
 8) 原語「uniculus」土地を測るに用いる繩のこと。一⁹⁾前には見給わなかつたというのではなく、荒野では特別保護と祐助が必要であつたから。
 10) 慈父の愛と天主の愛との麗しい象り。一¹¹⁾全體から見れば山の多いカナアンの地。一¹²⁾野生の蜜蜂は岩の割れ目に棲むを慣としていたので、そこから蜜が滴る。一¹³⁾油を探るオリヴの樹は石の多い地方でもよく成育する。

一五 ン¹⁴⁾の裔等の小羊と牡羊との膏肉、牡山羊、ならびに小麦の粹¹⁵⁾を攝らしめ、葡萄の紅酒¹⁶⁾の最も豊醇なるを飲ましめ給えり。一五されど主の寵愛し給える者は肥えて蹴りぬ。¹⁷⁾肥え太りて大となりぬ。彼は己を造り給える天主を棄て、己が救主なる天主より離れたり。一六 彼等は異なる神々によりて、主を激せしめ、憎むべきものを以て主の御震怒を招けり。一七 彼等が犠牲を献げしは、魔鬼¹⁸⁾にして天主に非ず、彼等の知らざりし神々、新たに出で來りたるもの、彼等の父祖の禮拜せざりしものなり。一八 汝は汝を生み給える¹⁹⁾天主を棄て、汝を創造り給える主を忘れたり。一九 主は驚わして、震怒に驅られ給えり。そはその息子娘、その御心を害いたればなり。二〇 即ち主曰わく、²⁰⁾我は彼等にわが面を隠し、²⁰⁾その終末を眺めん、そは邪曲なる代の人々にして實意なき子等なればなり。二二 彼等は天主ならざる者を以て我を激せしめ、その空しきものを以て我を怒らせたり。されば我も民ならざるもの²¹⁾

14) ヨルダン東方の肥えた牧場のある山地。—15) 最も優良な小麦。—16) 原語「葡萄の血」。創四九・一一にもある譬喩。濃き紅葡萄酒。—17) 主人にかかる肥えた手に負えぬ牡牛に譬えてある。—18) ヘブレオ語「シエデイム」。—19) 汝を子の如く扱い給える。20) 民をその成り行くまゝに任せる思召。—21) わが民ならざるもの。

三三 を以て彼等を激せしめ、愚なる國民を以て彼等を怒らせん。²²⁾ 三三 わが憤
 怒によりて火燃え上りたり、そは冥府²³⁾の底までも燃え行き、地とその
 生ずる物とを滅し盡し、山々の基底を焼かん。²⁴⁾ 三三 我彼等の上に災厄を
 三二 積み、彼等に對してわが矢を使い果さん。²⁴⁾ 彼等は飢えて憔悴、禽等彼
 二四 等を荒々しく啄みて食い盡さん。我は彼等に獸の齒を遣し、地上を匍う
 二五 もの及び蛇の激怒を遣らん。²⁵⁾ 外よりは²⁵⁾ 劍、内よりは²⁶⁾ 恐怖、彼等を
 二六 滅ぼさん、青年をも處女をも、乳呑兒をもまた老人をも然せん。²⁶⁾ 我は
 二七 云えり、彼等何處にか在る。我は人々の心より、彼等の記憶を消し去
 二七 らん。と。二七 されど敵の怒の爲に、我は之を延期したり、然らずば恐
 二八 らくは彼等の敵思い上りて、すべて是等の事を爲したるは、我等の力
 二八 ある手にして、主に非ず、と云わん。²⁸⁾ 彼等は智慧なく、思慮なき國
 二九 民なり。²⁷⁾ // 二九 ああ、彼等智慧ありて悟り、その終末を慮からばよからん
 三〇 ものを。²⁸⁾ 三〇 如何にしてか一人よく千人を逐い、二人よく萬人を驅るを

22) 耶一五・一四。羅一〇・一九。

23) 地下にあると想像されていた死者の居る所。

24) 天主の御怒りの火は流れて被造物界の到る所に及ぶ。——²⁵⁾ 野外では。——²⁶⁾ 室内では。——²⁷⁾ 耶九・一二。

28) 二九節以下はモイゼの反省。天主の御言葉ではない。

三一 得べき。29) そは、彼等の天主之を賣り、主之を閉じこめ給いしに由るに
 三二 あらずや。三三 蓋し、我等の天主は彼等の神々の如くならず、我等の敵も
 三三 自らかく思いおるなり。三三 彼等の葡萄樹はソドムの葡萄畑、及びゴモラ
 三四 野邊より出でたり。その葡萄は胆汁の葡萄にして、その房はいとも苦
 三五 し。三三 その葡萄酒は龍の胆汁にして、また癒す途なき蝮の毒なり。三四 是
 三六 等はわが許に蓄えられ、わが寶庫に封ぜられあるにあらずや。30) 三五 復讐
 三六 はわが事なり、我は宜き時に報いん、かくて彼等の足よろめくべし。滅
 三七 亡の日は近し。その時は速かに到る。31) 三六 主はその民を審判き、その僕
 三六 を憐み給わん。彼等の手弱り、閉じこめられし者³²⁾も亡せ、残れる者³³⁾
 三七 も滅びたるを鬱し給わん。34) 三七 時に主曰わん、^{三六}「彼等が恃みとしたりし
 三八 その神々は何處にか在る、35) 三六 彼等その犠牲の膏肉を食い、その灌祭の
 三九 酒を飲みしに。かの神々を起たしめて、汝等を助けしめ、窮乏の時に汝
 三九 等を護らしめよ。三九 汝等見るべし、我獨り天主にして、我を除きて別に

29) 天主は一人が千人に、二人が萬人に當る如く強くまします。
 30) 暫くの間、天主のお罰は、寶庫に藏しおく貴重品の如く、適當によく封ぜられていた。
 31) 集二八・一。
 32) 羅一二・一九。來一〇・三〇。
 33) 非戰鬥員。
 34) 戰闘員。
 35) 略後七・六。耶二・二八。

天主はあらず。我は殺し、我は活かさん。我は撃ち、我は癒さん。しかしてわが手より救うを得る者、絶えてあらざるなり。

我は天にわが手を舉げて云わん、我は永遠に活く。

わが劍を研ぎて電光の如くになし、わが手に審判を握らん。

我はわが敵に復讐し、我を憎む者に報いん。

に酔わしめ、わが劍を肉に飽かしめん、その血とは殺されたる

者と捕われたる者との血にして、その肉とは敵の刺りたる頭の

肉なり。御民を讃めよ、汝等國々の民。そは主、御召使の

血の仇を報い、その敵に復讐し、御民の地を慈しみ給うべけれ

ばなり。かくモイゼ、ヌンの子ヨブエと共に、來りてこの

歌の言を、悉く、民の耳に告げ、是等の言を悉く、すべて

のイスラエルに語り終えて、彼等に云いけるは、「わが今日

汝等に證するすべての言を汝等の心に留め、之を汝等の子等に

38) 母上二・六。土一三・二。智一六・一三。約一〇・七。――37) 天主が人の

ように御右手を天に舉げてなし給う誓言。――38) 天

主はシナイ山で雷電の裡に十誠を授け給うた如く

また電光の主でもある。

39) 罰せんと劍を握る。

40) 捕虜は、その頭を刺つて、奴隸である印にする

のが慣であつた。――41) 歌

の終り。不敬なイスラエ

ル人と御民の敵との絶滅

した後、天主は再びイス

ラエルを御民と認め給う

である。――略後七・六。

四七 命じて、守り行わしめ、この律法に録されたる事を悉く果さしむべし。四七 蓋

し之を汝等に命ずるは、空しき事にあらずして、何人も之によりて生き、汝

等之を行ひ以て汝等がヨルダンを渡り行きて領せんと入る地に、時久しく留

まるを得ん爲なり。」と。四八 またその日、主、モイゼに告げて曰いけるは、

四九 アバリム、即ち通過と云うかの山、イエリコに對えるモアブの地に

在るネボ山に上り行き、我がイスラエルの裔等に所領として付さんとする、

五〇 カナアンの地を見よ。さて汝はかの山において死すべきなり。五〇 汝は彼處に

登りたる時己が民の許に至らん、汝の兄弟アロンがホル山にて死し、その

民の許に至りたるが如し。42) 五二 是、汝等がシンの荒野のカデスにある、抗論

の水の邊において、イスラエルの裔等の中にて我に對し罪を犯し、イスラエ

ルの裔等の中に我の聖なることを顯さざりしに由るなり。43) 五三 汝は、我がイ

スラエルの裔等に與えんとする地を、己が前に見ん。されど其處に入るを得

ざるべし。」

42) 民二〇

・二六。

二七・一

二。

43) 即ち天

主の全能

を疑つた

に由る。

— 民二〇

・一二。

二七・一

四。

第三十三章

モイゼ死するに先立ち、イスラエルの諸族を祝す。

一 天主の人^{ひと}、モイゼが、その死に先立ちてイスラエルの裔等を祝したる、祝福は次の如し。²⁾ 即ち彼は云いぬ、
 「主、シナイより來り、セイルより我等に向かいて昇り給えり。ファランの山より現れ給い、千萬の聖なる者³⁾之と俱にありき。その右の御手には、火⁴⁾の律法あり。
 三 彼は民^{たみ}の愛し給えり。聖なる者は皆その御手にありその御足許に近づく者は、その御教を受くべし。⁵⁾ 四 モイゼは我等に律法を命じ、ヤコブの會衆の遺産とせり。
 五 民の首長等、イスラエルの諸族と共に集いたる時、彼は最も義しき者^{もの}に王たるべし。六 ルベンは生きよ、死することなかれ、されど、その數は少かれかし。⁸⁾ 七 ユダ

第三十三章

1) この榮ある名稱は

モイゼの五書中、他の處にはない
 2) この祝福はすべての族に對して云われるのではなく、多分荒野における大離反の際の忠誠の度合に應じて與えられるのである。
 3) 天上の大王の廷臣たる天使たち。

4) 律法發布、契約締結の時シナイ全山を包んだ火焰を云う。
 5) 十ニ族。一)の智三・一。一)のヘブレオ語「イエシユルン」すなわちイスラエル。また彼とは天主のこと。

8) ルベンに對する祝福、「その支族は永續せよ」たゞこれだけ

八 之が救援者たらん。九) 彼はレヴィにも亦云いぬ、汝の完全と汝の
 教¹⁰⁾とは、汝が誘試において試み、抗論の水の邊において審判きし、
 九 汝の聖なる人¹¹⁾に歸す。九) その父とその母とに向かいて、我は汝等を
 知らず。〃と云い、その兄弟に向かいて、我は汝等を知らず。〃と
 一〇 云い、¹²⁾ しかして己が子等を知らざるこの人々は汝の言を奉じ、汝の
 契約を守り、一〇) ああヤコブよ、汝の規定に遵い、ああイスラエルよ、
 汝の律法に遵いしなり。彼等は汝の激怒に際して香を供え、汝の祭壇
 二 の上に燔祭を献げん。13) 二主よ、彼の力を祝し、その手の業¹⁴⁾を嘉納
 し給え。15) 彼の敵の背を打ち、彼を憎む者をして、起つ能わざらしめ
 三 給え。一三) 次いで彼、ベンヤミンに云いけるは、「主の最も愛し給う者
 は、安んじて彼に住い奉り、閨に居る如く、終日留まりて、その肩の

である。一) この
 祝福は祈りの形式
 で行われている。
 10) ウリムとトウミ
 ム。一1) アーロン
 のこと。自分のこ
 とは云わない。
 12) 出三二・二六以
 下参照。一13) 主の
 御怒りを宥めるた
 めに。一14) 聖所に
 おける彼の聖役。
 15) モイゼはヤコブ
 エに直接話しかけ
 て、レヴィ人の特
 質を挙げ、聖なる
 司祭の肖像を美し
 く描く。

二二 間に憩あいだわん。¹⁶⁾ 二三 ヨゼフにも亦また云いけるは、「その地主ちしゆの御祝福おんしゆくふくを蒙こうむりて、天てんと、露つゆと、下したなる深淵ふちの水みづによりて生しょうずる果實このみと、

一四 日ひと月つきとによりて生しょうずる果實このみと、 一五 古ふるき山やまの頂いたゞきより、永とこしえ遠とこの丘おかよ

一六 一六 地ちの産物なりものとを豊ゆたかに恵めぐまれよかし。繁しげみの中なかに

一七 現あらわれ給たまいし者ものの御祝福おんしゆくふく、ヨゼフの頭こゝろに降くだり、その兄弟きょうだいの中うちナザレ人びと

の顛頂いたゞきに降くだらん。¹⁷⁾ 一七 その美うるわ麗しさは牛うしの初仔ついでこの如ごとく、その角つのは犀さいの角つの

の如ごとく、之これを以もつて彼かれは諸國しよこくの民たみを、地ちの果はてまでも突つきまくらん。こ

一八 一八 まれはエフライムまんまんの萬まん々にして、これはマナツセせんくの千せん々くなり。¹⁸⁾ 一八 ま

一八 一八 たザブロンいおに曰いわく、「ザブロンよ、汝なんじは外そとに出いでて¹⁸⁾ 樂たのしめ、イツ

一九 一九 サカルよ、汝なんじはその幕屋まくやに在ありて樂たのしめ。一九 彼等かれらは諸々もろもろの民たみを山やまに

呼よび、其處そこにて正せい義ぎの犧いけにえ牲さを献さげん。彼等かれらは海うみに滿みてる物ものと、砂すなに

二〇 二〇 隱かくされたる寶たからとを、乳ちよの如ごとく吸すわん。¹⁹⁾ 二〇 またガドいに云いいぬ、「ガ

ドはその廣表ひろさにおいて祝めまれよかし。彼かれは獅子ししの如ごとく臥ふし、腕うでと頭かしら

16) 天主はベンヤミンの領内にあるベテルで、太祖ヤコブに現れ給うた(創二八・一〇—二二)。しかしモイゼはユダ領とベンヤミン領との間の境界に近く、シオン山の上に建てられた後の聖殿をさしてゐるのである。17) 出三・二。18) 創四九・一三によれば、彼はフェニキア人から物品を受取りに、外へ出るであろう。19) 彼らは海から程遠くない處に住むであ

二九 葡萄酒との地を見るべく、天は露に霞まん。二九 イスラエルよ、汝は祝せられたり。主に救われたる民よ、誰か汝の如くなる。彼は汝の祐助の楯、汝の光榮の劍に在す。汝の敵は汝を否むべく、汝は彼等の頸を踏むべし。25)」

25) アツシリアの記念碑を見ると、王が征服した者の頸を足で踏みつけている。

第三十四章

モイゼの死—彼を讚らう。

一 ここにおいてモイゼ、モアブの平野よりネボ山に登り、イエリコに對するファスガの山頂に至りしに、1) 主彼にガラードの全地をダ
 ニ ンまで示し、2) ニネフタリ全部、エフライム及びマナッセの地、並に
 三 ユダの全地をその果にある海まで示し、3) 三また南の地方と、棕櫚の
 四 樹の市街、イエリコの廣き平野をセゴルまで示し給いぬ。4) しかして主彼に曰いけるは、「是ぞ我が、アブラハム、イサーク、ヤコブに向かい、
 // 我之を汝の裔に與えん。// と言いて誓いし地なる。汝

第三十四章 1) 三・

二七。三二・四九の御命令に従つて。海拔八八一メートルの高さを有するネボ山からは、白雪を戴くヘルモンや、タボル、エバル、ガリチムの山々、また橄欖山、

五 目のあたり之を見たり、されどこれに渡り行くこと能わ
 ざるべし。〃と。五かくて主の下僕なるモイゼは、主の
 命により、そのモアブの地にて逝けり。六主、之をフオ
 ゴルに對えるモアブの地の谷に葬り給いしが、今日に至
 七 るまで、その墓を知る人なし。七モイゼはその逝きし時
 百二十歳なりしかど、その眼霞まず、その齒も揺がざり
 八 き。八イスラエルの裔等、乃ちモアブの平野において、
 九 三十日の間彼の爲に哭きしが、そのモイゼを悼む悲嘆の
 目も満了れり。九さて、ヌンの子ヨズエは叡智の靈に満
 たされたり、是、モイゼがその兩手を彼の上に按きたる
 によるなり。さればイスラエルの裔等は之に従い、主
 一〇 のモイゼに命じ給える如くになしぬ。一〇されど、主が面
 と面とを合せて知り給えるモイゼの如き預言者は、最

シオン山、ペトレヘムの山々、ヘ
 ブロン山、ついには死海、エンガ
 ツデイまで見える。一²略後二・
 四。一³地中海まで。一⁴創一一・
 七。一五・一八。一⁵ヨズエとエ
 レアザルとは、その墓を知つてい
 たであるが、當時のイスラエル
 人の状態では、迷信的崇拜に陥る
 懼れがあつたので、それを防ぐた
 め他の人々に知らせなかつたのら
 しい。一⁶彼の健康はまだ衰えな
 かつた。一⁷ヨズエが統帥の任を
 引き継いだ。一⁸生まれ落ちると
 すぐ、惨酷な王の命令によつて殺
 されかかり、天主の御攝理によつ
 て不思議に救われ、エジプトにお
 いて幼少年時代を過し、荒野で天
 主の御出現に接して大任に召され

二 早イスラエルの中に起らざり
き。二即ち主は彼をファラオ
とそのすべての臣とその全地
とに遣し、エジプトの地にお
いて諸々の徴と奇蹟とを行わ
しめ、二三全き大能の御手を示
さしめ給い、モイゼはすべて
のイスラエルの前にて大いな
る驚異をなしたるなり。

律法の發布には四十日間断食して準備し、奇蹟と徴とを以て自
分の聖なる使命を確證し、奴隸として虐げられ疲弊の極に達し
ていた同族を救うべく、之を率いて紅海を通り、不思議な杖を
携え、アマレク人と戦つて勝ち、天上のパンを以て己が民を養
い、岩から水を出してこれに飲ませ、シナイ山で律法を制定し
カナアンに連れゆき、柔和謙遜に満ち、天主の御榮發揚に奮勵
し、天主と罪深い民との仲介役を勤め、その顔は變容し、莊重
な告別の辭を以て、天主との契約を守るよう部下を勵まし、己
の後繼者に精神を傳え、王たちの前で崇められ賞揚された彼は
實にイエズスの比類なき前表である。